

ベトナム社会主義共和国
持続可能な農業開発のための
食品安全検査・レファレンス機能・
コンサルティング能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

2023年8月

独立行政法人国際協力機構
経済開発部

経開
J R
23-083

ベトナム社会主義共和国
持続可能な農業開発のための
食品安全検査・レファレンス機能・
コンサルティング能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

2023年8月

独立行政法人国際協力機構
経済開発部

目 次

目 次

調査対象位置図

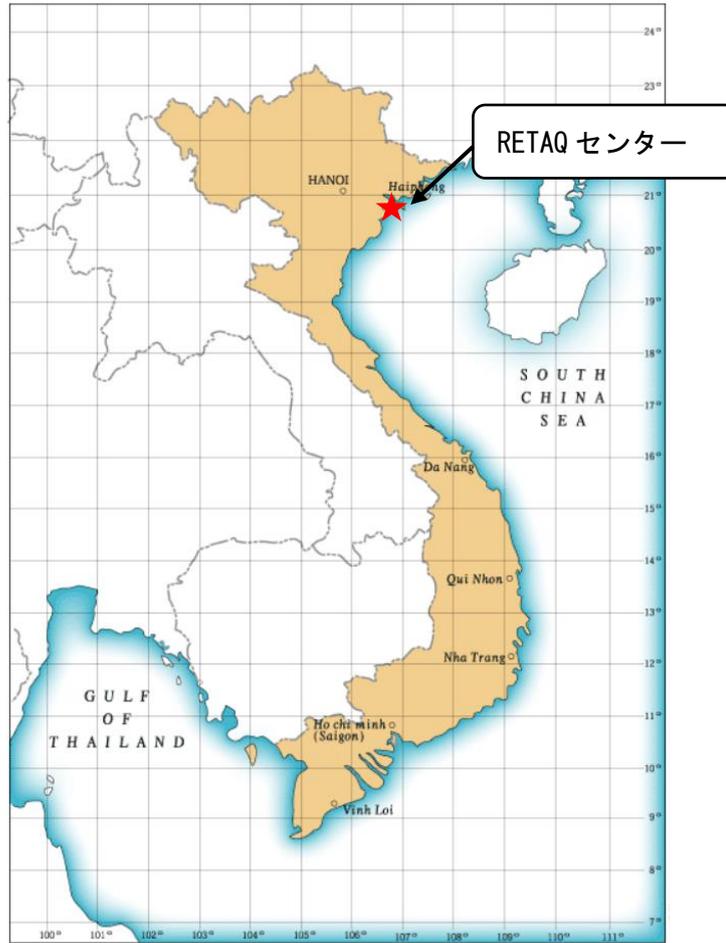
写 真

略語一覧

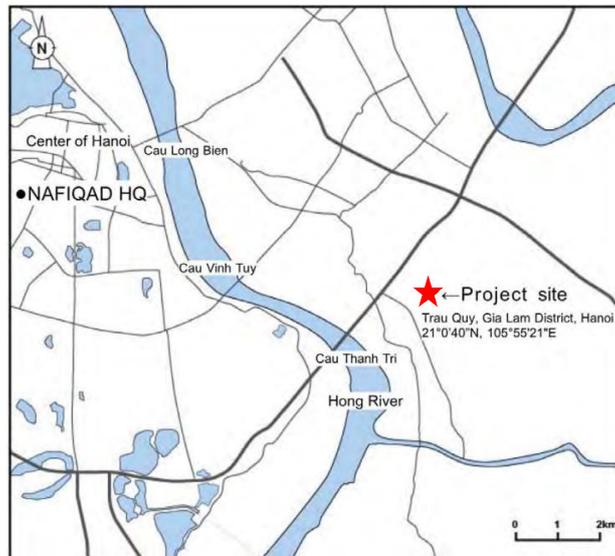
第1章 調査の概要	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査スケジュール	2
1-4 面談者リスト	3
1-4-1 ベトナム側	4
1-4-2 日本側	6
第2章 要請案件の背景	7
2-1 ベトナム国の農業政策における要請案件の位置づけ	7
2-2 わが国援助政策との関連	7
2-3 わが国による関連案件の概要	7
2-3-1 技術協力プロジェクト	7
2-3-2 無償資金協力	8
第3章 ベトナム食品安全・検査の現状	9
3-1 食品安全・検査に係るベトナム国の政策、法令	9
3-2 食品安全・検査に係る関連部局－役割と現状	10
3-2-1 保健省（MOH）	10
3-2-2 商工省（MOIT）	12
3-2-3 農業農村開発省（MARD）	14
3-3 食品安全に関するベトナムのモニタリング・検査体制	23
3-3-1 国内向け（国内生産品、輸入品）モニタリング・検査体制	23
3-3-2 輸出向けモニタリング・検査体制	24
3-3-3 民間の検査機関の位置づけ、検査内容	24
3-4 ベトナム政府による食品安全に関するプロジェクト実施状況	25
3-5 開発パートナーによる支援状況、連携の可能性、留意点	25
第4章 RETAQセンターの位置づけ・役割・現状と課題	27
4-1 設立の経緯	27
4-2 RETAQセンターの役割及び業務内容	27
4-3 RETAQセンターの予算	29
4-4 RETAQセンターの人員・体制	29

4-5	RETAQ センターと MARD 傘下の検査機関との関係	30
4-6	ベトナム食品安全管理における課題と RETAQ センターに期待される対応	31
第5章	プロジェクトの枠組み及び協議結果	34
5-1	プロジェクトの概要	34
5-2	業務の対象範囲	36
5-3	実施期間	37
5-4	実施体制	37
5-5	主な投入	38
5-6	日本側とベトナム側のコスト負担	38
5-7	主な協議内容	39
5-7-1	本事業の開始時期	39
5-7-2	RETAQ センターにおける新規職員の雇用	39
5-7-3	本事業にて実施する認証検査業務	39
5-7-4	リスク分析業務	39
5-7-5	オランダ政府事業とのデマケーション	40
5-7-6	本プロジェクトで対象とする ISO/IEC	40
5-7-7	学術雑誌の購読料	40
5-7-8	ソフトウェア (RETAQ センターの情報データ管理システム) の開発	40
第6章	プロジェクトの事前評価	41
6-1	妥当性	41
6-2	整合性	41
6-3	有効性	42
6-4	効率性	43
6-5	インパクト	45
6-6	持続性	45
6-7	貧困・ジェンダー・環境等に関する留意点	47
6-8	過去の類似案件からの教訓の活用	47
第7章	案件実施上の留意点	49
付属資料		
1.	詳細計画策定調査団議事録 (M/M)	53
2.	RETAQ センターの機能に関する法令 (2017年9月5日付 MARD 決定 No. 446/QĐ-QLCL)	103
3.	面談議事録	106

調査対象位置図



プロジェクトの位置図



プロジェクトサイト周辺図

写 真



NIFC 作成の標準物質



NIFC の検査室 (1)



NIFC の検査室 (2)



NIFC の検査室 (3)



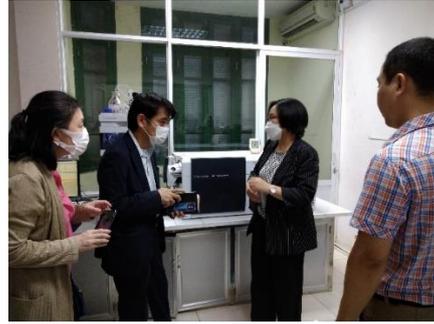
NIFC 検査室の視察



VFA での協議



NAFIQAD 支局 4 (ホーチミン市) での協議



NAFIQAD 支局 1 (ハイフォン市) 視察 (1)



NAFIQAD 支局 1 (ハイフォン市) 視察 (2)



RETAQ センター実験棟視察



M/M 署名の様子

略語一覧

略 語	英 文	和 文
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASTAC センター	Analysis and Verification Center for Aquaculture	水産物検査試験認証センター
DAH	Department of Animal Health	動物衛生局
DARD	Department of Agriculture and Rural Development	農業農村開発局
D-Fish	Directorate of Fisheries	水産総局
DPP	Department of Plant Protection	植物保護局
EURL	European Union Reference Laboratories	欧州連合認証検査機関
GAC	Global Affairs Canada	カナダ国際関係省
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HCMC	Ho Chi Minh City	ホーチミン市
ICD	International Cooperation Department	国際協力局
ISO/IEC	International Organization for Standardization / International Electrotechnical Commission	国際標準化機構/国際電気標準会議
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
MARD	Ministry of Agriculture and Rural Development	農業農村開発省
MOH	Ministry of Health	保健省
MOIT	Ministry of Industry and Trade	商工省
MOST	Ministry of Science and Technology	科学技術省
NAFIQAD	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department	農林水産品質管理局
NCHI	National Center for Veterinary Hygiene Inspection No. 2	国立獣医衛生管理センター
NIFC	National Institute for Food Control	国立食品管理研究所
NPCC	North Pesticide Control Center	北部農薬管理センター
OJT	On-the-Job Training	オン・ザ・ジョブ・トレーニング
PMU	Project Management Unit	プロジェクト管理ユニット
PT	Proficiency Test	熟練度試験
QUATEST2, 3	Quality Assurance and Testing Center 2,3	品質保証・試験センター2, 3
RETAQ センター	Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre	検査・農産食品品質コンサルティングセンター
SAFEGRO	Safe Food for Growth	カナダ政府支援による食品安全支援プロジェクトの名称
SOP	Standard Operating Procedure	標準作業手順書
SPCC	South Pesticide Control Center	南部農薬管理センター
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measurements	衛生植物検疫措置
VFA	Vietnam Food Administration	ベトナム食品安全局
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第1章 調査の概要

1-1 調査団派遣の経緯と目的

ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」と記す）では農業は基幹産業の一つであり、全労働人口の37.0%¹（2019年、世界銀行）が農業セクターに従事し、国内総生産（Gross Domestic Product : GDP）全体の12.6%²（2021年、世界銀行）、輸出額の14.0%（2016年、ベトナム税関総局）を占めており、国内食料供給や、農水産品の輸出取引による外貨獲得の観点等から、重要な役割を担っている。また、ベトナムでの著しい経済成長に伴う国民の所得向上により、都市部の中間層などを中心に安全・安心な食品への需要が高まっているなか、農薬や化学肥料の適正使用や流通時の衛生管理を含む総合的な食品安全管理が求められている。また、ベトナムは世界有数の農産物輸出国として、欧米や日本から農水産品に対する高水準の安全管理が求められている。なお、ベトナムにおける農水産品のトレーサビリティは、輸出を行っている品目は一定程度確保されているものの、国内での流通産品については確立しているとはいえない。こうしたなか、ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD）は「農業農村開発5カ年計画」（2021～2025）において、2025年までに達成すべき目標の一つに、農業資材³の品質と食品安全に関する管理の強化を掲げ、重点課題として取り組んでいる。また、ベトナムは2007年に世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）に加盟しており、WTO/SPS（Sanitary and Phytosanitary Measurements）協定（衛生植物検疫措置協定）に基づき、農水産品の輸出入において国際標準に沿った食品の衛生管理等を求められている。

食品安全管理の課題に対応すべく、ベトナム国内では、MARD・保健省（Ministry of Health : MOH）・商工省（Ministry of Industry and Trade : MOIT）傘下で既に70を超える指定検査機関⁴（ラボ）が存在し、恒常的に食品安全に係る検査を行っている。MARD・MOH・MOITは品目及び流通ステージ（生産・流通・消費）に分けて役割分担が規定されているが、実態としては品目で大まかな役割が決まっている。このうち、MARDは穀物、食肉、水産物、野菜、果物、卵、生乳、蜂蜜、調味料などの、主として生産段階を管轄している。一方で、こうしたラボの分析手法⁵や運営手順⁶に関する統一的なガイドラインは整備されておらず、分析結果にばらつきがあることや、分析結果に疑義や不満をもつ事業者がいても、これを検証する仕組みが整備されていない等の問題が生じている。さらに、食品サンプルの定期的な分析だけでは食の安全を担保するには十分でなく、違反事例が発生した際にどこに問題があるかを特定し、改善方策を検討・指導するという流れを確立することが重要だが、このための手法であるリスク評価・リスクコミュニケーション⁷の仕組みがいまだに整備されていない。こう

¹ <https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=VN>

² <https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS?locations=VN>

³ MARD 決定 Circular No. 45/2014 にて、「農業資材（Agricultural inputs/materials）は、植物品種、家畜品種、有機肥料及びその他の肥料、家畜飼料、水生飼料、殺虫剤、動物用医薬品、化学物質、生物学的製剤、農水産物生産に使用される環境修復・処理物質などが含まれる」と定義。

⁴ MARD・MOH・MOIT が一定の要件を満たした機関を指定検査機関に指定しており、指定検査機関に指定されると、企業や個人からの依頼を受けて検査業務一般を行えることに加え、行政管理機関が実施する食品安全管理に関する検査を実施できる。

⁵ ある産品・分野の検査を行う際に、信頼性・再現性を確保するために定められた共通の検査方法・手順

⁶ 対象サンプルの受け取り・保管、分析の実施、結果の取りまとめ、報告書の作成、データベース化、結果への疑義に対する対応など、ラボとして行うべき一連の業務手順

⁷ 科学的な知見に基づいて食品の安全性に係るリスクを管理する手法を「リスク分析」と呼び、多くの国で取り入れられている。「リスク評価」と「リスクコミュニケーション」はリスク分析を構成する3要素のうちの二つに当たる（他の一つはリスク管理）。リスク評価とは対象とする食品とリスク要因について科学的なデータを収集し、これを用いてリスクの深刻さと広がり进行评估する手法。リスクコミュニケーションとはリスク評価の結果をすべての関係者（一般市民、行政、メディア、事業者、専門家）で共有し、対応方策等について協議する取り組みを指す。

した状況を踏まえ、MARD は、2012 年 2 月 6 日付 MARD 決定「農業農村開発省 NAFIQAD⁸に属する検査・農産食品品質コンサルティングセンター設立決定」にて、統一的な分析基準の策定や分析結果の検証、MARD 傘下のラボに対する技術指導を行うレファレンスラボラトリー⁹として、農林水産品品質検査・認証・コンサルティングセンター（Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre : RETAQ センター）の設立を承認し、同センターの設立支援をわが国に要請した。これを受けて、わが国は無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画（2019 年 10 月～2023 年 7 月）」を実施し、同センターに必要な検査機材及び設備の整備を支援している。他方、同センターがベトナムの農水産品の安全分野において機能し適切に運営されるためには、分析手法や運営手順が整備され、農水産品の安全に係る統一的な検査・分析が適切に実施できるよう、同センターの能力強化が重要となる。このため、今般、農水産品の安全性検査における品質管理を確実に行うことができるよう同センターの運営体制整備及び検査官の能力向上、多種多様な農水産品の分析手法・分析基準の構築、MARD の指定検査機関を含む全国検査施設¹⁰に対する検査機能強化を目的とした本事業の要請がなされた。

本プロジェクトは、無償資金協力により整備を行っている RETAQ センターにおいて、国際基準に基づく食品の品質と安全性における検査及びコンサルティング機能の能力強化を行うことにより、国際基準に基づく農水産品の安全確保のための品質検査能力の強化を図り、もって国内での安全・安心な食品の消費需要と国外への輸出促進に寄与するものであり、今般 JICA は、事業のプロジェクト・デザインを検討し、協力内容、ベトナム側・日本側双方の責任・役割分担、プロジェクト開始までに行うべき作業とそのスケジュール等について確認し、ベトナム側・日本側双方で合意した事項をミニッツ（M/M）として取りまとめ、署名交換をするため、詳細計画策定調査団を派遣した。

1-2 調査団の構成

担当分野	氏名	所属
団長/総括	溝江 恵子	JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ 課長
食品安全	仲田 俊一	JICA 国際協力専門員
評価分析	渡辺 亜矢子	株式会社地域計画連合 国際部 主任研究員
協力企画	海外 マリヤ	JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ 主任調査役

1-3 調査スケジュール

日順	日時（2022 年）	行程
1	7 月 31 日（日）	午後 東京→ハノイ
2	8 月 1 日（月）	10:30～11:00 JICA ベトナム事務所との打合せ
		14:00～16:15 RETAQ センターとの協議
3	8 月 2 日（火）	10:00～10:45 アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）との協議
		14:15～15:15 カナダ政府との協議
4	8 月 3 日（水）	10:10～12:10 MARD 農林水産品質管理局（NAFIQAD）との協議

⁸ 農林水産品質管理局（National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department）

⁹ 定型の業務として行われる分析ではなく、「公定分析法の確立」「基準超過事例の発生時におけるリスク分析」「新たな物質に対する分析手法の検討」「分析結果に疑義が生じた場合の検証」「他の公的及び民間ラボの分析能力のモニタリング、指導」などを担当する上位の分析機関

¹⁰ ベトナム国内で検査機関として登録されているすべての検査機関・施設。これら検査機関・施設は、企業や個人からの依頼を受けて検査業務一般を行うことができる。

日順	日時 (2022年)	行程
		13:30～14:40 MARD 水産局 (Directorate of Fisheries : D-Fish) との協議
		15:15～16:15 MARD 農業貿易局 (Agrotrade) との協議
5	8月4日 (木)	10:00～11:00 商工省 (MOIT) との協議
		14:00～15:30 MARD 動物衛生局 (Department of Animal Health : DAH) との協議
6	8月5日 (金)	9:00～11:15 MARD 植物保護局 (Department of Plant Protection : DPP) との協議
		14:00～15:30 MOH ベトナム食品安全局 (Vietnam Food Administration : VFA) との協議
		16:00～17:40 MOH 傘下、国立食品管理研究所 (National Institute for Food Control : NIFC) との協議
7	8月6日 (土)	終日 資料整理
8	8月7日 (日)	終日 ハノイ→ホーチミン
9	8月8日 (月)	9:00～10:00 NAFIQAD 支局4 (ホーチミン市) との協議
		10:30～11:30 民間輸出企業 (Trung Son Corporation) との協議
		14:00～15:10 民間検査機関 (SGS Vietnam Ltd.) との協議、視察
		夕方 ホーチミン→ハノイ
10	8月9日 (火)	9:00～11:00 MARD 国際協力局 (International Cooperation Department : ICD) への表敬、協議
		14:00～16:00 RETAQ センターとの協議
11	8月10日 (水)	10:45～13:00 NAFIQAD 支局1 (ハイフォン市) との協議、視察
12	8月11日 (木)	9:00～12:30 団内協議
		14:00～15:00 オランダ政府との協議
13	8月12日 (金)	9:00～12:30 団内協議
		14:00～17:40 RETAQ センターとの協議
14	8月13日 (土)	終日 団内協議、資料整理
15	8月14日 (日)	終日 資料整理
16	8月15日 (月)	9:00～12:30 団内協議、資料整理
		15:00～20:00 RETAQ センターとのミニッツ内容協議
17	8月16日 (火)	9:00～12:30 団内協議、資料整理
		15:00～19:00 RETAQ センターとのミニッツ内容協議
18	8月17日 (水)	終日 RETAQ センターとのミニッツ内容協議
19	8月18日 (木)	終日 RETAQ センターとのミニッツ内容協議
20	8月19日 (金)	10:30～12:00 RETAQ センターとのミニッツ内容協議
		14:00～14:30 ミニッツ署名式
		15:00～16:30 JICA ベトナム事務所への報告
		夜 ハノイ→東京 (翌朝着)

1-4 面談者リスト

今回の詳細計画策定調査 (現地調査) 期間の面談者リストは、以下のとおりである。

1-4-1 ベトナム側

(1) 農業農村開発省 (Ministry of Agriculture and Rural Development : MARD)

1) 農林水産品質管理局 (National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department : NAFIQAD)

a) NAFIQAD 本部

Mr. Le Anh Ngoc	Head of Inspection and Legal Department
-----------------	---

b) NAFIQAD 支局 1

Mr. Tran The Phong	Director
Ms. Bui Thi Nhan	Deputy Director
Ms. Do Thi Thu Huong	Head of Microbiological Analysis Division
Mr. Nguyen Cong Chuc	Head of Chemical Analysis Division
Mr. Bru Thi Thu Trang	General Affairs Office

c) NAFIQAD 支局 4

Mr. Khuc Tuan Anh	Director
Mr. Nguyen Thoang Huy Dat	Deputy Director
Mr. Nguyen Tien Dung	Head of Microbiological Analysis Division
Mr. Vo Lei Theu	Deputy Head of Chemical Analysis Division
Mr. Dao Thanh Tam	Officer

2) 検査・農産食品品質コンサルティングセンター (Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre : RETAQ センター)

Dr. Tran Dang Ninh	Director
Mr. Nguyen Dinh Anh	Vice Director
Mr. Dang Viet Yen	Vice Director
Mr. Do Duc Ban	In charge of Quality Control Department
Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy	Head of Inspection and Reference Testing Division
Mr. Vu Tuan Long	Inspector, Inspection and Reference Testing Division
Mr. Phan Thai Long	General Affairs Division
Ms. Thun	Financial Division

3) 国際協力局 (International Cooperation Department : ICD)

Mr. Dang Quang Huy	ICD, MARD
Mr. Masashi Motegi	JICA 農業振興アドバイザー

4) 動物衛生局 (Department of Animal Health : DAH)

Mr. Quang Anh	International Cooperation Division
Mr. Tang Anh Vinh	Vice Head of Public Animals Health

5) 植物保護局 (Department of Plant Protection : DPP)

Mr. Huynh Tan Dat	Deputy Director General
Ms. Ngo Thi Phuong Dung	Deputy Director, Division of International Affairs

Ms. Luong Kai Ton	Officer, Division of Food Safety Management
Mr. Huong Anh Duc	Officer, Division of Planning

6) 水産総局 (Directorate of Fisheries : D-Fish)

Mrs. Nguyen Thi Phuong Dung	Director of Science, Technology and International Cooperation Department
Mrs. Cao Thi Thanh Tu	Officer of Capture Fisheries Department
Mrs. Nguyen Thi Hong Nhuy	Officer of Science, Technology and International Cooperation Department
Mrs. Bui Thi Phuong	Aquaculture Surveying, Testing and Accreditation Center (ASTAC)
Mrs. Nguyen Thi Hien	Aquaculture Surveying, Testing and Accreditation Center (ASTAC)
Mrs. Thiu Thi Tueyet Hang	Officer of Aquaculture Department

7) 農業貿易局 (Agrotrade)

Dr. Le Thanh Hoa	Deputy Director General, Director of Viet Nam SPS Office
Mr. Nguyen Ngoc Bach	Trading Policy Department

(2) 商工省 (Ministry of Industry and Trade : MOIT)

Mr. Thang	Head of Food Safety and Biotechnology Division, Department of Science and Technology
Ms. Qynh	Officer of Food Safety and Biotechnology Division, Department of Science and Technology

(3) 保健省 (Ministry of Health : MOH)

1) ベトナム食品安全局 (Vietnam Food Administration : VFA)

Mr. Lam Quoc Hung	Head of Standard Management and Testing Division
Ms. Nguyen Thu Hien	Deputy Head of Legislation - Inspection Division
Mr. Do Truong Giang	Office of VFA
Ms. Nguyen Thi Phuong Mai	Deputy Head of Planning - Finance Division
Mr. Doan Huy Dung	Staff of Food Poisoning Control and Communications Division

2) 国立食品管理研究所 (National Institute for Food Control : NIFC)

Mr. Tran Cao Son	Deputy Director
Ms. Le Thi Phuong Thao	Head of Quality Assurance Division
Mr. Pham Nhu Trong	In-charge of Training and International Cooperation Division
Ms. Nghiem Thi Ngoc Huyen	Staff of Training and International Cooperation Division
Mr. Tran Thanh Son	Staff of Quality Assurance Division

(4) アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB)

Ms. Stefania Dina	Senior Natural Resources and Agriculture Specialist
Mr. Leonard H. Leung	Natural Resources and Agriculture Economist (オンライン参加)

(5) カナダ国際関係省 (Global Affairs Canada : GAC)

Ms. Le Van Son	Senior Development Officer
Mr. Hoang Thai Ninh	Project Director, Chief of the Representative Office in Hanoi of SAFEGRO

(6) オランダ政府

Mr. Leendert van Ginkel	WFSR, Former Director EURL and Programme Manager
Mr. Edzart Bruinier	Netherlands Food and Consumer product Safety Authority
Ms. Nguyen Huong Lan	Senior Agricultural Advisor, Embassy of the Kingdom of the Netherlands

(7) 民間検査機関

1) SGS Vietnam Ltd.

Mr. Nguyen Tan Thoi	Business Manager
Mr. Xu Lam	Food Laboratory Manager

(8) 民間水産加工企業

1) Trung Son Corporation

Mr. Tran Ngoc Hung	Quality Control Manager
--------------------	-------------------------

1 - 4 - 2 日本側

(1) JICA ベトナム事務所

久保 良友	ベトナム事務所次長
金子 浩士	企画調整員 (企画)
Ms. Nguyen Thi Thu Hang	Program Officer

第2章 要請案件の背景

2-1 ベトナム国の農業政策における要請案件の位置づけ

ベトナムにおける安全な食品への需要が高まっているなか、MARDは「農業農村開発5カ年計画（2021～2025）」において、2025年までに達成すべき活動の一つに、農業資材の品質と食品安全に関する管理の強化を掲げており、食品安全管理の課題に取り組んでいる。また、ベトナムは2007年にWTOに加盟しており、WTO/SPS協定（衛生植物検疫措置協定）に基づき、農水産品の輸出入において国際標準に沿った食品供給の確保等を求められている。本プロジェクトは、これらベトナムの農業政策や需要に合致している。

2-2 わが国援助政策との関連

本プロジェクトは、国際基準に基づく農水産品の安全確保のための品質検査能力の強化を図り、もって国内での安全・安心な食品の消費需要と国外への輸出促進に寄与するものであるが、安全な農水産品の供給は、わが国の対ベトナム国別開発協力方針における重点分野の一つである「成長と競争力強化」における開発課題「産業競争力強化・人材育成」のうちの、「農業高付加価値化プログラム」に合致する。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年6月）においても、農水産物・食品の安全性の確保の支援を実施するとしており、本プロジェクトはこれらの協力方針・分析にも合致する。さらに、日越農業政策対話において策定された中長期農業政策ビジョン（フェーズ2：2020年～2024年）においては、民間企業の投資促進（先進的技術の導入）が重点取り組みの一つであり、具体的取り組みとして、食品安全、衛生管理体制が含まれていることから、同ビジョンの方向性とも合致する。

2-3 わが国による関連案件の概要

わが国による、食品安全分野における、実施済み・実施中の事業は以下のとおりである。

2-3-1 技術協力プロジェクト

わが国の食品安全管理分野における協力としては、2011年から2014年に「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」の実施を通じて、農薬や抗生物質、重金属等の残留物質や微生物等の検査体制の強化や検査官の技能向上により、多種多様な農水産食品のモニタリング検査体制の強化を図っている。そのなかで、MARDのNAFIQAD支局（地方検査機関）2カ所をパイロットサイトとして検査体制の構築・強化に取り組んでいる。本プロジェクトでは、RETAQセンターの能力向上を通じて、研修等の実施により、NAFIQAD支局をはじめとする関連検査機関の能力向上に継続的に資することが期待される。

また、2022年5月から2026年5月までの4年間をプロジェクト期間として開始された「北部地域における安全作物バリューチェーン強化プロジェクト」では、ベトナム北部地域において Basic GAP (Good Agricultural Practice) や VietGAP の適用などにより安全な作物（果物・野菜）のバリューチェーンを強化すべく、普及員の能力向上や対象農協の強化を実施している。農産品の安全性向上をめざす点において本プロジェクトと方向性を同じくしており、連携の可能性や必要性を考慮しつつ、相乗効果が図れる部分があれば積極的に連携していくことが肝要である。

2-3-2 無償資金協力

わが国は、無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画」（2019年10月～2023年7月）を実施し、レファレンスラボ（認証検査機関）として必要な施設・設備が整備された。当該無償資金協力では、バイオセーフティーレベル2の設定がなされているが、食品安全管理のための分析業務には十分に対応可能とのことである。無償資金協力にて整備された施設・設備を適切に運用し、高度な分析技術をもって認証検査機関としての機能を果たしていくため、速やかに本プロジェクトを開始することが必要となる。

第3章 ベトナム食品安全・検査の現状

3-1 食品安全・検査に係るベトナム国の政策、法令

本プロジェクトに関して、食品安全管理の推進や検査に係るベトナムの政策、法令としては下記が挙げられる。

(1) WTO 加盟 (2007 年)

以降、積極的に国際市場に参加、世界有数の農水産物の輸出国となる。

(2) 2008 年 11 月 17 日付首相決議 No. 147/2008/QĐ-TTg

SPS 協定に基づくコミットメントの実施促進に関する「国家行動計画」を承認。

(3) 食品安全法の策定 (2010 年)

食品安全管理に関する管轄省庁や責任分担等を決定。MOH、MARD 及び MOIT の 3 省を、食品安全管理の管轄省庁とし、その大臣は、おのおの管轄する品目につき食品安全検査を行う機関を指定する。また、第 47 条では、各大臣は検査結果に関して争議が生じた場合に検査結果の検証を行う認証検査機関の要件を定め、認証検査機関を指定することとしている(本プロジェクトのカウンターパート機関である RETAQ センターは、同第 47 条に基づき認証検査機関として必要な技術、能力の習得が期待されている)。

(4) SPS センターの設立決定と RETAQ センターへの名称変更 (2012 年 2 月 6 日付 MARD 決定 No.198/QĐ-BNN-TCCB)

当初、SPS センターとしての設立が決定されたが、その後、MARD 農林水産品質管理局 (NAFIQAD) の下に建設される RETAQ センターに名称を変更し設立された。

(5) 2017 年 9 月 5 日付 MARD 決定 No. 446/QĐ-QLCL

RETAQ センターの役割や権限、組織体制等につき、修正を加え決定。

(6) MARD 「農業農村開発 5 カ年計画」 (2021~2025)

2025 年までに達成すべき活動の一つに、農業資材の品質と食品安全に関する管理の強化を掲げ、食品安全管理の課題に取り組んでいる。

(7) 「2050 年に向けたビジョンに沿った 2021~2030 年持続可能な農業・農村開発戦略の承認」 (2022 年 1 月の首相決定第 150 号)

2030 年までの目標の一つとして「農林水産品の市場開発 (特に輸出市場の拡大) につき、年 5~6%の成長率を目標とする」ことを示し、検査機関などへの投資を通じて引き続き食品安全の確保に取り組むとしている。

(8) 「2021 年から 2030 年に向けた農林水産品の品質向上及び食品の安全性確保のためのプロジェ

クトの承認」(2022年4月15日付のMARD決定第1384号)

農林水産品の品質向上と安全性確保に向けて制度や政策、法律、基準、技術的規制の整備に努めるとし、施策の一つとして「法的政策の見直し・修正や安全性試験、コンサルティング、認証サービスの実施」を掲げ、取り組みの方向性を示している。

(9) 食品安全法の各省レビューと改正への動き

食品安全法の策定から10年が経過、関係省庁・機関によるレビューの実施が決定している。MOHが事務局となり、MARD、MOITも管轄分野につきリスク評価を行ったうえで、改定案を提出することとなっている。政府の承認を得たのちに2025年国会へ提出、承認を経て改定する予定である。

3-2 食品安全・検査に係る関連部局－役割と現状

ベトナムの食品安全管理は、MOH、MARD、MOITがおのおの管轄品目をもち、当該品目の安全性確保に責任を有する体制で行っている。食品安全管理全般にかかわる法的整備の取りまとめ(事務局機能)や国家技術規格(安全基準：順守が義務づけられている)の策定は、MOHがその責任を有している。

以下に、ベトナムの食品安全管理及び検査に係る主な部局とその役割、組織体制等につき記述する。

3-2-1 保健省(MOH)

ベトナムの食品安全分野を管轄する3省庁のなかで、MOHは、法律整備などに際しての窓口機能を有し、全体の取りまとめ等を行う位置づけがなされている。食品安全法によりMOHの役割・責任は、下記のように定められている。

【全体的な責務】

- ① 食品安全に関する国家戦略及びマスタープランの策定と実施
- ② 食品及び食品包装材に関する安全基準に関する国家技術規格の策定
- ③ 食品安全管理に関し、関連省庁や省人民委員会に対して定期・不定期の報告を要請
- ④ 食品生産者及び流通業者に対し、食品安全管理に関する要件を指定
- ⑤ 食品安全及び食中毒事案に関する広報・啓もう活動に関し、主たる責任を負う

【MOH管轄範囲における責務】

- ① 食品安全に係る各管轄省庁がそれぞれの責務を果たすために必要な戦略、政策、マスタープラン、法令などの策定・普及に関し、主たる責任を負う
- ② 国の規定に基づき、食品添加物等管轄品目のサプライチェーン全般における食品安全管理
- ③ 管轄の範囲内において、食品生産、加工及び流通プロセス全般を通じて食品包装材に関する安全管理
- ④ 管轄範囲内において、食品生産、輸出、輸入及び流通プロセス全般を通じて食品安全法違反の監視、対応

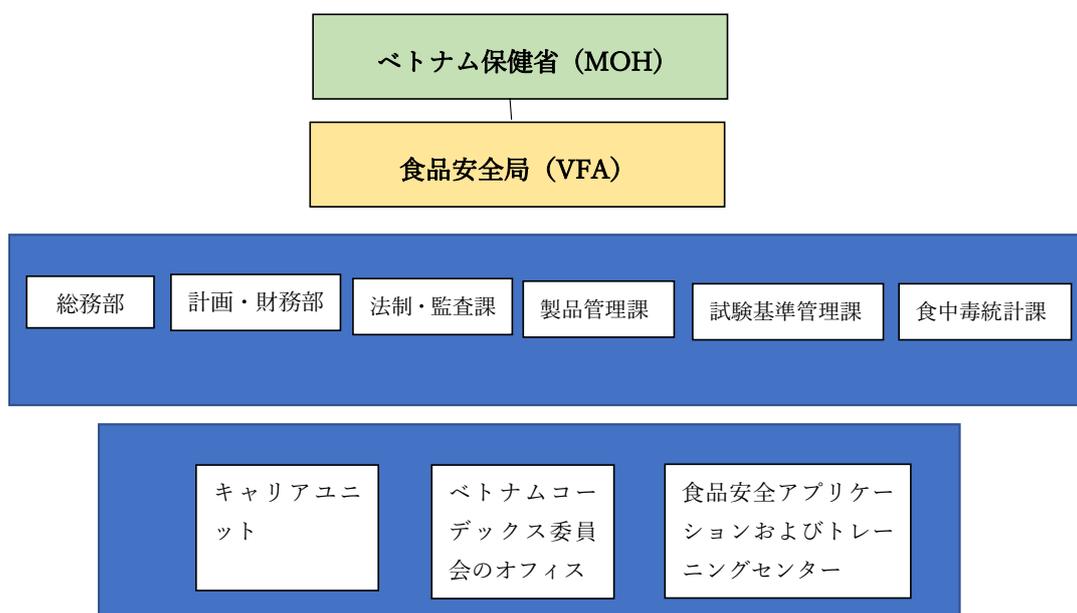
MOHの管轄品目は、表-1のとおりである。

表－1 MOHの管轄品目（食品グループ）

I. 瓶入り飲料水、ナチュラルミネラルウォーター、食品用の氷
II. 機能性食品
III. 微量栄養素強化食品
IV. 食品添加物、香料及び加工助剤
V. 食品包装用器具、食品包装及び食品容器
VI. 農業農村開発省及び商工省の管轄する製品一覧に定めのないほかの食品

出典：ベトナム食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令（仮訳）。調査団要約。

MOH内で食品安全分野を管轄しているのは、ベトナム食品安全局（VFA）であり¹¹、組織体制は図－1のとおりである。



出典：2018年5月3日付けの保健大臣の決定 No. 2728/QD-BYT 及びヒアリング結果より、調査団作成

図－1 VFA組織図

VFAはMOH大臣への提言を行う部署であり、ベトナムの食品安全分野に責任をもつ行政管理機関のなかでは最上位機関である。職員は、局長1名、副局長2名と職員84名、六つの課から構成されている。うち4部署が専門部署の①法制・監査課、②製品管理課、③試験基準管理課、④食中毒統計課であり、このほか計画・財務部と総務部がある。

- ① 法制・監査課：MOHは食品安全分野の法律の立案と施行への助言を行うことになっており、「法律」「政令」は食品全品目についてMOHのこの課が立案する。
- ② 製品管理課：MOHの管轄と規定されている品目について、違反があった場合の回収の決定とトレースを行う。製品の登録手続きの窓口でもある。市販後の商品のモニタリングもしている。

¹¹ 2012年10月22日付けの保健大臣決定第4062/QD-BYT号によりその責務や権限、組織構成などを規定しており、その後の2018年5月3日付けの保健大臣決定 No. 2728/QD-BYT号により修正されている。

- ③ 試験基準管理課：MOH 管轄品目について、規定、規格、基準をつくる。また、食品安全に関する検査システムの管理も実施している。まれに、食品に使用している新しい添加物について登録番号の発行も行っている。汚染物に関する通達も出している。
- ④ 食中毒統計課：VFA 局長に対して、食中毒の予防策や対策の提案、リスク分析を実施している。また、品目ごとの食品安全基準を満たした商品に証明書の発行や、食品の宣伝内容につき、本当にその効果があるかを確認、また、啓もう活動の企画も実施している。

MOH は、45 の検査機関を食品安全分野の指定検査機関として指定している¹²ほか、自省傘下の下記 3 機関を認証検査機関として指定し、認証検査業務を実施している。後述する MOIT が自省の管轄内において施行令を策定して認証検査機関を指定し認証業務を実施しているのに対し、MOH は法的整備を行っていないものの、実質的には認証機関の指定など実施運営を行っている。

- ・ 国立食品管理研究所 (National Institute for Food Control : NIFC)
- ・ 国立栄養研究所 (National Institute of Nutrition : NIN)
- ・ ホーチミン市公衆衛生研究所 (Institute of Hygiene and Public Health : IPH)

3-2-2 商工省 (MOIT)

食品安全法により、MOIT の役割・責任は、下記のように定められている。

【MOIT 管轄における責務】

- ① 管轄の範囲内において、食品安全に係る政策、戦略、マスタープラン、法令などの策定・普及に関し、主たる責任を負う
- ② 国の規定に基づき、酒、ビール、飲料、加工乳、植物油、粉類及びその加工品につき生産、加工、保存、輸送、輸入、輸出及び流通のプロセス全般における食品安全管理
- ③ 管轄の範囲内において、生産、加工及び流通プロセス全般における食品包装材の安全管理
- ④ 市場及びスーパーマーケットにおける食品販売に関する政策、マスタープランの策定
- ⑤ 食品流通販売における偽装食品や詐欺行為の防止と管理につき、主たる責任を負う
- ⑥ 管轄範囲において、食品安全管理に関する定期、不定期の報告

MOIT の管轄品目は、表-2 のとおりである。

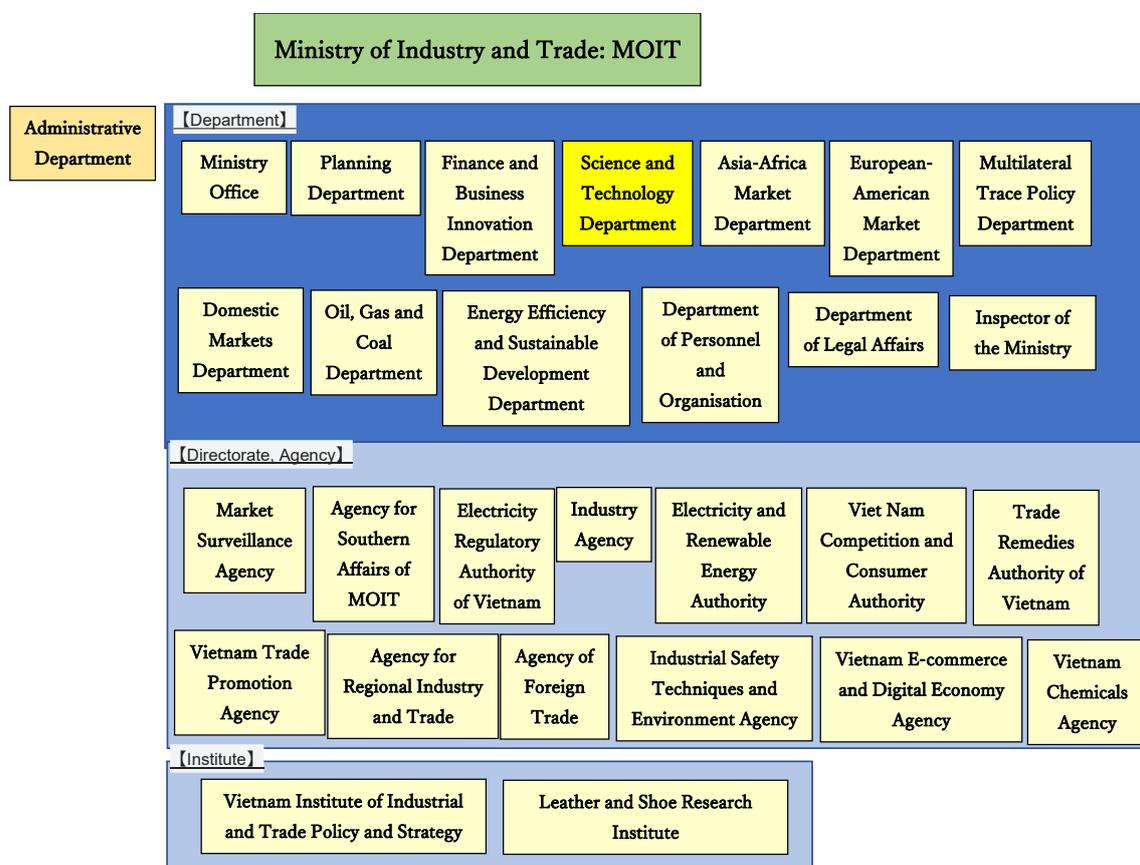
表-2 MOIT の管轄品目 (食品グループ)

I.	ビール (生、瓶、缶)
II.	酒、アルコール、アルコール飲料
III.	飲料 (ミネラルウォーター、精製水を除く)
IV.	加工乳 (液体、粉、豆乳、バター、チーズなど)
V.	植物油 (ゴマ種子、コメぬか、ダイズ、ピーナッツなど)
VI.	粉、でんぷん (小麦粉、穀粉、ポテトスターチなど)
VII.	お菓子、ジャム
VIII.	割り当てられる分野で食品の生産・加工・販売プロセスに使用される食品容器、梱包材

出典：ベトナム食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令 (仮訳)。調査団要約。

¹² VFA ホームページ <https://vfa.gov.vn/tin-tuc/danh-sach-cac-co-so-duoc-chi-dinh-kiem-nghiem-phuc-vu-quan-ly-nha-nuoc-ve-an-toan-thuc-pham.html> (2021 年 3 月 11 日付)

MOIT には、下記のような部局、総局、庁、研究機関等があり、食品安全検査に関しては科学技術部（Science and Technology Department）内の食品安全・バイオテクノロジー課（Division of Food Safety and biotechnology）が管轄している。



出典：MOIT ホームページ。調査団作成。

図－2 MOIT 組織図

MOIT は、11 の検査機関を食品安全管理のための指定検査機関として指定している¹³ほか、省令 No. 40/2013/TT-BCT（2013 年 12 月 31 日付）及び省令 No. 27/2016/TT-BCT（2016 年 12 月 5 日付）による改定で、自省の管轄内における食品認証検査機関としての要件（適格性）と指定手順を定め、食品安全分野の認証機関として下記 3 機関を指定している¹⁴。

NIFC は MOH 傘下、QUATEST3 及び QUATEST2 はいずれも科学技術省（Ministry of Science and Technology : MOST）傘下の検査センターであり、MOIT 独自の認証機関は設置していない。認証検査業務については、紛争の内容により最も適切な機関を MOIT が選定し対応を図っているとのことである。

- ・ 国立食品管理研究所（National Institute for Food Control : NIFC）
- ・ 品質保証・試験センター3（Quality Assurance and Testing Center 3 : QUATEST3）
- ・ 品質保証・試験センター2（Quality Assurance and Testing Center 2 : QUATEST2）

¹³ “Report on the proposal for strengthening the national reference laboratories system for food safety in Vietnam (Draft 1),” Memorandum of Understanding Vietnam, The Netherlands, World Bank, July 2021 の Annex 1 及び 2 より。

¹⁴ 同上

3-2-3 農業農村開発省 (MARD)

食品安全に責任を負う3省庁のうち、最も多くの品目を管轄するのがMARDである。その管轄品目は、以下のとおりである。

表-3 MARDの管轄品目(食品グループ)

I.	穀物
II.	肉及び肉からの調整品(生鮮肉、氷冷却肉、冷凍肉、家畜・家禽の食用副産物など)
III.	水産物及び水産製品(生、生鮮、冷凍水産物、水産物の食用副産物、調製品など)
IV.	野菜、果物及び野菜・果物からの製品(新鮮、加工野菜・果物)
V.	卵及び卵製品(陸上動物と両生類の卵、加工品、配合食品各種など)
VI.	生乳
VII.	蜂蜜及び蜂蜜製品(純粋、濃縮、希釈蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリーなど)
VIII.	遺伝子組み換え食品
IX.	食塩(海塩、岩塩、精製塩など)
X.	調味料(単一、配合調味料、ソース、しょうゆ、漬物など)
XI.	砂糖(化学的に純粋な個体のサトウキビやテンサイ糖、その他の砂糖など)
XII.	お茶(新鮮なお茶、加工お茶など)
XIII.	コーヒー(新鮮、乾燥コーヒー豆、抽出物など)
XIV.	ココア(新鮮、乾燥ココア豆、ココアペースト、ココアバター、カカオ粉末製品など)
XV.	コショウ(乾燥、新鮮、粉碎コショウなど)
XVI.	カシュー(カシュー、カシューからの調製品)
XVII.	他の農産物や食料品(種各種、加工済みの植物由来食品、カナリア巣など)
XVIII.	割り当てられる分野で食品の生産・加工・販売プロセスに使用される食品容器、梱包材
XIX.	MARDの管轄する分野で食品の保管・加工に使用される氷

出典：ベトナム食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令(仮訳)。調査団要約。

後述するMARD各局においては、それぞれ管轄の農畜産水産物を有し、品目ごとにバリューチェーン(生産-流通-卸売-販売-消費)のどの段階において、安全性と品質確保に責任を有しているか、詳細に決められている。食品安全に係るMARDの指定検査機関には、下記9機関が指定されている。

表-4 MARD部局傘下の指定検査機関

Public Laboratories	
Laboratories under MARD	
1	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 1
2	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 2
3	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 3
4	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 4
5	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 5
6	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 6
7	Northern Pesticides Control and Testing Center under DPP
8	Southern Pesticide Control and testing Center under DPP
9	National Center For Veterinary Hygiene Inspection No. 2 under DAH

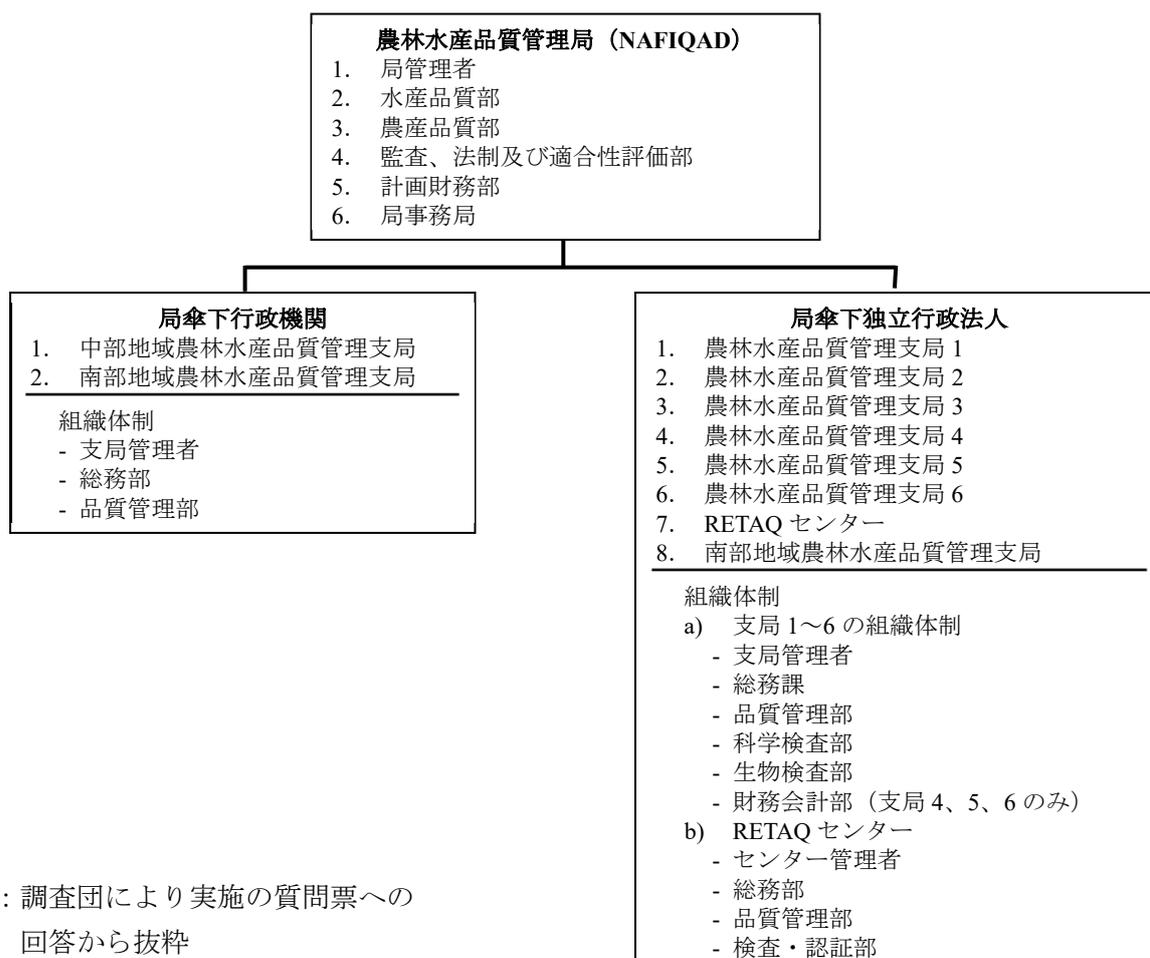
出典：調査団作成

(1) 農林水産品質管理局 (NAFIQAD)

MARD 内では複数の部局が食品安全に関する管轄をもち業務を行っているが、MARD の食品安全に関する窓口を務めているのが NAFIQAD である。後述のとおり、MARD 内部でも品目ごとに担当部署が分かれているが、NAFIQAD は水産部門を除く全般にかかわり（水産品については、輸出段階のみ管轄）、以下のような業務を実施している。

- ① 食品安全検査：畜産品・農作物の前処理・加工に関する食品安全、水産品の購入・保管・前処理・加工・販売・輸出事業者、輸出水産品の食品安全検査を実施
- ② 卸売市場・農産品市場・農林水産品専門店等の食品安全条件の管理（行政指導）
- ③ 管轄範囲に関する食品安全管理状況の大臣報告・助言
- ④ 食品安全検査機関の登録・指定：「製品商品品質法」と「食品安全法」の二つの法律に基づき、検査機関の登録申請及び指定検査機関の指定に際する適合性管理（審査、評価、指定、認定）を実施
- ⑤ 政策、企画、計画、プログラム、プロジェクト、事業、マスタープランの大臣への提案（農業資材や商品・製品の品質管理、大臣の委譲及び法律に定める農林水産品・塩・農業資材に関するもの）及び品質管理の指導・監査・報告（農林水産品、塩及び農業資材に関するもの）

NAFIQAD の組織は、図－3 のとおりである。



出典：調査団により実施の質問票への
回答から抜粋

図－3 NAFIQAD 組織図

NAFIQAD は六つの地方支所を有し、各支局が対象地域をもちベトナム全土をカバーしている。調査にて確認できた各支局の業務内容は次のとおりである。

- ① 輸出物の検査
- ② 輸出証明書の発行
- ③ 政府委託による食品安全モニタリング（食品のサンプル調査）
- ④ 政府委託による生産・加工施設の監査（食品のサンプル調査を含む）¹⁵
- ⑤ 農業物資（農薬、肥料など）の品質検査
- ⑥ ISO や VietGAP、HACCP などの適合認証
- ⑦ 法規定の作成やベトナム基準・規定の作成
- ⑧ 法規定の順守、基準の適用に関する研修、指導
- ⑨ 企業・個人からの委託による分析

上記のうち、⑦は農業分野の法規定、基準・規定に関してである。また、⑨企業・個人からの委託による分析は、国内消費向けの食品も一部含まれている。

地方支局は輸出証明書の発行を機能の一つとして有していることから、輸出に際して必要となる検査・分析業務の依頼を多く請け負っている。ベトナム水産物の輸出が多いこともあり、NAFIQAD 支局における分析業務は水産物を対象とするケースが多く見受けられるが、地域により野菜や果物などの分析業務も多数実施している支局もある。例えば、ホーチミン市にある NAFIQAD 支局 4 においては水産物の分析業務が 100%に近い一方、ベトナム北部 28 省を管轄しハイフォン市に位置する NAFIQAD 支局 1 は、農産物の検査業務の割合は約 50%とこのことである。

なお、輸出証明書の発行は、NAFIQAD 本局では行っていない。現在、その機能を付与されている NAFIQAD 支局 1～6 に加えて、今後、RETAQ センターが十分な検査機器と検査能力を習得し、検査業務を開始したのちに、RETAQ センターにも輸出証明書の発行機能が付与される。RETAQ センターは NAFIQAD 支局 1（ハイフォン）の管轄地域内に位置しており、NAFIQAD 支局 1 の管轄範囲はベトナム北部 28 省と大変広いことから、NAFIQAD 支局 1 とともに輸出証明発行業務を実施していくに十分に足るニーズがある。なお、RETAQ センターが認証検査機関としての要件を満たす状況になったのちは、NAFIQAD にその指定のための手続きを申請する。



出典：ベトナム社会主義共和国食品安全確保のための RETAQ センター検査能力強化計画準備調査報告書 2（2018 年 1 月）独立行政法人国際協力機構（JICA）・OAFIC 株式会社

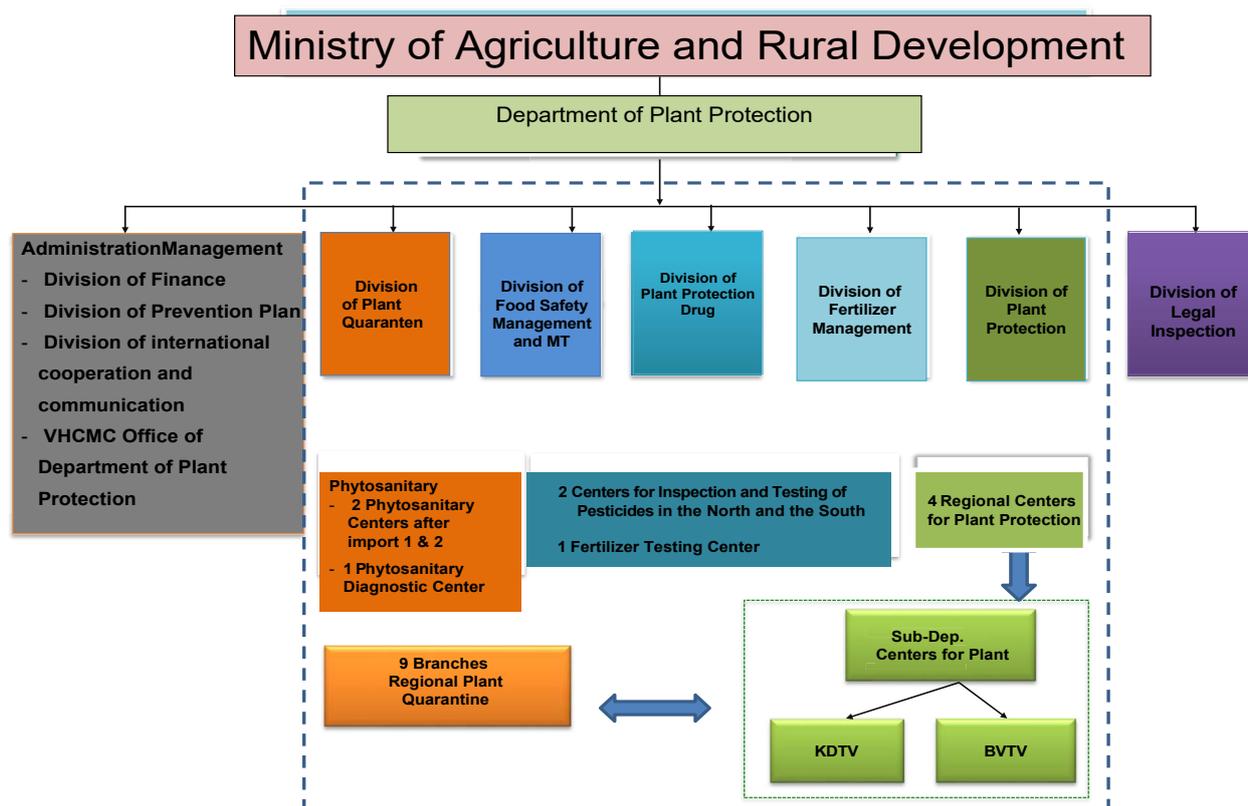
図－4 NAFIQAD 支局 1～6 の対象地域

¹⁵ 例えば、NAFIQAD 支局 4 では、①二枚貝（海洋生物の毒素、薬品、重金属）、②養殖水産物の残留化学物質（重金属、薬品を含む）、③養殖場のモニタリングサンプルの採取を実施している。

(2) 植物保護局 (DPP)

DPP については、MARD 大臣決定 No. 928/QD-BNN-TCCB (2017 年 3 月 24 日付) により、その機能や任務、権限及び組織構造が定められている。機能としては、植物、肥料、植物由来の食品の安全性につき、その①輸出入と②国内消費に関する部分を管轄している。②の国内消費部分については、DPP 傘下の九つの地方支局 (ハイフォン、ホーチミン、ダナンなど) が NAFIQAD と協力し、第 15 号政令に定められたモニタリングと監査を実施している。中央レベルでは、DPP が輸出入に関連する施設の監査を実施しており、これは毎年、年の初めに計画をつくって実施しているため、監査の対象数は毎年違う。地方レベルにおいても、その年の予算に応じて、何件実施するかなど計画をつくり実施している。施設を 3 ランクに分け、Very Good は 18 カ月ごと、Good は 12 カ月ごと、と実施している。

九つの地方局は、農業農村開発局 (Department of Agriculture and Rural Development : DARD) 内にある DPP の下部組織とは別に、DPP の直轄の組織として設置されている。ここでは植物検疫と食品安全に関する業務のみを実施している。このほか、10 のセンターをもっているが、このうち食品安全に関する検査を実施しているのは北部農薬管理センター (North Pesticide Control Center : NPCC) と南部農薬管理センター (South Pesticide Control Center : SPCC) の二つである。DPP の組織図は、図-5 のとおりである。



出典 : DPP ホームページより抜粋のうえ、調査団にて英訳。

図-5 DPP 組織図

農産物の食品安全管理は、中央レベル (MARD) では栽培局が栽培過程を、DPP が出荷過程をそれぞれ管轄している。地方レベル (DARD) ではこの二つの機能は一つの部署が管轄して

いる。中央レベルの栽培局やDPPは行政管理と輸出入関係の監査を実施している。

NPCCとSPCCの役割は、①輸出の際の品質、農薬等の検査（輸出先の基準を満たしているか確認）と、②国内消費（海外から輸入したもの）の分析の二つである。この二つの検査機関は国内で使用しているすべての農薬に関する検査を実施できる。農業物資、水、土壌、農産物の残留農薬、重金属、硝酸塩の検査を実施可能である。NPCCはこれに加えて微生物検査もできる（SPCCでは、微生物検査の実施は不可）。また、NPCC、SPCC、DPPが管轄する植物由来の食品等の安全性検査に関する国家基準（推奨基準：各管轄省庁が策定する）の策定に際し、DPPに技術的な面で協力・提案している。MARDの食品安全管理に関する指定検査機関の一つであり¹⁶、食品安全のモニタリング（食品そのもののサンプル調査）も実施しているが、年間に実施するサンプル調査数は決まっていない。最近のNPCC、SPCCによるサンプル調査の実績は以下のとおりである。

表－5 NPCCのサンプル調査実績

2019年		2020年		2021年	
サンプル数	検査項目	サンプル数	検査項目	サンプル数	検査項目
359	8,825	384	9,814	318	7,900

表－6 SPCCのサンプル調査実績

食品安全プログラムの名前	サンプルの種類	サンプル数	検査項目	場所
2019年				
輸入植物由来製品の食品安全モニタリング	リンゴ、ナス、ミカンとオレンジ、ラッカセイ	野菜・果物：120 ラッカセイ：20	3,020	ベトナムの各輸入ゲート ホーチミン市におけるスーパー、店
お茶の残留農薬のモニタリング	緑茶、紅茶及びウーロン茶	40	1,000	ラムドン省の生産施設（Bao Loc、Bao Lam、Di Linh）
ハノイ市、ホーチミン市に供給する主な野菜の生産地域の食品安全のモニタリング	コマツナの各種、マメ	96	2,592	ホーチミン市、ティンザン省、タイニン省、ラムドン省の安全野菜栽培地域と伝統の栽培地域
2020年				
輸入植物由来製品の食品安全モニタリング	ブドウ、リュウガン、ニンジン、タマネギ、ラッカセイ	野菜・果物：120 ラッカセイ：20	3,020	ベトナムの各輸入ゲート ホーチミン市におけるスーパー、店
ハノイ市、ホーチミン市に供給する主な野菜の生産地域の食品安全のモニタリング	コマツナの各種、マメ	96	2,592	ホーチミン市、ティンザン省、タイニン省、ラムドン省の安全野菜栽培地域と伝統の栽培地域
2021年				
輸入植物由来製品の食品安全モニタリング	ブドウ、リュウガン、ニンジン、タマネギ、オレンジ、ラッカセイ	野菜・果物：106 ラッカセイ：20	2,670	ホーチミン市、ティンザン省、タイニン省、ラムドン省の安全野菜栽培地域と伝統の栽培地域

¹⁶ 公安省の指定検査機関にも指定されている。

表－7 SPCC のサービスに関するサンプル調査実績

年	2019年		2020年		2021年	
	サンプル数	検査項目	サンプル数	検査項目	サンプル数	検査項目
農薬の品質	8,509	16,363	8,260	16,929	8,456	17,660
残留農薬	306	1,112	265	670	215	445
肥料の品質			81	215	125	125

表－8 SPCC の隔離期間の確定のための検査サンプル（PHI）調査実績

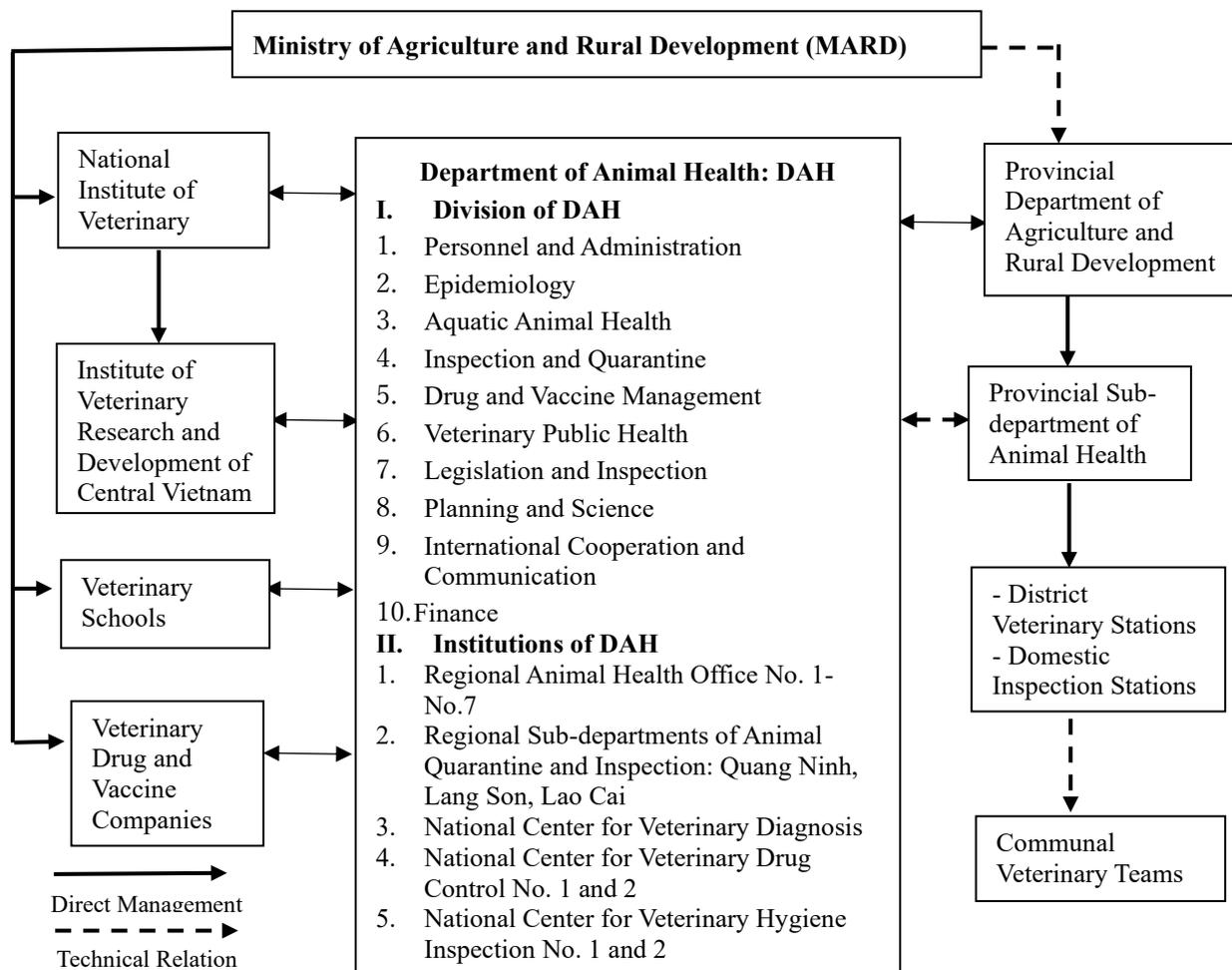
年	合計サンプル	合計検査項目
2019	1,270	1,270
2020	1,760	1,760
2021	1,240	1,740

(3) 動物衛生局（DAH）

DAHについては、MARD 大臣決定 No .1399/QD -BNN -TCCB（2017年4月13日付）により、その機能や任務、権限及び組織構造が定められている。機能としては、獣医、動物食品安全、畜産物の安全に関する行政管理及び法律の施行を行うことであり、具体的には下記のとおりである。

- ① 陸生動物、畜産物の食品安全の行政管理の窓口であり、陸生動物・畜産物の処理、保管、搬送、販売工程における食品安全の行政管理の直接実施、輸出動物・水産物の食品安全、獣医衛生、疾病安全等の検査の実施を行う。
- ② 法律の規定に基づき、管理範囲内に戦略、政策、法規範文書、計画、プログラム、プロジェクト、技術基準、国家技術規格を主管または協力によって作成し、大臣に提案する。
- ③ 法律の規定に基づき、管理範囲内に食品安全に関するリスクモニタリング分析の実施、食品安全の違反・事件のトレーサビリティ、警告、予防、対策、克服と処理を行う。
- ④ 法律の規定に基づき、陸生動物・畜産物に関する輸出国、及び輸入水生動物・水産物の食品安全、獣医衛生、疾病安全の確保システムの検査、認定を行う。
- ⑤ 法律の規定に基づき、輸出入陸生動物・畜産物及び水生動物・水産物に関する食品安全、獣医衛生、疾病安全の監査を行う。
- ⑥ 法律の規定に基づき、食品安全試験、獣医衛生検査、疾病安全に関する結果を公表する。
- ⑦ 法律の規定に基づく管理範囲の食品安全、獣医衛生、疾病安全について指導、監査、報告を行う。
- ⑧ 法律の規定及び大臣の委譲による食品安全に関する他の任務の実施について他の機関と協力する。

DAH の組織は、図－6 のとおりである。



出典：詳細計画策定調査により実施の質問票回答より英語表記抜粋・作成。

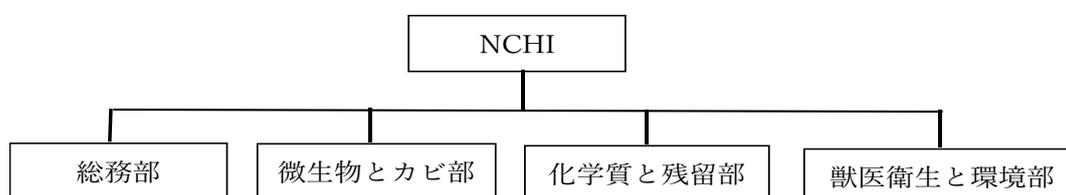
図－6 DAH 組織図

DAH 傘下の国立獣医衛生管理センター（National Center for Veterinary Hygiene Inspection No. 2：NCHI）は、DAH 局長の決定 No. 585/QĐ-TY-VP に定めるとおり、DAH 管理範囲の獣医衛生、食品安全の機能、任務を遂行する。具体的には、以下のとおりである。

- ① 法律の規定及びDAH 局長の委譲に基づき、獣医衛生、食品安全に関する試験方法、国家基準、国家規格を作成する。
- ② DAH の範囲内及び機関・個人の依頼による獣医衛生、食品安全に関する検査を行い、蜂蜜、卵、牛乳及び食品用の動物由来製品に関する食品安全モニタリングプログラムに参加する。以下の検査項目を含む。
 - 汚染微生物検査項目
 - 抗生物残留検査項目、残留農薬、重金属や他の毒性の残留検査項目
- ③ 飼育施設、繁殖施設、動物処理施設、検疫隔離、動物及び畜産品の収集施設、動物及び畜産品の全処理、加工、保存、販売施設、動物疾病安全地域・施設等に関する獣医衛生及び食品安全条件の検査及び評価へ参加する。下記の検査項目を含む。
 - 環境・微気候に関する検査項目

- 使用水、排水に関する検査項目

- ④ 家畜動物及び水産養殖における薬剤耐性菌のモニタリングプログラムに参加〔2017年より国連食糧農業機関（FAO）と国際家族医療機関（FHI360）の支援による活動〕
NCHIの組織は、図－7のとおりである。



出典：調査団が実施した質問票回答より、調査団作成

図－7 NCHI 組織図

NCHIの最近のモニタリング・監査活動の実績は、以下のとおりである。

表－9 畜産施設の獣医衛生確保のための条件に関するモニタリング・監査

年	2019	2020	2021	2022 年前期
施設数	191	223	180	74

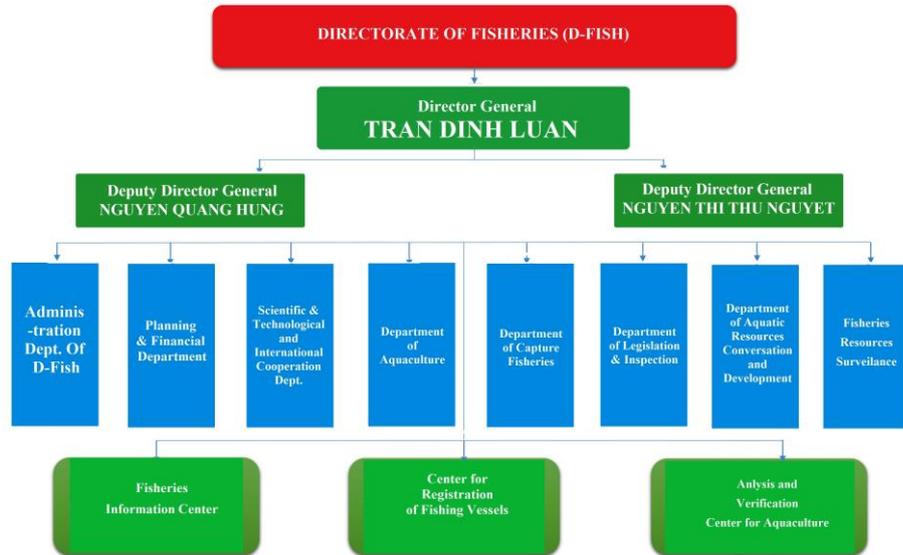
表－10 NCHIの獣医衛生、食品安全に関する各検査項目の監査の実績

NO	サンプル	2019		2020		2021		2022	
		検体数	検査項目数	検体数	検査項目数	検体数	検査項目数	検体数	検査項目数
1	使用水、排水	384	5,839	604	8,088	379	5,325	164	2,813
2	肉	396	1,518	235	828	243	675	87	199
3	卵	120	480	0	0				
4	ミルク	173	946	202	435				
5	蜂蜜	345	2,532	312	1,979	293	1,655	219	1,813
6	水産	0	0	492	16,681	10	22	30	30
7	家畜飼料	110	169	25	73	21	65	10	10
8	空気	668	2,988	820	4,710	636	3,120	40	203
9	豚直腸スワブ、鶏糞（薬剤耐性菌モニタリング）	1,416	20,124	0	0	943	5,787	213	2,077
10	その他	25	99	55	77	90	130	2	4
合計		3,637	34,695	2,745	32,871	2,615	16,779	765	7,149

備考：その他は羽毛、ソーセージケーシング、動物小屋の床のクッション、道具表面の雑菌（処理道具、調理台等）

(4) 水産総局（Directorate of Fisheries : D-Fish）

D-Fishは、水産の養殖と自然からの漁獲の両方を管轄しており、地方の水産局に対する指導や監査、また、違反への対策と処理などを行っている。地方では、港や漁船の確認や、必要に応じて安全検査も実施している。D-Fishの組織体制は、図－8のとおりである。



出典：水産総局ホームページ

図－8 D-Fish 組織図

D-Fish 傘下の水産物検査試験認証センター（Analysis and Verification Center for Aquaculture : ASTAC センター）は 2010 年に設立され稼働している。その任務や機能、権限は、水産総局長決定 No.912/QD -TCTS-VP 号（2017 年 9 月 11 日付）に規定されている。具体的には、以下のとおりである。

- ① 品種、飼料、飼料生産用原料、化学質、微生物、水産養殖用の環境処理改善質・水環境の処理・改善、品質の試験、検査、認証を直接実施する。
- ② 水産養殖における適合性の評価・認定、実践規格の評価・認定・コンサルティング等を直接実施する。
- ③ 水産養殖環境観測を行う。
- ④ 水産養殖における製品や商品の品質の検定を行う。

組織体制としては、本部はハノイの D-Fish 内にあり、このほか地方に三つ支所があるが、検査設備と検査員が配置されているのはカントー（センター1）のみである。他は事務所であり、サンプルを採取したのちにカントーに送って検査をしている。検査対象、検査の内容は明確に定められており、検査員の能力向上に常に取り組んでいる。センター名称に「認証」とあるが、詳細計画策定調査時点で、認証業務は実施していない。ASTAC 全体で職員は 80 名、その約半数（40 名程度）はカントーに配属されている。カントーの職員はほぼ全員が検査員である。

【本部】 ハノイセンター（北部）：センター事務局、計画・財務部、試験部、検査・認証部
【地域センター】

ASTAC I（メコンデルタ）：カントー市に位置し、法人資格を有し、独立採算の形で銀行口座がある。総務部、品質管理部、化学検査部と生物検査部がある。

ASTAC II（東南部）：ホーチミン市に位置し、法人資格をもち、独立採算体制をとらない。

ASTAC III（中部と中部高原）：ニャチャン市に位置し、法人資格をもち、独立採算体制

をとらない。

ASTAC センターの最近の検査実績は、以下のとおりである。

2022年の前期(6カ月)：化学分析 1万1,474件、微生物検査 3,811件

養殖飼料や養殖施設の環境条件の検査は、すべて ASTAC で実施している。出荷物については管轄していない。市場に出すもの（出荷物）については、NAFIQAD が安全性検査をしている。養殖施設のモニタリング（監査）は、地方の水産局が実施している。施設を三つにグループ分けしており、大変優良な（Very Good）施設は 18 カ月に 1 回、優良な（Good）施設は 12 カ月に 1 回、立ち入り検査を実施している。D-Fish は定期的に地方の水産局のチェックをしている。年の初めに計画をつくり、年間 3～5 回ミッションを出して、地方水産局が規定に沿って業務を行っているかを確認している。違反があれば、地方水産局に臨時で立ち入り検査をする場合もある。出荷物の安全性検査に D-Fish はかかわっていないので、輸出証明発行にも関与はない。

3-3 食品安全に関するベトナムのモニタリング・検査体制

食品安全管理に関する各省庁の管轄は、品目ごとに定められており、かつ、品目によりバリューチェーン全体を一つの省庁・部局が管轄するものもあれば、バリューチェーンの一部を管轄する省庁・部局があり、バリューチェーン全体でみると複数の管轄省庁・部局をもつ品目もあるなど、体制は複雑である。また、中央レベルでは、生産や加工の施設（事業所）や地方組織（例：地方水産局など）の監査や指導を主たる業務としており、食品そのもののサンプル調査¹⁷は、主として省人民委員会の指導の下、地方レベルの管轄組織（局）が実施している。

3-3-1 国内向け（国内生産品、輸入品）モニタリング・検査体制

輸入食品に関する検査については、政令第15/2018/ND-CP号（2018年2月2日付）の第14条において、「ベトナムの権限を有する機関により、食品安全に係る要求を十分に満たしていると認定されること」「輸出国の権限を有する機関により発行される証明書を添えること」と規定されており、第15条により、輸入食品の国家検査機関は、MOH、MARD、MOITにより指定された機関が実施すること、管轄の検査機関は、「厳重な検査方式」により3回の検査で基準を満たす結果が出た場合に、「厳重な検査方式」から「通常の検査方式」に変更することや、「通常の検査方式」から「簡易検査方式」に変更することが権限として認められており、定められた検査手続きに沿って食品検査を実施すること、また、法規定に定めたサンプルの採取及び保存を厳守することと定められている。各検査方式については、以下のとおりである。

- 簡易検査方式：1年以内のすべての輸入品ロットの書類の最大5%を無作為的に選定し検査する。
- 通常検査方式：輸入品ロットのみの書類の検査を行う。
- 厳重な検査方式：書類及びサンプルの検査を行う。

国内生産品のモニタリングについては、生産・加工等施設に対する監査を、管轄省庁・部局が定

¹⁷ 中央レベルの省庁も一部実施している。例：VFA の予算で NIFC が食品サンプル調査を毎年実施している、など。

期的に実施している。施設の監査については、結果により施設を3ランクに分類し（Very Good、Good、Not permitted）、各ランクにつき監査の実施時期を決めて取り組んでいる。監査に際して、食品のサンプル調査を併せて行っている。

- Very Good : 18カ月に1回
- Good : 12カ月に1回
- Not permitted : 操業継続を認めない

このほか、各省庁において食品サンプル調査を実施している。こちらはその年の予算に応じて計画を策定し実施するものであり、毎年、サンプル調査の規模は異なるとのことである。MOHのVFAは、毎年NIFCの計画提案に基づいて食品サンプル調査を実施し、問題があればその地域の人民委員会など関係機関と情報共有を行い、対策につなげている。このように、中央レベルでのモニタリングも実施されているが、国内消費品のモニタリングの主体は各省の人民委員会となっている。食中毒事案が発生した場合についても、基本的に当該省の人民委員会が中心となって専門家チームを構成し原因となった食品を特定し、特定された食品の管轄省庁と協力して原因究明に当たることとなっている。

3-3-2 輸出向けモニタリング・検査体制

輸出向け食品については、各生産・加工施設がラボを工場内に設置して日々の検査（微生物検査）を実施しているほか、輸出に際し、輸出先の国が定める基準を満たしていることを確認するため、検査機関に検体を送り検査を実施している。輸出証明を要する場合は、証明を発行できるNAFIQAD支局にて検査を受ける。輸出相手国の定める基準を満たすことが必要であるため、検査内容は輸出先の基準により異なり、各生産・加工施設は、要件に応じた輸出証明書取得に必要な検査を依頼する。

輸出向け食品の生産・加工施設についても、施設の監査は基本的に国内輸入施設と同様であり、3ランクに分けて、それぞれ18カ月に1回、12カ月に1回など定期的に監査を受けることとなっている。

3-3-3 民間の検査機関の位置づけ、検査内容

ベトナムでは、検査業務の「社会化」¹⁸を進めており、民間検査機関の参入を促進している。管轄省庁に登録申請を行い、登録が受理されると、検査機関としての業務を開始することができる。検査業務については、公的・民間の別なく、どの検査機関も実施することができる。

これとは別に指定検査機関があり、こちらは管轄省庁が設定した要件を満たす機関のみが申請して指定を受けることができる。MARDの指定検査機関は29施設（2022年8月9日時点）であり、公的機関が15施設、民間検査機関が14施設である。指定検査機関は、MARDが食品安全管理に関する検査を実施する際に業務を実施することができる検査機関であり、民間検査機関も指定を受けることができる。

このように、民間検査機関は、企業や個人からの依頼を受けて検査業務一般を行うことや、指定検査機関に指定されれば、行政管理機関が実施する、食品安全管理に関する検査も実施できる

¹⁸ 民営化のこと。

(MARD の指定検査機関のリストは、36 ページ表-14 を参照のこと)。

一方、食品のバリューチェーンにかかわる施設（生産、加工、卸売、販売など）に対する監査業務や認証検査業務については、公的検査機関が実施すべき事項となっており、民間検査機関の参入は不可となっている。認証検査業務については、国立の検査機関であることが要件として食品安全法に定められている。検査機関間の検査結果の検証を行い、紛争を解決するべく仲介する業務には、高い公共性と透明性が要求されることから、国立（公的）の検査機関に限定されている。

民間検査機関においては、おのおのが有する分析機器等により分析内容は異なるが、微生物検査、化学検査を幅広く実施している機関が多数見受けられる。遺伝子検査や放射能検査など高度な分析技術を要する分野へも対応している機関が見受けられる。

3-4 ベトナム政府による食品安全に関するプロジェクト実施状況

ベトナム政府による食品安全管理分野におけるプロジェクトとしては、NAFIQAD では、①二枚貝収穫地域のモニタリング事業（海洋生物の毒素、薬品、重金属）、②養殖水産物の残留化学物質（重金属、薬品を含む）、③養殖場のモニタリングサンプルの採取が実施されている。MOH 傘下の VFA では、毎年、NIFC の計画・提案に基づいて予算を措置し、食品のサンプル調査を実施している。これら以外の大規模なプロジェクトの実施は、見受けられなかった。

3-5 開発パートナーによる支援状況、連携の可能性、留意点

食品安全管理分野において、JICA をはじめ ADB やオランダ政府、カナダ政府などドナーが支援を実施しており、ベトナムの関係機関・部局やドナーが参加する Food Safety Working Group Vietnam にて情報共有を行っている。オランダ政府及び、カナダ政府の実施中事業は以下のとおり。なお、ADB は、詳細計画策定時点においてベトナムに対する食品安全分野の支援は実施しておらず、計画もないとのことであった。

(1) カナダ政府（Global Affairs Canada : GAC）

GAC は、先行プロジェクトに引き続き、MARD をリード省庁とする関係 3 省庁（MARD、MOH、MOIT）をカウンターパートとするプロジェクト（Safe Food for Growth : SAFEGRO）を実施中である。承認手続きに時間を要したこと、及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初予定より開始が 2 年遅れ、2022 年に開始したところである。支援内容は幅広く、法的な側面としては食品安全法改正に向けた各省レビューにおいて、MARD 大臣への提言を取りまとめること、技術支援としては、関連の大学のカリキュラム作成などを通じた教育の充実、関連 3 省庁の検査機関間でのデータ・情報共有システムの構築や検査機関の能力強化にも取り組む予定とのことである。検査機関の能力強化は、機材供与は必要最低限にとどめることとしたいとしているが、具体的な活動はこれから決めていくとのことであった。バリューチェーン全体に幅広く働きかけるプロジェクト内容であり、①政策・法律など環境整備、②生産者サイド、③消費者サイドの三つの柱を中心に、地域的にはハノイとホーチミン市を対象地域として実施している。

特に検査機関の能力強化においては、本プロジェクトで実施予定の研修への参加、試験所間比較や熟練度試験（Proficiency Test : PT）への参加などの連携・協力の可能性があると考えられる。相互に情報共有し支援内容の重複回避や相乗効果につなげることが期待される。

また、関係 3 省庁の検査機関間のデータ・情報共有の仕組みを構築する取り組みについては、

この取り組みが成果を上げれば、RETAQ センターについても将来的には当該システムに接続し、検査データの提供や収集を行っていくことになる想定される。本プロジェクトにおいて、RETAQ センターの情報・データシステムを構築することから、カナダ政府による支援の進捗や方向性に留意し、将来的な接続可能性を検討していくことが必要である。

(2) オランダ政府

オランダ政府はベトナムの食品安全分野における支援を実施してきており、ベトナムにおける食品安全管理体制のあり方についての政策対話を続けてきている。オランダ政府（及び他ドナー）からは、国としての食品安全管理につきリード省庁を定め、業務プロセスを一本化することを提案してきたが、ベトナム側は MARD、MOH、MOIT の 3 省庁がそれぞれ管轄品目についての検査機関の指定及び認証検査機関の指定を行い、省庁ごとに検査体制を整備する方針で取り組みを進めてきた。

こうした状況にかんがみ、現在実施中のプロジェクトにおいては、各省庁がそれぞれ認証検査機関を有する現在の体制から、認証検査機関間のネットワークを構築し、各認証検査機関が担当の検査分野をもち、役割分担をしながら対応していく体制の整備を提案している。詳細計画策定調査期間においては、認証検査機関の候補をリストアップし、アンケート調査を実施中であり、今後、候補となる検査機関を選定していく予定とのことであった。候補機関が出揃ったのち、次フェーズでそれら候補機関に対する技術支援を行う予定である。RETAQ センターについては MARD の認証検査機関として設立されていることから、候補になる見通しである。

RETAQ センターは農林水産物を検査対象とすることから、オランダ政府の提案による認証検査機関のネットワーク化により割り当てられる検査分野は、「残留動物用医薬品」、あるいは「残留農薬」になる見込みと RETAQ センターは考えている。また、RETAQ センターは上述のオランダ政府の支援について情報を十分に把握しており¹⁹、かつ、オランダ政府の次フェーズにおける技術支援に申請しないこととしていることから、本プロジェクトとオランダ政府支援（次フェーズ）との役割分担や重複回避のための調整は不要と考えられる。

ただし、オランダ政府による認証検査機関のネットワーク化に関する提言により、国としての食品安全管理体制のあり方や、認証検査機関に求められる要件などが定められる予定である。RETAQ センターが認証検査業務を実施する際の重要な外部要件となることから、本プロジェクトの実施期間中においても、当該案件の動向の把握に努めることが肝要である。

¹⁹ オランダ政府の支援プロジェクトのカウンターパート機関は MARD の NAFIQAD であり、RETAQ センター長は当該プロジェクトの実質的な責任者の一人であることから、内容について熟知し、本プロジェクトとの棲み分けについても検討済みであった。

第4章 RETAQ センターの位置づけ・役割・現状と課題

4-1 設立の経緯

ベトナムは、著しい経済成長に伴う国民の所得の向上により、都市部の中間層などを中心に安全・安心な食品への需要が高まっていることや、世界有数の農産物輸出国として欧米や日本から農産品に対する高水準の安全管理が求められていることに加え、2007年にWTOに加盟したことから、WTO/SPS協定（衛生植物検疫措置協定）に基づき、農水産品の輸出入において国際標準に沿った食品供給の確保等を求められている。このような状況に対応するため、ベトナム政府は、MARD傘下に食品検査や研修等を行う機関としてSPS（Sanitary and Phytosanitary）センターの設立を計画した。2012年には、SPSセンターは、統一的な分析基準の策定や分析結果の検証、MARD傘下のラボに対する技術指導を行う認証検査機関としての設立が正式に承認され、RETAQセンター（Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre）へと改名された。なお、RETAQセンターはMARD、NAFIQAD傘下の独立行政法人に位置づけられている。

RETAQセンターの設立決定は、「農業農村開発省NAFIQADに属する検査・農産食品品質コンサルティングセンター設立決定（Decision No. 198/QĐ-BNN-TCCB dated 06/02/2012 of the Minister of MARD）」にて規定されている。

4-2 RETAQ センターの役割及び業務内容

詳細計画策定調査では、RETAQセンターの役割としては、MARD傘下の認証検査機関として、MARDの管轄する検査機関等の監理監督業務を担う機関となることが確認された。現在、ベトナムの食品安全法では、食品安全業務を担う省庁として、MARD、MOH、MOITの3省庁が食品安全法にて記載されているが、MOH及びMOITは、それぞれ認証検査機関を指定している。他方、MARDは現時点において、認証検査機関を指定していないため、MARDは、RETAQセンターを認証検査機関として指定することを想定、期待している。なお、RETAQセンターを認証検査機関として指定するのは、MARD、NAFIQADとなる。

RETAQセンターの業務内容は、「検査・農産食品品質コンサルティングセンターの機能、任務、権限及び組織体制の決定（Decision No. 446/QĐ-QLCL dated 05/09/2017 of the Ministry of MARD）」にて規定されており、以下がその内容となる。

- ① NAFIQADから委任された農業資材品質、農林水産品の食品安全に関する行政管理の任務を担う。
 - a) 農業資材品質、農林水産品の安全に関する法規定、規制、技術基準、国家技術規格、プロセス、規範等の作成に参加する。
 - b) 法規定に従い、農林水産品の食品安全に関する分析、リスク評価及び宣伝を実施する。
 - c) 権限を有する機関の要請により、検査結果について紛争が生じた際、その対応として農業資材の品質、農林水産品の品質と食品安全に関する基準の試験と検証を実施する。
 - d) 法規定に従い、食品安全に関する事故の農林水産製品の監督、検査、検討、リスク分析、回収、警告、防止、封じ込め、違反処理、救済活動に貢献する試験・検査を行う。
 - e) 行政管理機関の要請により、技能試験及び試験所間比較プログラムを設立する。
 - f) NAFIQADから委譲された試験、検査、検証の方法、標準試験手順の策定と開発を行う。

- ② 法規定に従って、組織や個人からのサービス依頼に対応する。
- a) 農林水産品のロットの品質・食品安全の検査・認証、水産品出荷ロットの疾病安全性の証明、農業資材の品質検査、水・土壌・空気環境の品質検査、食品の品質と安全の検査、水生疾病の検査、PT、試験所間比較、農業資材採取、農林水産品のサンプリング等を実施する。
 - b) 製品、商品、工程、品質管理システム及び食品安全に関する適合性の認証を行う。
 - c) 食品製造販売事業所の食品安全・品質管理システム構築に関するコンサルティング、品質・食品安全に関する検査機関の品質管理システムのコンサルティングを行う。食品品質と安全性に関する科学面、技術面、技能面での育成、訓練、移転を行う。
 - d) 法規定に従い、農業資材の品質と食品安全に関連するその他サービスを提供する。
- ③ 法規定及び NAFIQAD から委譲された農林水産品の品質、食品安全に関する調査、統計、データベース管理、情報共有、報告等を実施する。
- ④ 科学研究活動、技術・テクノロジー応用、規定に基づく国際協力活動への参加を行う。
- ⑤ NAFIQAD から委譲された農林水産品の品質、食品安全における農業・漁業普及活動を実施する。
- ⑥ 行政改革の実施、汚職・浪費の防止、年次点検の実施、NAFIQAD の委譲・分権管理に基づき、組織・市民の苦情・勧告を解決する。
- ⑦ 人事管理、財政管理、資産管理及び他のリソース管理については、法規定及び NAFIQAD からの分権管理にて実施される。
- ⑧ 法律または NAFIQAD 局長からの委譲に基づき、その他任務を行う。

詳細計画策定調査にて確認した、RETAQ センターの具体的な業務内容は表-11 のとおりである。

表-11 RETAQ センターの業務内容

項目	内容ほか
1. 認証検査機関としての業務	<ul style="list-style-type: none"> ・PT/試験所間比較の実施。対象は、希望するすべての公的・民間機関(MARD、MOH、MOIT の指定検査所約 70 カ所、国際標準化機構/国際電気標準会議 (International Organization for Standardization / International Electrotechnical Commission : ISO/IEC) 17025 を取得した民間検査機関 1,000 カ所以上)。 ・品質管理サンプル・標準物質を製造し、検査機関に提供。 ・認証検査方法の構築。 ・認証検査(紛争解決の際の検査)(※)の実施。 ※：輸出先国から警告を受けた際に、行政管理機関が指定した認証検査機関にて検査を実施。なお、民間機関同士の争議でも、認証機関が検査を実施するが、現在のベトナム法令では、認証検査の依頼・実施の手続きなどを定める施行令が策定されておらず、整備中。
2. 輸出入検査業務	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業からの依頼により検査。検査対象の品目は、水産物、農産物、畜産物。NAFIQAD 支局 1~6 にて、キャパシティーオーバーにより検査を行えなかった分を RETAQ センターにて実施。
3. モニタリング検査業務(サンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・二枚貝のモニタリング検査、養殖場の残留検査等、行政にて実施が義務づけられている検査につき、政府からの依頼を受けて実施。NAFIQAD 支局 1~6 にて、キャパシティーオーバーにより検査を行えなかった分を RETAQ センターにて実施。
4. 研修、コンサルティング業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム国内で活動する食品安全検査機関のうち、希望する機関に対して、以下 3 分野での研修、指導を実施。①分析技術、②各検査所の品質管理シ

項目	内容ほか
	システム構築（内部品質管理、データマネジメント）。品質管理としてはリスク管理・評価・啓もう（コミュニケーション）、③自営業者に対する HACCP、VietGAP、オーガニック、ISO/IEC。

現状では、RETAQ センターはまだ検査機関としては稼働していないため、上述の業務内容のうち、1、2、3の業務は実施しておらず、4のうち、③自営業者に対する HACCP、VietGAP、オーガニック、ISO22000 研修など、可能な範囲でのコンサルティング業務のみ実施している。

4-3 RETAQ センターの予算

RETAQ センターは MARD、NAFIQAD 傘下の独立行政法人であり、毎年のベトナム政府からの予算措置及び、各種業務で得た収入にて運営を行う。各種業務のうち、政府からの指示にて実施する業務〔モニタリング検査（サンプリング）など〕は、政府からの実費払いとなるため収入にはならないが、民間機関からの依頼業務（輸出入検査や研修など）は収入となる。収入の規模感としては、例えば、NAFIQAD 支局での収入を基に算出すると、将来的に、輸出入検査業務にて年間 200 億ドン（VND）（約 1 億 2,000 万円）の収入が見込める。

なお、詳細計画策定調査時点での運営収支計画は表-12 のとおり。

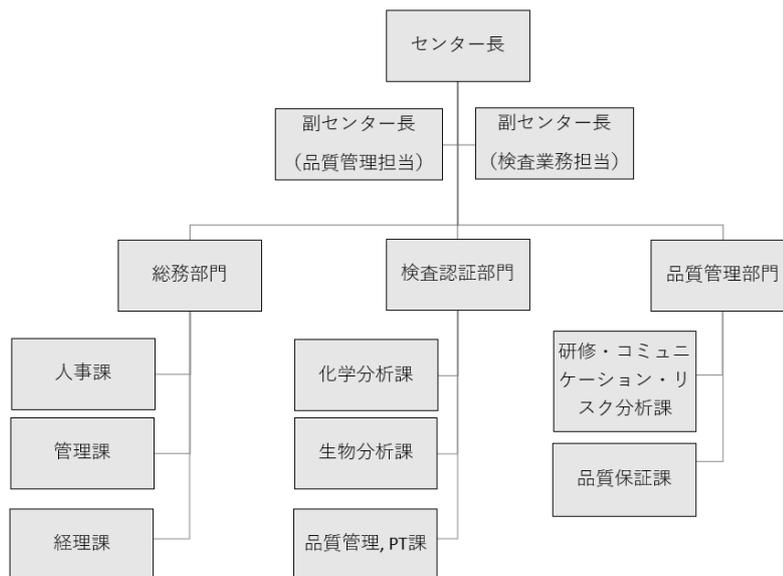
表-12 RETAQ センター運営収支計画

（2022 年 8 月時点、単位：100 万 VND）

収支計画		2024 年度	2025 年度	2026 年度
I	収支予算総額	8,396	13,666	17,995
	政府提供予算	3,000	4,500	6,000
	検査料収入	5,396	9,166	11,995
II	支出総額	8,396	13,666	17,995

4-4 RETAQ センターの人員・体制

RETAQ センターの組織図は図-9 のとおりで、総務部門、検査認証部門、品質管理部門の 3 部門から成る。総務部門は RETAQ センターの人事や運営面の管理を実施する。検査認証部門は、検査機関として各種検査を実施するとともに、MARD の管轄する検査機関や、その他、検査や研修、コンサルティング依頼を受けた検査機関の品質管理を行う。品質管理部門は、研修やリスク分析に関する業務、また、RETAQ センター自身が検査機関としての品質保証を担保すべく管理を行う。



出典：RETAQ センターからの提供資料

図－9 RETAQ センター組織図

RETAQ センターの人員体制は、56 名を上限定員としており、稼働状況に応じて、今後採用を進める。全面稼働となったときに 56 名が雇用されている状態になるよう、ニーズに応じて、順次 56 名まで雇用を増やす考えである。現状では、26 名が雇用されており、センター長 1 名、副センター長 2 名、総務部門 9 名、検査認証部門 7 名、品質管理部門 6 名、NAFIQAD 支局 4 への出向が 1 名となっている。

なお、検査認証部門は、現状の 7 名に対し、2022 年度中に、新たに 10 名を雇用する予定。すなわち、本事業の開始時には、総務部門 9 名、検査認証部門は 17 名（化学分析課 7 名、生物分析課 6 名、品質管理・PT 課 4 名）、品質管理部門 6 名（研修・コミュニケーション・リスク分析課 3 名、品質保証課 3 名）の、合計 36 名の状況となる予定。

人員の技術レベルとしては、検査認証部門、品質管理部門、NAFIQAD 支局 4 への出向者は、いずれも食品検査分野での 3 年以上の経験を有しており、また、検査認証部門にて新規に雇用する要員に関しても、3 年以上の経験者を希望するが、募集状況しだいとなる。

4-5 RETAQ センターと MARD 傘下の検査機関との関係

RETAQ センターの役割は、MARD 傘下の認証検査機関として、MARD の管轄する検査機関等の監理監督業務を担うことが期待されている。RETAQ センターの業務は、上述のとおり、①認証検査機関としての業務、②輸出入検査業務、③モニタリング検査業務（サンプリング）、④研修、コンサルティング業務の、大きく四つが想定されるが、MARD 傘下の検査機関との関係においては、研修やコンサルティング業務の実施や、PT/試験所間比較を実施し、これら検査機関の検査能力向上を支援することが求められる。また、RETAQ センターが認証検査機関として作成した品質管理サンプル・標準物質について、MARD 傘下の検査機関に提供することや、RETAQ センターにて構築された認証試験方法を検査機関が活用できるよう普及することが求められる。さらに、MARD 傘下の検査機関がキャパシティーオーバーにより実施できなかった輸出入検査やモニタリング検査業務の実施が求められる。

RETAQ センターは、MARD 傘下の検査機関を中心とした検査機関に対して、適切な検査がなされるよう支援する役割、及び各検査機関にて対応できない検査を実施するという関係にある。

4-6 ベトナム食品安全管理における課題と RETAQ センターに期待される対応

ここまで、ベトナムにおける食品安全管理に係る政策や法令、管轄省庁の役割や組織体制、モニタリング実施の状況、ベトナム政府による食品安全に関するプロジェクトの実施状況及び RETAQ センターの役割や現状をみてきた。これら現状にかんがみ、ベトナム食品安全管理における課題を以下に整理する。併せて、各課題を念頭に、RETAQ センターにおいて期待される対応についても整理する。

(1) 食品安全管理を管轄する 3 省庁間に、連携不足と資源の重複が生じている

食品安全法において、ベトナムの食品安全管理は MOH、MARD 及び MOIT の 3 省庁がそれぞれ管轄品目を持ち、その管轄の範囲内で食品の安全性と品質を確保すべく、検査体制を整備し、モニタリングを行うことが定められている。そのため、現状では、MOH、MARD、MOIT がそれぞれ独自に指定検査機関を指定しており、指定検査機関のなかには、複数の省庁の指定を受けている機関もある。認証検査機関についても、MOIT は管轄の範囲内で法令を定め、実際に指定して認証業務を実施している一方、MOH は、法的整備をしないままに認証検査機関を指定し、実質的に業務を行っている。MARD は、法的整備がなされないため、認証検査機関の指定が行われず、認証業務の実施に至っていない。このように、管轄 3 省庁がそれぞれ独自に対応を進めてきた結果、食品の安全管理への取り組みにばらつきが生じている。

また、3 省庁がそれぞれに認証検査機関を設立、あるいは指定するため、類似の業務及び分析能力を有する検査機関が、それぞれの省庁の傘下に別々に設置される状況となっている。各省庁は、品目別に管轄を有しているため、必ずしも分析対象となる物質が異なるとは限らず、同様の分析技術を有する検査施設を複数、各省庁の傘下に設置することで資源の重複が生じている。

(2) 認証センターとして備えているべき要件は、国として統一されていない

食品安全法では、認証検査機関にはどのような要件が求められるかは具体的には示されていない。MOH と MOIT はおのおので要件を定めて認証検査機関を指定しているが、MARD は未指定であり、認証業務を実施できていない。

こうした状況にかんがみ、現在、オランダ政府の支援により、国として認証検査機関の要件を定め、かつ、要件を満たす検査機関をネットワーク化し、各認証検査機関が担当分析分野²⁰をもつことで、品目や省庁によらず、それぞれの認証検査機関が強みをもつ（担当分野の）物質の分析を実施していく体制の構築を検討している。2022 年 10 月中にベトナム側に最終提案が提出される予定であり、こうした体制構築が実現すれば、課題（1）及び（2）に関し大きな進展をみることができると期待される。

→課題の（1）、（2）に関しては、認証検査機関となる RETAQ センターは、国としての全体的な動向を注視し、体制整備の動きのなかで中核的な役割を果たしていくことを念頭に、必要な分

²⁰ ①残留動物用医薬品、②残留農薬、③海洋性毒、④重金属・鉱物、⑤微生物、⑥遺伝子組み換え生物（GMOs）・DNA 特異種、⑦マイコトキシン（かび性毒）・植物毒、⑧放射線、⑨食品添加物・サプリメント、⑩プロセス汚染物質、⑪環境汚染物質、⑫食品に接触する物質（包装材など）、⑬栄養・食品成分、の 13 分野。

析技術の向上を図るとともに、認証検査機関の要件を満たしていくことが肝要である。

- (3) **MARD** では、認証業務の実施に関する施行令が策定されていないため、認証検査機関は法的根拠を得られず、認証業務を実施できない状況が続いている

上述のとおり、現時点では食品安全法において、認証業務の実施に関する国として統一的な施行令は策定されておらず、**MARD** では省として独自の法的整備も行っていないため、検査結果の相違による争議解決のための法的な根拠・権限が与えられている検査機関（認証検査機関）がない状況である。ベトナム側関係機関は当該問題点を認識しており、2025年の国会承認をめざす食品安全法改定により、対応が期待される場所である。

現状では、輸出先の国の検疫で不合格となり送り返された貨物については、**MARD** は認証検査機関がないため、検査結果の検証や不服の申し立てなどを行うことができず、そのまま相手国の検査結果を受け入れているとの説明があった。経済的な損失も小さくないと考えられることから、対応が求められる。

→**MARD** 認証検査機関となる **RETAQ** センターは、法的な整備がなされ法的権限が与えられた際には、高度な分析技術とともにリスク分析に係る一連の活動（リスク評価、リスクコミュニケーション、リスクマネジメント）を適切かつ速やかに実施できるよう体制の整備と能力の向上を図ることが期待される。

- (4) 検査機関間の分析能力に差があり、結果の正確さを確保できていない

詳細計画策定調査時のヒアリングでは、複数の検査機関など関係機関に対して検査結果の正確さに関する懸念について確認をしたが、検査結果が検査機関により異なることを指摘する声は少なかった。一方で、**RETAQ** センター関係者からは、実際には検査機関間で検査結果のばらつきがあり、そのため問題が生じていることが指摘された。実際にどの程度のばらつきがあるのか、データを確認することはできなかったが、現在、ベトナム国内で検査機関の熟練度試験（PT）を実施できる機関がなく、PTを受けるためには海外の検査機関に高い料金を支払って受ける必要があることが明らかとなった。このことから、実際には検査機関は、自分たちの検査結果の正確さを確認する機会が非常に限られており、そのため検査機関間で検査結果にばらつきがある現状を十分に認識できていない可能性が高いと考えられる。

実際に、輸出先国の検疫で不合格となり貨物が差し戻されるケースが発生している²¹ということは、検査の正確さに何らかの課題がある可能性が高く、対応を要する状況である。

また、検査方法については、品目と分析対象物質ごとに各管轄省庁が作成している国家基準（公定分析法）は推奨基準であり、分析機関は必ずしもこれに則って分析を行う義務はなく、作成者は**MOST** に登録申請し、受理されると**MOST** のポータルにアップロードされている。その後、普及のための研修やセミナーなどは実施されておらず、各検査施設の標準作業手順書（**Standard Operating Procedure : SOP**）改訂に反映されているか否か、フォローアップは実施されていない。

²¹ 詳細計画策定調査にて、輸出先検疫で不合格になるケースに関するデータ（件数、割合など）の入手を試みたが、公開情報ではないとの説明にて提出を受けられなかった。ただし、**RETAQ** センター、**NAFIQAD** 本部いずれからも、そうしたケースのデータがあり、毎年関係者間の会議で共有している旨については情報提供があった。

実際には、試験所間比較や PT といった検査の正確さを確認する機会が非常に限定的であるうえ、新しく策定された公定分析法に沿った SOP の見直しが行われているか否か、それ以前に公定分析法が十分に周知されているか、といった部分にも課題があると考えられる。

→RETAQ センターは、認証検査機関として国内の検査機関の技術力向上に寄与していくことが求められることから、国内検査機関が定期的に PT を受けられるよう、その提供能力を習得するとともに、認証検査方法の選定・作成により、国内検査機関が自身の SOP を見直し、恒常的に検査精度を向上させていくことを支援することが期待される。

第5章 プロジェクトの枠組み及び協議結果

5-1 プロジェクトの概要

本プロジェクトは、無償資金協力により整備を行っている RETAQ センターにおいて、国際基準に基づく食品の品質と安全性における検査及びコンサルティング機能の能力強化を行うことにより、国際基準に基づく農水産品の安全確保のための品質検査能力の強化を図り、もって国内での安全・安心な食品の消費需要と国外への輸出促進に寄与するものである。

プロジェクトの上位目標、プロジェクト目標、成果及び主な活動は以下のとおり。

(1) 上位目標

ベトナム国の農水産食品の検査機関の能力が向上する。

(2) プロジェクト目標

MARD の指定食品安全検査機関の検査能力向上のため、RETAQ センターを中核とした分析精度管理の仕組み²²が構築される。

(3) 成果

成果1：RETAQ センターの人材及びマネジメントの質が向上する。

成果2：食品安全管理における認証検査機関としての要件を満たすよう、RETAQ センターの能力が向上する。

成果3：RETAQ センターのリスク評価及びリスクコミュニケーション能力が強化される。

(4) 主な活動

1-1 分析技術の向上を支援する

1-1-1 対象分野を選定する

1-1-2 本邦研修/第三国研修を実施する

1-1-3 RETAQ センター職員向けのオン・ザ・ジョブ・トレーニング (On-the-Job Training: OJT) を実施する

1-1-4 RETAQ センター職員によるエコートレーニングを実施する

1-1-5 ISO/IEC17025 に沿った SOP (作業標準手順)²³を作成する (分析機器の校正を含む)

1-1-6 SOP を実施し記録する

1-1-7 外部精度管理²⁴を実施する

1-1-8 ISO/IEC17025 の取得を支援する

1-2 食品安全管理に関する国際的なフォーカルポイントの役割を果たす能力向上を支援する

1-2-1 食品安全に関する最新の科学情報及び法規定に関する情報を収集し理解する

²² RETAQ センターが、認証検査機関として、PT/試験所間比較を実施したり、検査に必要な品質管理サンプル・標準物質を製造すること等により、他の検査機関の検査能力の底上げを図り、恒常的に分析精度を高めるということ。

²³ 検査業務を行ううえで最も標準的な手順を記載した指示書であり、だれが行っても安全かつ確実に検査業務を遂行させるもの。

²⁴ 複数の検査施設が添加量非公開の同一試料について分析し、データを集計・解析した結果から、各検査施設の技能を評価すること。

- 1-2-2 国際的な食品安全管理ネットワークや関連する学会での RETAQ センターの発表に向けて分析結果を取りまとめる
- 1-2-3 国際的な食品安全管理ネットワークや関連する学会で発表する
- 1-3 認証検査に必要な追加機材があるかレビューして特定する
- 1-4 RETAQ センターの情報データ管理システムを構築する
 - 1-4-1 ニーズ及び他の関連省庁とのデータ共有に必要な仕様を確認する
 - 1-4-2 システムの分析を行う
 - 1-4-3 システムの設計を行う
 - 1-4-4 システムを構築する（コーディング、試運転、最終化）
- 2-1 熟練度試験（PT）の実施能力の向上を支援する
 - 2-1-1 ISO/IEC17043 コンサルタントの指導の下、取得要件を満たすために必要な手順を確認し実施する
 - 2-1-2 技術要件を満たすため RETAQ センター職員に対する内部研修を実施する
 - 2-1-3 SOP を作成する（内部精度管理²⁵を含む）
 - 2-1-4 SOP を実施し記録する
- 2-2 品質管理（QC）サンプルと標準物質のパイロット製造を実施する
 - 2-2-1 ISO/IEC17034 コンサルタントの指導の下、取得要件を満たすために必要な手順を確認し実施する
 - 2-2-2 QC サンプル及び標準物質の製造を計画し実施する
 - 2-2-3 QC サンプル及び標準物質を食品安全検査機関に提供する
 - 2-2-4 検査機関からのフィードバックを受け、QC サンプル及び標準物質の品質を評価する
- 2-3 PT 及び試験所間比較を実施する
 - 2-3-1 PT/試験所間比較を計画し実施する
 - 2-3-2 結果を取りまとめ分析する
 - 2-3-3 検査機関に結果を通知する
 - 2-3-4 各分析分野につきセミナーを開催し、検査機関に対するコンサルティングを行う
- 2-4 RETAQ センターにおける公定分析法を構築する
 - 2-4-1 RETAQ センターで適用する公定分析法をレビューし、選定する
 - 2-4-2 RETAQ センターで適用する公定分析法で存在しないものについて、新しく試験方法を作成する
 - 2-4-3 新しい認証検査方法をベトナム国内の検査機関に普及するためのセミナーを開催する
- 3-1 リスク評価/リスクコミュニケーションのケーススタディのケースを選定する
- 3-2 MOH、MOIT など関係省庁、地方関係省庁などと専門家チームを結成する
- 3-3 リスク特定のため生産工程を確認し、サンプル検査を実施する
- 3-4 収集したサンプルの分析を行い、食品汚染の原因の特定を行う
- 3-5 関係者を集めて現実的な改善方法を協議し、改善（案）を提案する

なお、ベトナム政府から日本政府に提出された要請には、成果の一つに、食品安全法規制及び関連

²⁵ 同一試料に対して、機器・手順・分析実施者などが異なる条件下で分析を繰り返し行い、機器の状態、試薬の違い、担当者の技能等による結果の変動の大きさを測ることで、分析手法の改善、精度の向上を測る手法。

法規の改正が含まれていた。しかしながら、詳細計画策定調査での協議の結果、①オランダ政府と世界銀行の協力のなかで、認証検査機関に関する制度構築（ネットワーク化）の提案が含まれていること、②関連法規定の改正手続きがベトナムの関連当局にて計画されていること、③法規定の改正はMARD内だけでなくMOHやMOITなど省庁横断的に調整・協力する必要があることから、本事業のスコープには含めないことで両者合意した。

5-2 業務の対象範囲

本プロジェクトにて扱う検査・分析項目として最大8項目を定めた。各項目とその優先順位は表-13のとおりである。詳細計画策定調査段階では、本プロジェクト内にて、8項目すべてをカバーすることを想定するが、事業開始後、事業実施状況等にかんがみて、分野を限定・変更する可能性もある。変更が生じる場合には、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）にて変更の承認を行うこととする。

表-13 プロジェクトの対象分析項目と優先順位

優先順位	検査・分析項目	対 象
1	残留動物用医薬品	家畜
2	残留農薬	野菜、果物、コメ、カシューナッツ、その他
3	海洋生物毒	海水、水産物
4	重金属及びミネラル	果物、野菜、コメ、マメ、水産物、その他
5	微生物	食料品全般
6	遺伝子組換え作物及びDNA 特定種	コメ、トウモロコシ、ダイズ、その他
7	マイコトキシン、植物毒	コーヒー、カシューナッツ、その他
8	放射線	全食品

また、本プロジェクトのなかで、RETAQセンターが支援を実施する対象の検査機関は以下とする。

- PT/試験所間比較、品質管理サンプル・標準物質、認証試験手法セミナー：ベトナム国内で活動する食品安全検査機関のうち、本活動への参加を希望するすべての検査所を対象とする。
- エコートレーニング：MARD が正式に指定している食品安全検査機関を対象とする。なお、2022年8月9日時点の同指定検査機関は、表-14に示す29機関となっている。

表-14 MARDの指定検査機関

1. 公的機関	
MARD傘下の公的機関	
1	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch1
2	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch2
3	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch3
4	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch 4
5	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch5
6	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) - branch 6
7	North Pesticide Control Center (NPCC)
8	South Pesticide Control Center (SPCC)

9	National Center for Veterinary Hygiene Inspection No. 2 under DAH (NCHI)
その他公的機関	
10	Quality Assurance and Testing Center 3 (QUATEST3)
11	Quality Assurance and Testing Center 2 (QUATEST2)
12	National Institute for Food Control (NIFC)
13	Institute Of Public Health Ho Chi Minh
14	Center of Analytical Services Experimentation of Ho Chi Minh City (CASE)
15	Center of Analytical Services Experimentation of Can Tho City (CASE)
2. 民間機関	
16	The Center for Technical Services and Professional Training in Agro-Forestry-Fishery Quality Thai Nguyen
17	Centre for Environmental Analysis and Technology Transfer
18	Ha Noi Agricultural Products Quality Certification and Analysis Center
19	Agricultural Encourage and Agricultural Service Center of Tien Giang Province
20	Hoan Vu Scientific and Technologies Company Limited
21	TSL Testing center
22	Viet Tin Analysis Testing Company Limited
23	Eurofins Sac Ky Hai Dang Co.,Ltd
24	Nho Nho Technology Co., Ltd
25	Binh Thuan Technical Center for Standards Metrology and Quality Testing Laboratory
26	Warrantek Joint Stock Company
27	Intertek Vietnam Co., Ltd - Can Tho Branch
28	VinaCert Certification and Inspection Joint Stock Company
29	Dong Thap Verification and Testing Center

さらに、本プロジェクトの各活動での目標を以下のとおり定める。

- 分析能力向上の対象範囲：8 項目（詳細は上述のとおり）
- PT/試験所間比較：9 回
- 品質管理（QC）サンプル/標準物質：6 物質
- 公定検査法の見直し・作成：4 件
- リスク分析：3 件
- 学会発表・論文発表：2 回

5-3 実施期間

実施期間は、2023 年 12 月～2026 年 12 月（36 カ月間）を予定する。

5-4 実施体制

実施機関は、MARD、NAFIQAD 傘下の RETAQ センター（ハノイ市）となる。プロジェクト・ダイレクターは RETAQ センター所長、プロジェクト・マネジャーは RETAQ センター副所長（品質管

理担当) が担う。

事業の実施にあたっては、RETAQ センター内に、プロジェクト管理ユニット (Project Management Unit : PMU) が設置され、事業実施のフォーカルポイントとなる。PMU メンバーは、プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネジャーのほか、化学検査、生物検査、PT/試験所間比較、認証検査、リスク分析、ラボ管理、研修の7分野を担当するメンバーから構成される予定である。PMU は、JICA から派遣される専門家/コンサルタント等と協力しながら事業を実施するとともに、四半期及び年度ごとに、MARD 及び RETAQ センターに対して、事業の進捗状況を報告する。

PMU の設置のほか、事業監理のため、JCC を設置する。JCC は、事業進捗のレビュー、必要に応じ事業計画の変更、年間計画の承認、事業フレームワークの修正、評価、事業進捗段階で発生する主要な課題に関する意見交換の実施等、技術協力事業の実施上重要な役割を担い、6 カ月に1度開催する。JCC の構成員は、委員長を、MARD、ICD 局長とし、ベトナム側は、PMU のほか、NAFIQAD 関連部局職員、MARD 傘下の指定検査機関を有する DPP/DAH の職員、その他メンバーから構成される。日本側は、JICA ベトナム事務所、本プロジェクトの JICA 専門家/コンサルタント、その他メンバーから構成される。また、この構成員のほか、オブザーバーとして、在ベトナム日本大使館、食品安全関連業務を担う MOH と MOIT、本事業と関連性の高いオランダ政府案件の関係者に対して、JCC への参加を呼びかける。

なお、JCC の設置にあたっては、MARD 大臣の許可が必要となり、ICD から人事局に設置申請を行う手続きとなる。本事業での JCC 設置については、RETAQ センターより、ICD に説明を実施し、討議議事録 (R/D) 締結前までには、設置許可の確認を行う。

5-5 主な投入

(1) 日本側

- ① 専門家/コンサルタント派遣 (長期及び短期) : 業務主任者/ラボ管理、残留動物用医薬品、残留農薬、海洋性毒、重金属・鉱物、微生物、遺伝子組み換え生物 (GMOs) ・DNA 特異種、マイコトキシン (かび性毒) ・植物毒、放射線、リスク分析、業務調整
- ② プロジェクト・スタッフの配置
- ③ 本邦研修/第三国研修 : 分析技術 [残留動物用医薬品、残留農薬、海洋性毒、重金属・鉱物、微生物、GMOs ・DNA 特異種、マイコトキシン (かび性毒) ・植物毒、放射線]
- ④ その他 : ISO/IEC17043、17034 コンサルタント雇上、ソフトウェア (RETAQ センターの情報データ管理システム) 開発 (10 万米ドル上限)

※本事業での機材供与は想定していない。

(2) ベトナム側

- ① カウンターパート配置
- ② プロジェクト事務所及び付帯設備、実験機材など必要な資機材の提供
- ③ プロジェクト運営に必要な経費 : 消耗品、試薬、溶剤、研修・セミナー関連コスト、案件実施に必要な機材

5-6 日本側とベトナム側のコスト負担

日本側は、上記5-5に記載の日本側投入について、総額3億2,250万円を負担する。ベトナム側

は、JCC や PMU 会議を開催する際の各種経費、セミナーやワークショップの開催経費、カウンターパート要員の国内出張旅費、上記 5-5 の③に記載の、消耗品等の経費を負担する。ベトナム側負担経費については、今後 RETAQ センターより MARD に申請を行うが、通常、ベトナムでの技術協力プロジェクト実施にあたっては、ドナー供与金額の 10%程度の金額がベトナム側経費として申請し承認されるため、本プロジェクトについても同様の金額が承認されるものと想定される。

5-7 主な協議内容

事業のプロジェクト・デザインの検討に際して、RETAQ センターと協議し合意した事項は以下のとおりである。なお、これら事項については、ベトナム側・日本側双方で合意した事項として、ミニッツにも記載した。

5-7-1 本事業の開始時期

本事業の開始にあたって、現在 JICA が実施中の無償資金協力「農業・水産食品の安全確保のための検査・農産食品品質コンサルティングセンター能力強化計画」が完了し、RETAQ センターに必要な検査機材及び設備の整備がなされることが必要であるため、この点を双方にて確認し、無償資金協力が完了したのちに、本事業を開始することを合意した。また、JICA は RETAQ センターに対して、無償資金協力の早期完了に向けた適切なフォローアップを要請し、RETAQ センターはこれを了承した。

5-7-2 RETAQ センターにおける新規職員の雇用

詳細計画策定調査時点（2022 年 8 月時点）の RETAQ センターの職員は、13 名の技術スタッフ（検査認証部門に 7 名、品質管理部門に 6 名）が配属されていることを確認した。本事業の実施にあたっては、効果を最大限に発揮するために、事業実施前には、適切な人数の要員配置が必要となることから、JICA は RETAQ センターに対して、本事業開始までに少なくとも 27 名（無償資金協力にて、業務遂行に必要とされた人数）の技術スタッフを確保するよう要請した。RETAQ センターは、この要請を MARD に伝え、技術スタッフの確保に尽力することを合意した。

5-7-3 本事業にて実施する認証検査業務

認証検査機関の機能及び責任は、MARD にて規定はされているものの、MARD は現在の食品安全法に基づいて、認証検査機関を指定していない。したがって、RETAQ センターは、本プロジェクトの実施期間においては認証検査業務を行うための法的根拠を与えられていない状況であるため、本プロジェクトにて実施予定の認証検査に関連する業務は、食品安全分析の技術力向上のための試行的な位置づけとして実施することを確認した。

5-7-4 リスク分析業務

RETAQ センターが認証検査機関の機能を有するにあたって、リスク分析は重要な役割の一つとなる。リスク分析の実施においては、関連組織との密接な連携・協力は不可欠となるが、本プロジェクトで実施するリスク分析では、RETAQ センターが、MOH、MOIT、MARD の関連部署、地方政府との連携調整を適切に実施することを確認した。

5-7-5 オランダ政府事業とのデマケーション

オランダ政府は、世界銀行とともに、2017年6月より、ベトナムでの食品安全に係る基盤整備と能力開発を進めることに合意し、現在技術協力事業を実施中である。オランダ政府の協力では、認証検査機関に関する制度構築（ネットワーク化）の提案が含まれており、一方、本プロジェクトでも RETAQ センターが認証検査機関の機能を有するための支援を実施することから、両プロジェクトの関連性は高いことが確認された。詳細計画策定調査時点で、両プロジェクトの内容に重複がないことは確認済みだが、本プロジェクトの実施期間中においては、両プロジェクトに引き続き重複がなく、また相乗効果が得られるよう、緊密な連絡や情報交換を行うこととした。

5-7-6 本プロジェクトで対象とする ISO/IEC

本プロジェクトでは、ISO/IEC17025、17043、17034 の三つの取得を対象とするが、ISO/IEC17025 は認証費用のみを本プロジェクトにて負担すること、ISO/IEC17043 と 17034 はコンサルテーションと認証に係る費用を本プロジェクトにて負担することを確認した。また、取得した ISO/IEC の維持・管理費（更新に係る費用等）については、RETAQ センターの予算にて負担を行うことを確認した。なお、要請段階では、上記三つの ISO/IEC のほかに、ISO/IEC17021 と 17065 の取得支援も要請されていたが、これらは協議の結果、プロジェクト範囲外とすることで合意した。

5-7-7 学術雑誌の購読料

本プロジェクトでは、RETAQ センターが食品安全管理に関する国際的なフォーカルポイントの役割を果たすための能力向上支援を実施するが、その際、当初2年間は、本プロジェクトにて必要に応じた学術雑誌の購読を行うこととする。他方、本プロジェクトの完了後に、RETAQ センターが自立した組織として運営を続けられるよう、3年目の購読料は RETAQ センターにて負担ができるよう、本プロジェクトもベトナム政府に必要な働きかけを行うことを確認した。

5-7-8 ソフトウェア（RETAQ センターの情報データ管理システム）の開発

本プロジェクトにて、データ管理・運用システムのソフトウェア開発を実施するが、事業内での負担額上限を10万米ドルとすることを合意した。また、運用・保守・更新等のランニングコストは、RETAQ センターが負担することを確認した。なお、ソフトウェアの開発にあたっては、その設計段階において、MOH や MOIT 等の食品安全関連省庁と密接に連携し、将来的なソフトウェア連携も視野に入れた開発を行うことを合意した。

第6章 プロジェクトの事前評価

6-1 妥当性

ベトナムは、2007年にWTO加盟など積極的に国際市場に参加しており、世界有数の農水産品の輸出国となっている。2022年1月の首相決定第150号「2050年に向けたビジョンに沿った2021～2030年持続可能な農業・農村開発戦略の承認」では、その冒頭で農業をベトナム産業発展の基礎と位置づけ、2030年までの目標の一つとして「農林水産品の市場開発（特に輸出市場の拡大）につき、年5～6%の成長率を目標とする」とし、農水産品の輸出促進の方向性を明示している。また、2050年までのビジョンでも「近代的、効率的かつ環境に優しい農産品加工産業を有する世界有数の農業国となること」を掲げており、そのために「農産品を管理し食品安全を確保すること」の重要性に言及している。

また、2022年4月15日付のMARD決定第1384号「2021年から2030年に向けた農林水産品の品質向上及び食品の安全性確保のためのプロジェクトの承認」においては、農林水産品の品質向上と安全性確保は、人民の健康と利益を守るために重要であり、国際基準に従ってトレーサビリティを確保すること、そのための制度や政策、法律、基準、技術的規制の整備に努める旨が謳われている。さらに、施策の一つに「農林水産食品の品質と安全性の確保」のため、「法的政策の見直し・修正や安全性試験、コンサルティング、認証サービスの実施」に取り組むとしている。このようにベトナムの農業政策においては、輸出促進と農水産品の安全性確保の重要性と方向性が示されており、本プロジェクトの内容は、ベトナムの政策と整合している。

輸出先の国ごとに異なる基準を満たし、検疫に合格して輸出貨物が相手国に受け入れられるためには、高度な分析技術による正確な検査結果を出せることが重要であり、ベトナム国内の検査機関の能力の底上げ、検査結果のばらつきが喫緊の課題となっている。本プロジェクトにおいては、RETAQセンターの能力向上を通じて、MARD傘下の検査機関に対して研修、セミナー等の機会を提供するとともに、PTや試験所間比較の実施を通じてベトナム国内の検査機関の分析技術の向上に寄与することをめざすものであり、ベトナム国のニーズに合致している。したがって、本プロジェクトの妥当性は高い。

さらに、2010年に策定された食品安全法により食品安全管理に取り組んできたベトナムであるが、施行10年を経てその課題や今後取り組むべき事項が明らかになってきている。管轄3省庁等によるレビューの実施とその後の食品安全法改定がスケジューリングされており、ベトナム全体の食品安全管理及び認証検査体制の見直しにより、一層の推進が図られるところであり、本プロジェクトにより農水産品の認証検査機関となるRETAQセンターの能力向上を図ることは妥当であり、意義が高いと判断される。

6-2 整合性

日本の対ベトナム国の援助政策では、「対ベトナム社会主義共和国 国別開発協力方針（2019年12月）」において重点分野（中目標）の一つとして「成長と競争力強化」を掲げ、そのなかで「農林水産業の高付加価値化（バリューチェーン）」を支援するとしている。事業展開計画では、開発課題（小目標）に「産業競争力強化・人材育成」を設定し、「農業高付加価値化プログラム」を設定し、「農水産品の高付加価値化を促進し、農村部の持続的な経済振興を支援する」としている。また、対ベトナム

ム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年6月）においても農水産物・食品の安全性の確保の支援を実施するとしているほか、日越農業政策対話において策定された中長期農業政策ビジョン（フェーズ2：2020年～2024年）においては、民間企業の投資促進（先進的技術の導入）が重点取り組みの一つであり、具体的取り組みとして、食品安全、衛生管理体制が含まれている。なお、本事業は JICA 課題別事業戦略「グローバルアジェンダ」の「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」における重点クラスター「東南アジア地域 FVC（フード・バリューチェーン）構築」に位置づけられる。

本プロジェクトは、RETAQ センターが、ベトナム国内で生産される農産品の安全性に係る認証検査機関として高い分析能力を備え、かつ、ベトナム国内に広く裨益させるための仕組みを構築・機能させることを目的として実施されるものである。農水産品の安全性を高い精度で確保することで輸出を促進し、また、国内市場においては安全作物として高付加価値化に寄与することが期待される。このことを通じて、広くベトナム国の農業振興及び農村部の持続的な経済振興につながるものと期待されることから、わが国の援助方針に沿うものと考えられる。

6-3 有効性

以下の理由により、本プロジェクトの有効性は高いと見込まれる。

(1) プロジェクト目標と成果の因果関係

本プロジェクトの目標は、「MARD の指定食品安全検査機関の検査能力向上のため、RETAQ センターを中核とした分析精度管理の仕組みが構築される」と設定されている。RETAQ センターが中心となり、業務上直接的な関係のある MARD の指定食品安全検査機関の検査能力の底上げを図り、恒常的に分析精度を高めていく仕組みを構築することをめざすものである。

そのためには、RETAQ センター自体が高度な分析技術を有し、かつ分析の精度管理や組織運営（マネジメント）面においても適切に運営され、認証検査機関として他の検査機関を指導していくに適した組織を構築することが必要であり、成果1において取り組む。

次に、認証検査機関として、他の検査機関の技術向上に資するため、自らが PT や試験所間比較を実施できる能力を備えるとともに、その実施に必要な品質管理サンプルや標準物質の製造ができるようになることが必要であり、この部分は成果2において取り組む。このことを通じて、ベトナム国内の検査機関は、これまで容易に受けることができなかった PT 等を受けやすくなり、また、結果を通して自らの検査技術や SOP の見直しなどにつなげることが期待できる。また、認証検査方法を選定・作成し整備・周知していくことで、ベトナム国内の公定分析法の整備・充実につなげていく。

さらに、成果3では、認証検査機関としての指定を受け、法的権限を与えられたのちに、速やかに認証検査業務、リスク分析を行えるよう、試行的にはあるがリスク分析の一連の活動についてケースを扱う。一連の活動を実際に動かしてみることにより、本格的に実施する際に要する能力の向上やより良い実施に向けた工夫への気づきなどにもつながるものと期待できる。

これら三つの成果達成を通じて、認証検査機関として RETAQ センターが要する能力向上につなげるとともに、関連検査機関への裨益の仕組みを構築することが可能と考えられ、プロジェクト目標に有効につながるものと考えられる。

(2) プロジェクト目標に至るまでの外部条件

1) 活動開始のための前提条件

- ・「2022 年末までに予定どおり適切な人員（カウンターパート）が採用され、プロジェクトに配置される」に関し、RETAQ センターは年末までに 10 名新規採用することとしているところ、詳細計画策定調査期間中に 1 名採用が決まり、NAFIQAD 支局 4 にて OJT を開始している。NAFIQAD 本部との間の手続きなど若干の留意事項はあるが、RETAQ センターは必要性を十分認識し対応を進めていることから、本条件は満たされる見込みであると判断される。
- ・「プロジェクト実施に必要な予算（カウンターパートファンド）が措置される」に関し、MARD の ICD との協議において措置についての言及があったこと、また、RETAQ センターからは概算金額が提示されており、本条件は満たされる見込みであると判断される。

2) 活動により成果を得るに至るための外部条件：設定なし

3) 成果からプロジェクト目標達成に至るための外部条件

- ・「ベトナムにおける認証検査機関の要件が大幅に変更されない」に関し、2022 年 10 月にオランダ政府により要件の整理・提案が予定されているところ、RETAQ センターは提案内容を認識しており、現時点の案から大幅な変更はないものと考えられる。当該提案の内容がベトナム政府に受理され、国内で適用されることと期待され、本条件はプロジェクト終了時点において満たされる可能性が高いと判断される。
- ・「認証検査及び争議解決に関する施行令が策定される」に関し、食品安全法の改定プロセスにおいて当該課題についての提言を MARD が行う予定とのことであり、プロジェクト終了時点において満たされる可能性が高いと判断される。
- ・「RETAQ センターがベトナムの認証検査機関として指定される」に関し、MARD は同省の認証検査機関とすべく RETAQ センターを設置しており、そのために必要な機材整備と能力向上に向けて JICA の協力を取り付けている。また、毎年の予算措置や人員の採用・配置などを行っており、RETAQ センターが認証検査機関として必要な要件を満たした際には、MARD、NAFIQAD が認証検査機関に指定する計画である。したがって、本条件はプロジェクト終了後、速やかに満たされる可能性が高いと判断される。

6-4 効率性

以下の理由により、本プロジェクトの効率性は高いと見込まれる。

(1) 無償資金協力とのシームレスな協力の実施

本プロジェクトは、先行して実施されている無償資金協力により供与された施設・設備を適切に運用し、RETAQ センターが認証検査機関として機能していくために必要な能力の向上を図るものであり、無償資金協力の完了後速やかに本プロジェクトを開始する。シームレスな協力実施により、ベトナム国の喫緊の課題に対し速やかな支援につなげるとともに、無償資金協力にて供与した施設・設備が最大限活用され、ベトナム食品安全への効果の最大化につなげられるよう取り組む計画である。

(2) 業務経験者の採用及びプロジェクト開始までの OJT の実施

本プロジェクトの開始までの期間には、RETAQ センターの人員体制の整備に取り組み、採用した技術スタッフには NAFIQAD 支局の検査機関において OJT を行うなど、開始までに可能な限り技術スタッフの能力を高めておくよう取り組んでいる。また、採用に際しては、分析業務経験を有する者、できれば3年以上の業務経験をもち、一通りの検査業務を自力で実施できる人材の採用に努めており、現時点で採用している技術スタッフは全員業務経験3年以上である。プロジェクト開始とともに、速やかに高度な分析技術の習得に取り組むことが可能となるよう準備している。

(3) プロジェクト成果の周知・普及への取り組み

本プロジェクトを通じて RETAQ センターが習得した技術や整備された公定分析法などは、プロジェクトの活動を通じてベトナム国内の検査機関に周知・普及、及び裨益する仕組みを構築する。検査機関は、RETAQ センターが実施する PT や試験所間比較に参加することで、自らの検査精度を確認するとともにコンサルテーションを受け、精度向上への取り組みを進めることが可能となる。公定分析法については、MOST のポータルに掲載するだけでなく、関係検査機関を対象とした研修やセミナーを実施することで、より丁寧に周知と普及を図る。こうした取り組みを通じて、プロジェクトの成果がベトナムの検査機関に定着し、全体の底上げに効率的につながるよう取り組む。

(4) 他の開発パートナーとの連携・協力

ベトナム食品安全分野においては、開発パートナーによる協力が、本プロジェクトと同時期に実施される見通しであり、内容面でも関連性が高く、類似のアプローチを採るものもあることから、実施に際しては相互に情報共有に努め、互いの成果に齟齬が生じることなく、重複を避けることを確認している。特に、オランダ政府の次フェーズの協力については関連性が高いことから、RETAQ センターも含めオランダ政府関係者と情報共有することで効率性の向上に努めることが期待される。

(5) 指標の入手の容易さへの配慮

指標の設定に際しては、成果を測る際の入手の容易さを考慮し設定している。また、プロジェクトの期間、各活動の実施のタイミング、各活動に要する時間等を RETAQ センターとともに検討し、可能な限り具体的な数値目標を設定した。したがって、プロジェクトの成果を測る際に効率的に実施できるものと期待される。

(6) 効率的な業務実施

本プロジェクトは、カバーすべき対象分析分野が8分野にわたるが、全体の進捗管理を行う調整員や、プロジェクトの責任者としてベトナム側との交渉を行うリーダーなど長期専門家の派遣を検討するとともに、活動時期が比較的限定的な協力分野については短期専門家やコンサルタントのシャトル派遣などを検討することにより、効率的な業務実施をめざすこととしている。また、情報・データシステムの構築は、現地のニーズや状況に精通し、コスト面でも優位性をもつ現地の業者への委託とすることで、効率性の向上に努める。さらに、RETAQ センターがプロ

プロジェクト期間中に取得をめざしている ISO/IEC 5 種のうち、優先順位の比較的低い ISO/IEC 17021 及び 17065 については、本プロジェクトのスクープの範囲外とし、ベトナム側が自ら取得をめざすこととするなど、ベトナム・日本双方が優先度に応じ効率的な業務実施に取り組む構成となっている。

6-5 インパクト

本プロジェクトの正のインパクトは、以下のとおり見込まれる。

(1) 上位目標に対するインパクト

上位目標である「ベトナム国の農水産食品の検査機関の能力が向上する」を達成するには、本プロジェクトにより、RETAQ センターが認証検査機関として他の検査機関の技術向上や分析精度の向上を指導するとともに、認証検査方法を作成し周知を図ることにより、各検査機関の SOP の見直しや分析精度向上への取り組みを促進することが必要である。加えて、検査結果につき争議が発生した場合に、適切に仲介・解決できるようリスク分析能力を習得している必要がある。さらに、外部条件として、認証検査機関としての要件が大幅に変更されることなく、法的整備が進むことにより RETAQ センターが正式に認証検査機関に指定されることにより、保有する設備・機材と習得した技術・能力を最大限に発揮することが必要である。

上に記載した技術・能力面は、本プロジェクトにより向上・習得が期待されるものであり、外部条件についてはオランダ政府の協力による認証検査機関の体制整備（要件の明確化、役割分担とネットワーク化）や食品安全法の改正など本プロジェクトの実施期間とほぼ同時期に、こうした周辺環境整備がなされるものである。国の体制や法律などが比較的短期間に大幅に変更されることは考えづらく、また、ベトナムの農水産品輸出振興と食品安全管理の重要性について方向性の変更される可能性は低い。したがって、外部条件は満たされる見込みが高く、本プロジェクトの実施により上位目標の達成につながるものと期待できる。

(2) 上位目標以外に予想されるインパクト

上位目標以外に予想される正のインパクトは、特段見受けられない。プロジェクト終了を経て長期的に発現が期待される成果については、スーパーゴール「食品の品質及び安全性に関する国際基準の認証検査及びコンサルティング能力の強化によりベトナムの農水産食品の品質と安全性が向上し、国内消費需要が満たされ、輸出が促進される」として設定している。

本プロジェクトの実施により懸念される負のインパクトは、見受けられない。

6-6 持続性

以下の理由により、持続性は高いと見込まれる。

(1) 政策面

政策面においては、上述のとおり、食品安全法を基礎として管轄省庁が定められ、また、管轄省庁により必要な決定などがなされ、省庁内の役割分担や機能などが定められてきている。管轄省庁は、それぞれの管轄する品目につき、要件を満たす検査機関を指定検査機関として指定し、省庁間でばらつきはあるものの、認証検査機関を整備するなど体制を整備しつつある。

さらに、ベトナムの農業分野の長期計画においては、農業の振興、農水産品の輸出振興の方向性が一貫して示されており、既に世界でも有数の農水産品輸出国となっている。農水産品の輸出において、その安全性確保、安全性検査の精度向上は要の一つであり、今後ますますその重要性は高まっていくことと考えられる。輸出相手国の安全基準を満たしていることを、高い精度の分析技術で証明し、輸出物が検疫で不合格になることなく受け入れられることは、農水産品輸出振興をめざすベトナムにとって大変重要であり、この方向性は大幅な変更なく維持されていくものと考えられる。したがって、政策面における持続性は高いと見込まれる。

(2) 技術面

食品安全検査において、ベトナムは既に一定程度の技術水準に達しているところ、本プロジェクトを通じて、検査機関間の能力のばらつきをなくし、さらに検査精度を高めることをめざしている。RETAQ センターは、検査業務の経験を有する技術スタッフの採用に優先的に努めることで、本プロジェクト開始時には在籍する技術スタッフは基礎的な技能を有し、日本人専門家から直接指導を受けることで技術力を向上させ、RETAQ センターに追って採用される新規スタッフや、MARD の指定検査機関などに対して講師として指導にあたることが想定されている。

また、認証検査機関として PT や試験所間比較を実施できる能力を習得することで、ベトナム国内の検査機関が、比較的安価に、繰り返しこれら試験を受けられるようになることから、ベトナムの検査機関全体の能力の底上げに寄与することが期待できる。RETAQ センターは、国立の認証検査機関として位置づけられる予定であり、その機能の一つとして国内の検査機関への技術指導やコンサルティングが設定されていることから、本プロジェクトを通じて PT 等実施能力を習得すれば、長期的、安定的に実施されていくものと考えられる。

リスク分析、認証検査業務（争議の仲介・解決）については、本プロジェクトにおいては試行の位置づけではあるものの、実施すべき一連の活動を経験することで、将来的に法的権限を与えられた際にすべき事項を明確化し、訓練することが可能となると期待できる。

これらのことより、技術面の持続性は高いと見込まれる。

(3) 組織・体制面

RETAQ センターは、MARD の決議にて 2012 年に正式に設立が承認された組織であり、食品安全法第 47 条に則って MARD の認証検査機関として機能することとなっている。設立から 10 年が経過しているが、その間にはスタッフの採用、NAFIQAD 支局での OJT、事務棟の建設、コンサルティング業務の実施などがなされており、NAFIQAD 予算内から予算が措置されている。独立行政法人として口座の開設や公印の保有が認められ、公的な組織として確立している。

認証検査機関としての業務を実施するためには、国としての法的整備を待たねばならず、体制面においては一部留意すべき事項はあるものの、ベトナムとして認証検査機関を有すること、その期待される業務が実施されることに対するニーズは高く、食品安全法の改定とそれに併せた施行令の整備など、課題を明確に認識し、取り組みを進めている。また、オランダ政府による認証検査機関の要件の明確化やネットワーク化による、国全体の認証検査業務の体制構築への提言が取りまとめられており、それを受けてさらに体制整備が加速化されることが期待される。

RETAQ センター内は、いまだ検査棟が完成していないことから、検査認証部のスタッフ採用数が少なく、今後の対応を要するが、上層部は NAFIQAD を退職して異動してきた経験豊富なス

スタッフがおり、新規職員への指導が可能であると判断された。小さな組織であることの優位を生かし、風通しが良く、センター長を中心に幹部職員は活発に意見交換しつつ決定を行っている様子が調査期間中にも散見された。

これらのことから、組織・体制面の持続性は、一部留意すべき事項はあるものの、おおむね高いと見込まれる。

(4) 財政面

財政面においては、RETAQ センターは独立行政法人であり、認証検査業務や他検査機関への研修など公的な業務においては予算の措置を要する一方で、個人や企業からの検査業務の依頼、輸出証明書の発行に関する業務、民間検査機関を対象とした研修、PT・試験所間比較の実施、コンサルティング業務など、料金を徴収し収入を得ることができる業務を有している。これら業務の料金は RETAQ センターが状況に応じて設定することが可能であり、一定の収益を得ることが可能と判断される。NAFIQAD 支局などにおいても、既に政府からの予算措置をはるかに上回る収益を検査業務や輸出証明書の発行から得ていることも、こうした判断の裏づけとなると考える。

また、政府からの予算措置についても、認証検査業務に対するベトナム政府のニーズと期待が高いことや、他省庁のケース（MOH が毎年予算を措置して NIFC が食品モニタリングを実施していることなど）から勘案して、今後も継続して必要な予算が措置されることと期待できる。

RETAQ センターの設立後 10 年間においても、スタッフの採用、事務棟の新設、NAFIQAD 支局での OJT など国の予算が措置されていることから、同様の判断が可能と考える。

これらのことから、財政面の持続性は、高いと見込まれる。

6-7 貧困・ジェンダー・環境等に関する留意点

本プロジェクトは、圃場整備や大規模灌漑などの、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)における、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、対象地域環境に与える負の影響は少ないと考えられる。

また、本プロジェクトは多くの人口が従事する農業を振興するものであり、広く貧困対策に資するものであると考えられる。ジェンダーについては、詳細計画策定調査にてジェンダーや女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みにつき検討・計画するには至っていないが、食品安全検査業務には女性が多く参画しており、また、検査施設において責任ある立場（部や課の長など）にある女性の姿を確認している。引き続き、女性の参画機会が広く確保されていくことが期待される。

6-8 過去の類似案件からの教訓の活用

ベトナム向けの技術協力「農水産食品の安全性確保のための検査強化プロジェクト」(評価年度2017年)の事後評価では、MARDの通達により、動物性食品及び農水産食品における有害残留物のモニタリング手続きやフォーマットが変更になったため、事業で開発したデータベースが使用できず、代わりに簡易なデータベースを開発し使用していることを受けて、事業活動にデータベースの開発を含める場合は、実施機関がどの程度、将来の規定改正に伴うデータベースの修正を行うことができるかを十分に考慮に入れるべきだとの教訓が導き出されている。本プロジェクトにおいても、ソフトウェアの開発を行うことから、ベトナム政府の食品安全を規定する法律、政策が変更される可能性

も念頭に、ソフトウェアの設計段階において、カウンターパート等を通じて食品安全関連省庁等から十分な情報収集を行い、緊密に連携することで、将来のソフトウェア連携も視野に入れた開発を行う。

第7章 案件実施上の留意点

- (1) スケジュールにおいてクリティカルパスとなる事項が複数あるため、確実に各ポイントの進捗を得るよう留意する

本プロジェクトには、ある活動が完了したのちに、次の活動を開始できる、といった性質を有する活動が複数あり、スケジュール管理におけるクリティカルパス²⁶となってくる。具体的には、「ISO/IEC17025 を取得しないと、PT を実施できないこと」や「RETAQ センター内の情報共有や品質管理に関する体制（データベース構築のうち、RETAQ センター内部マネジメントに関する部分）が整備されないと、ISO/IEC17025 を取得できない」、また、「ISO/IEC17034 を取得しないと、品質管理サンプルや標準物質を作成できない」「標準物質等を作成でき、かつ ISO/IEC17043 を取得しないと、PT を実施できない」などである。

これらクリティカルパスとなる活動が遅滞なく、スケジュールどおりに実施されること、特に、RETAQ センター内部のデータ管理体制の構築と ISO/IEC17025 取得について、遅滞なく完了できることが、その後の活動に大きく影響してくる。したがって、このことを念頭に、スケジュール管理を徹底し、適切な進捗を得るよう留意して取り組むことが肝要である。

- (2) 今後決定される、ベトナム国内における認証検査機関の要件に関し、情報収集に努めるとともに、RETAQ センターが当該要件を満たすよう留意する

詳細計画策定時点において、オランダ政府の協力により、ベトナム国内における認証検査機関に求められる要件に関する提案が取りまとめられている段階であり、今後、最終的な提案内容が明らかになる予定である。RETAQ センターは、当該提案内容につき情報収集しており、本プロジェクトの詳細計画にあたっては、十分に要件を満たすことができるよう内容を精査しているが、提案を受けベトナム政府が正式に承認するまでには、まだ時間がかかるものと考えられ、その間に提案から変更が生じる可能性もある。

したがって、RETAQ センターが確実に要件を満たし認証検査機関として指定されるよう、本プロジェクトの実施期間中も継続して動向を把握していくよう留意が必要である。

- (3) 食品安全法の改定に伴い、認証検査業務に関する施行法令の整備もなされるものと思われるため、動向の把握に留意する

食品安全法の策定・施行から 10 年が経過し、関係省庁・機関によるレビューが開始されている。2025 年の国会承認をめざすスケジュールで改定がなされる予定であり、併せて認証検査業務に関する施行法令の整備がなされるものと期待されている。認証検査機関としての業務のうち、リスク評価、紛争解決については、その実施において法的根拠を得ていることが必要不可欠であることから、その動向把握に努め、法的整備・施行後、速やかに業務を開始できるよう準備を進めることが重要である。

²⁶ プロジェクトを進めていくうえで、スケジュールに影響が出る作業のこと。つまり、当該活動に遅れが生じると、プロジェクト全体に遅れを生じてしまう活動のこと。

付 属 資 料

1. 詳細計画策定調査団議事録 (M/M)
2. RETAQ センターの機能に関する法令
(2017年9月5日付 MARD 決定 No. 446/QĐ-QLCL)
3. 面談議事録

**MINUTES OF MEETINGS
OF
THE DETAILED PLANNING SURVEY
ON
THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT FOR ENHANCING THE CAPACITY OF FOOD SAFETY TESTING,
REFERENCE TESTING AND CONSULTANCY TO CONTRIBUTE TO SUSTAINABLE
AGRICULTURE DEVELOPMENT**

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") organized the Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Ms. Keiko Mizoe, and visited Vietnam from 1st August to 19th August 2022 for the purpose of formulating a technical cooperation project entitled "Project for Enhancing the Capacity of Food Safety Testing, Reference Testing and Consultancy to Contribute to Sustainable Agricultural Development" (hereinafter referred to as "the Project").

During the survey, the Team had a series of discussions and exchanged views with the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Center (hereinafter referred to as "RETAQ") of the Ministry of Agriculture and Rural Development (hereinafter referred to as "MARD"), other organizations in MARD, Ministries related to food safety such as Ministry of Health (hereinafter referred to as "MOH") and Ministry of Industry and Trade (hereinafter referred to as "MOIT"), private companies in the Socialist Republic of Vietnam.

As a result of the discussions, the Team and the Vietnam side agreed on the matters concerning the Project in the document attached hereto.

Hanoi, 19 August, 2022



Ms. Keiko Mizoe
Team Leader, Director
Agricultural and Rural Development
Group 1,
Economic Development Department
Japan International Cooperation Agency
Japan



Dr. Tran Dang Ninh
Director
Reference Testing and Agrifood Quality
Consultancy Center
Ministry of Agriculture and Rural Development
The Socialist Republic of Vietnam

THE ATTACHED DOCUMENT

I. DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS

Both sides agreed on the draft Record of Discussions (hereinafter referred to as “R/D”) as attached in Attachment 1 of this Minutes of Meetings (hereinafter referred to as “M/M”). The draft R/D, which stipulates the framework of the Project, will be finalized and signed by the representative of JICA Vietnam Office and the concerned authorities in Vietnam, after notification of approval of implementation of the Project by JICA Headquarters.

RETAQ understood that R/D as well as the Basic Principles for Technical Cooperation (hereinafter referred to as “BP”) shown as Attachment 2 will be the fundamental documents when implementing the Project.

II. TITLE OF THE PROJECT

Both sides agreed that the Project Title will be “the Project for Enhancing the Capacity of Food Safety Testing, Reference Testing and Consultancy to Contribute to Sustainable Agricultural Development”. The project title is as same as the original Project Document of the Government of Vietnam.

III. FRAMEWORK OF THE PROJECT

Both sides confirmed and agreed the following items regarding the framework of the Project:

1. Outline of the Project

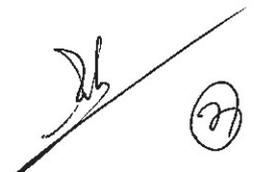
Both sides agreed on the framework and the implementation plan of the Project as shown in the draft Project Design Matrix (hereinafter referred to as “PDM”) in Attachment 3 and the draft Plan of Operation (hereinafter referred to as “PO”) in Attachment 4.

PDM contains the overall goal, project purpose, outputs and activities of the Project and it will be used for the project management, implementation and monitoring.

(1) Super Goal

Enhancing the capacity of reference testing and consultancy on food quality and safety according to international standard, contributing to improve the quality and safety of Vietnam’s agricultural and fishery food products, meeting consumption demands in countries and promote exports.

(*)This project shall set a super goal, to demonstrate that the Project is consistent with and contributes to the Prime Minister Decision No. 150/QD-TTg dated January 28, 2022 “Approving the sustainable agriculture and rural development strategies for the period 2021 – 2030 with a vision toward 2050”.



(2) Overall Goal (to be achieved 3 years after the project completion)

Capacity of inspection agencies for agricultural and fishery food products of Vietnam is improved.

(3) Project Purpose

Quality control mechanism for food safety analysis is set up at the RETAQ as a national reference laboratory in order to strengthen testing capacity for food safety laboratories officially designated by MARD.

(4) Outputs

- Output 1:
Improving the quality of human resources as well as management basis of RETAQ
- Output 2:
Improving the capacity of RETAQ to be qualified as a national reference laboratory for food safety management
- Output 3:
Strengthening the capacity related to risk assessment and risk communication on food safety of RETAQ

2. Duration of the cooperation

The project period will be three (3) years from the date when the first JICA expert is dispatched to Vietnam, or the kick-off meeting is held, whichever comes first. Duration of the Project will be officially set and agreed upon when R/D is signed.

3. Project site

The project site will be RETAQ (Hanoi)

4. Implementation structure of the Project

In accordance with the Section 3.1 and 3.2 of BP, both sides agreed that the Project Team would be set up to implement the Project as below 1) to 4). Also, a Project Management Unit (hereinafter referred to as "PMU") will be established as below 5).

1) Project Director

Director, RETAQ, MARD

2) Project Managers

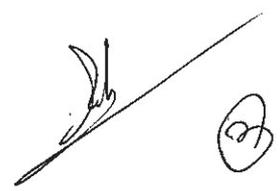
Vice director in charge of quality control management, RETAQ, MARD

3) JICA Experts

The JICA experts will provide necessary technical guidance, advice and recommendation to RETAQ on any matters pertaining to the implementation of the Project.

4) Joint Coordinating Committee

JICA requested to establish the Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") in order to oversee the Project as described in the Section 3.3 of BP.



Establishment of the JCC will be confirmed by RETAQ by the end of October, 2022. The JCC meeting will be held at least once in six months and whenever it is deemed necessary. The proposed members of JCC are listed in Attachment 5.

5) PMU

The PMU will be established in RETAQ to guide the implementation and management of the Project by making decisions on the project activities, while working closely with the JICA experts. The members of the PMU consist of Project Director who is the Director of RETAQ, Project Manager who is the Vice Director of RETAQ, and other members who will be responsible for the below seven (7) fields of the project activities; chemical testing, biology testing, inter-laboratory comparison/ proficiency test (hereinafter referred to as "PT"), reference testing, risk analysis, laboratory management, and training. The leaders in each field will be appointed by the project director before the beginning of the Project.

IV. MONITORING SHEET

RETAQ in coordination with the JICA experts will submit monitoring sheets as shown in Attachment 6 to JICA every six months. In addition, RETAQ in coordination with the JICA experts will submit a completion report to JICA upon the Project completion.

V. PROVISIONAL SCHEDULE

- 1) Signing on R/D: around November 2022 depending on the completion of exchange of the Note Verbales.
- 2) Commencement of the Project: around June 2023 depending on the completion of the grant aid project and the procurement of experts under COVID-19.

VI. MAIN POINTS DISCUSSED

The following points were discussed in depth during the Detailed Planning Survey, and shared by both sides as common understandings when implementing the Project.

1. Revision of the Project Document prepared by the Vietnamese side

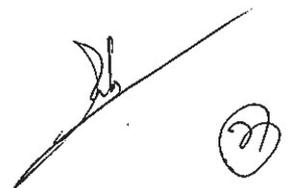
MARD has produced its own Project Document and it was approved in 2020 by the Government of Vietnam prior to sending the project proposal to Japan. Following the results of the Detailed Planning Survey, the Vietnamese side will take swift action to revise the Project Document, as required, based on the Project framework agreed in this M/M and take necessary steps to reconfirm the revised Project Document within the Government of Vietnam.

Regarding the Project Purpose, both sides confirmed that the project purpose written in the Project Document will include specific output items described in above III. 1. (4).

2. Definition of keywords in the PDM

1) Reference testing

Reference testing; means the test to confirm validity of analytical result conducted by the third party. It is used for dispute settlement purpose both in international and



domestic cases. To conduct reference testing, a laboratory needs to be provided with legal authority.

2) Consultancy

Consultancy; means to provide advice and guidance on food quality and safety analysis from a professional standpoint as a designated reference laboratory.

3. Starting timing of the Project

Both sides agreed that the Project would start only after the completion of the ongoing Japanese grant aid project “The Project for Enhancing Laboratory Capacities of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy (RETAQ) Center for Ensuring Safety of Agricultural and Fisheries Foods”. JICA requested RETAQ to follow up appropriately to ensure prompt completion of the grant aid project. The current expected date of the completion of the said grant aid project is March 2023.

4. Future vision of RETAQ with full-fledged functions after Project implementation

Based on the background written in the Project Document submitted by the Government of Vietnam, both sides shared the recognition of the needs of reference testing on food safety analysis, and agreed on the project concept to support establishment of technical capacity of RETAQ to play a role as a national reference laboratory. The major areas of cooperation include support to satisfy technical requirement for reference testing, PT, and risk analysis. In considering limitation on time and resources, and preparation of the legal framework, some activities will be implemented as a pilot case.

	Project period	Future goal
1. Dispute settlement on food safety related issue	Satisfy technical requirement to be nominated as a national reference laboratory	Play a key role in dispute settlement in domestic case as well as international case
2. Develop and standardize analytical methods	Develop / identify reference test method for priority area	Complete reference test method required for food safety analysis under its responsible area
3. Provide inter-laboratory comparison and PT	Qualified to implement PT and conduct PT at least once	Regular implementation of nationwide PT as a basis for quality control of food safety analysis
4. Provide training and technical assistance	Conduct seminar to disseminate the result of PT	Conduct seminar regularly based on the result of PT and individual consultation
5. Perform risk analysis on emerging food incidence	Conduct pilot risk assessment and risk communication for selected cases	Play a key role in risk assessment and risk communication by providing reliable analytical result
6. Become focal point for national / international food safety analysis	Join international community for food safety analysis (publish scientific paper and presentation)	Work as a national focal point in identified area of food safety analysis

5. Recruitment of additional personnel

Currently, there are 13 technical staffs (7 assigned in the laboratory department and 6 assigned in Quality Assurance Department) in RETAQ. In order to effectively implement the Project, JICA strongly requested RETAQ to recruit enough number of technical staffs as committed in the grant aid project (at least 27 technical staffs with appropriate qualifications) before the Project begins. RETAQ agreed to convey the request to MARD to realize the increase of technical staff.

6. Area of technical subjects and commodity

Regarding Output 1, the areas of technical subjects and the commodity covered in the Project will be as below. The listed items are the plan at present, and may be subject to change while the project implementation, depending on the circumstances. If any changes may occur, it will be basically agreed at the JCC. However, if the timing of the JCC doesn't meet for it, the PMU and JICA experts will discuss and tentatively agree on the changes with consultation with JICA, and the JCC will officially confirm the changes later-on.

Priority order	Area of expertise	Commodity
1	Veterinary drug residues	Livestock
2	Pesticide residues	Vegetable, fruits, rice, cashew and others
3	Marine biotoxins	Marine water, fishery products
4	Heavy metals and minerals	Fruits, vegetable, rice, beans, fishery products, and others
5	Microbiology	All food item
6	GMO and DNA specific species	Rice, maize, soybean, and others
7	Mycotoxins and plant toxins	Coffee, cashew and others
8	Radiation	All food item

7. Target of each activities under the Project

Both sides agreed that the major targets of each activity will be as below.

- Coverage of analytical capacity improvement: 8 priority areas
- Inter-laboratory comparison/ PT: 9 times
- Quality control (QC) sample/ reference material: 6 materials
- Review/ create reference testing methods: 4 methods
- Risk analysis: 3 cases
- Presentation/ publication in academic society: 2 times

8. Target laboratories

Laboratories covered under the project will be as follow:

- For echo-training: all the officially designated food safety laboratories by MARD (29 laboratories published in the NAFIQAD website as of 9th August 2022, shown in attachment 7).
- For PT/inter-laboratory comparison, Quality Control samples and reference materials, and reference testing methods seminar: all the food safety testing laboratories operating in Vietnam that register to participate in the Project activities.



9. Activities regarding reference testing in the Project

Function and responsibility as a national reference laboratory were regulated by MARD, however it has not been officially designated in accordance with current regulation (Food safety Law). Therefore, activities related to reference testing will be technical competency upgrading in food safety analysis.

10. Risk analysis

To become a national reference laboratory, risk analysis is one of the important functions of RETAQ. In order for RETAQ to perform duties on risk assessment and risk communication in accordance with the MARD circular No. 02/2013/TT-BNNPTNT dated January 05, 2013, it is necessary for RETAQ to gain experience. To conduct risk analysis, RETAQ will make necessary coordination with relevant agencies of MOH, MOIT, related departments under MARD and local authorities, since close coordination and collaboration with these organization will be vital for risk analysis.

11. Major changes from the Project Document

The Project Document submitted to the Government of Japan from the Government of Vietnam included revision of the Food Safety Law regulations and related legislation as Output 1. However, as a result of discussions between the Vietnamese side and JICA, it was found that (a) proposals for revision and amendments of related regulation regarding to reference testing are being supported by "*The project on Establishing a network of National reference laboratories in support of improving food safety in Vietnam*" funded by the Government of the Netherlands; (b) procedure and time schedule for the revision of the legal documents are planned by relevant authorities of Vietnam, and (c) the revision of the legal provisions requires coordination and collaboration not only within MARD, but also with other ministries such as MOH and MOIT. Therefore, it was agreed by both sides that this output will not be included in the Project scope.

12. Demarcation between the project of the Government of Netherlands and the Project

The project of the Government of the Netherlands on the entire food safety system is currently under preparation stage. Although it was confirmed that there would be no duplication between the two projects, it is needed for further confirmation to make sure of this point. As the proposal of the Government of the Netherlands contains details of institution building on national reference laboratories, and the JICA Project aims RETAQ to be designated a national reference laboratory, the Vietnamese side and JICA agreed to have close communication and information exchange between the two projects throughout the Project implementation period, to avoid duplication and/or to have synergy.

13. Provision of equipment

Both sides agreed that provision of equipment is basically not planned under this Project. If any need of small-scale equipment is found during the Project implementation, RETAQ shall discuss with JICA.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

14. Counterpart budget

The Vietnamese side will be responsible to bear the costs such as; (a) meeting expenses for holding JCC/ PMU and other meetings, (b) expenses of holding seminar/ workshops related to the project activities, (c) domestic travel expenses for training, (d) consumables, chemicals and other materials to use in laboratory testing (e) equipment consumables, chemicals, and other materials for training, and (f) other expenses stipulated in the section 4.3 of the BP.

15. ISO/IEC covered under the project

The ISO/IEC targeted within the Project are ISO/IEC 17025, 17043 and 17034. The Project will cover only the certification cost for ISO/IEC 17025, and consultation and certification costs for ISO/IEC 17043 and 17034. The costs to maintain these ISO/IECs such as reinspection and other related costs will be covered by RETAQ. Regarding ISO/IEC 17021 and 17065, both sides agreed that these will be out of the Project scope.

16. Subscription expenses for academic journals

Under the activity to support RETAQ to become an international focal point for food safety management, the Project will subscribe to academic journals as necessary for the first 2 years of the Project. At the same time, the Project will encourage counterpart to obtain the necessary budget for academic journals from the Government of Vietnam so that RETAQ will be able to bear the cost for the third year. By doing so, RETAQ will be able to carry out related work sustainably even after the completion of the Project.

17. Software development

The software development for a data management and operation system will be covered under the Project, but the amount to be borne by the Project will not exceed 100,000 USD. Also, running costs such as operation, maintenance and updating costs will be borne by RETAQ. When developing the software, RETAQ will closely coordinate with other relevant ministries for food safety such as MOH and/or MOIT during the designing phase, with future software collaboration in mind.

18. Signing of R/D

R/D will be expected to be signed by the Senior Representative of the JICA Vietnam Office and the Director General of the International Cooperation Department, the Director of RETAQ, and relevant departments, MARD. The signers of the Vietnamese side will be decided and informed to JICA by the end of October 2022.

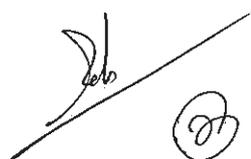
VII. UNDERTAKINGS

RETAQ agreed to undertake the necessary measures for the JICA experts as stipulated in the section 4.1, 4.2 and 4.3 of BP.

END



- Attachment 1 Draft Record of Discussions
- Attachment 2 Basic Principles for Technical Cooperation
- Attachment 3 Draft Project Design Matrix (PDM)
- Attachment 4 Draft Tentative Plan of Operation (PO)
- Attachment 5 List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee (JCC)
- Attachment 6 Project Monitoring Sheet (Form)
- Attachment 7 List of laboratories designated by MARD as of 9th August 2022

A handwritten signature in black ink is written over a diagonal line. To the right of the signature, there is a small circle containing a stylized mark or the number '27'.

**(DRAFT)
RECORD OF DISCUSSIONS**

FOR

**THE PROJECT FOR ENHANCING THE CAPACITY OF FOOD
SAFETY TESTING, REFERENCE TESTING AND CONSULTANCY
TO CONTRIBUTE TO SUSTAINABLE AGRICULTURE
DEVELOPMENT**

AGREED UPON BETWEEN

MINISTRY OF AGRICULTURE AND RURAL DEVELOPMENT

OF

THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Dated, November XX, 2022



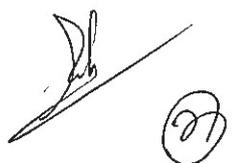
Based on the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey for the Project for “Enhancing the Capacity of Food Safety Testing, Reference Testing and Consultancy to Contribute to Sustainable Agricultural Development (hereinafter referred to as “the Project”) signed on 19 August, 2022 between the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Center (hereinafter referred to as “RETAQ”), Ministry of Agriculture and Rural Development of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as “the Counterpart”) and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), JICA held a series of discussions with the Counterpart and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

The purpose of this record of discussions (hereinafter referred to as “the R/D”) is to establish a mutual agreement for its implementation by both parties and to agree on the detailed plan of the Project as described in the followings and the Annexes, which will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 20th October, 1998 (hereinafter referred to as “the Agreement”) and the Note Verbales exchanged on XX(date) XX(month), 2022 between the Government of Japan and the Government of the Socialist Republic of Vietnam.

The Counterpart will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of the Socialist Republic of Vietnam.

Both parties also agreed that the Project will be implemented in accordance with the “Basic Principles for Technical Cooperation” published in December 2016 (hereinafter referred to as “the BP”), unless other arrangements are agreed in the R/D.

The R/D is delivered at Hanoi as of the day and year first above written. The R/D may be amended by a minutes of meetings between both parties, except the plan of operation to be modified in monitoring sheets. The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the R/D.



For

JAPAN INTERNATIONAL
COOPERATION AGENCY

For

MINISTRY OF AGRICULTURE AND RURAL
DEVELOPMENT

Mr. Yoshitomo Kubo
Senior Representative
JICA Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency
Japan

Dr. Nguyen Do Anh Tuan
Director General
International Cooperation Department
Ministry of Agriculture and Rural Development
The Socialist Republic of Vietnam

Dr. Tran Dang Ninh
Director
Reference Testing and Agrifood Quality
Consultancy Center
Ministry of Agriculture and Rural Development
The Socialist Republic of Vietnam

- Annex 1 Project Description
- Annex 2 Main Points Discussed
- Annex 3 Project Design Matrix (PDM)
- Annex 4 Plan of Operation (PO)
- Annex 5 List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee (JCC)
- Annex 6 Monitoring Sheet
- Annex 7 List of laboratories designated by MARD as of 9th August 2022



PROJECT DESCRIPTION

I. BACKGROUND

In Vietnam, demand for safe food products is increasing, especially among the urban middle class, due to the rising incomes of the nation in line with the country's economic growth. On the other hand, the expansion of agricultural production has led to an increase of use of pesticides and chemical fertilizers, making it an urgent issue to ensure food safety.

On the other hand, as Vietnam has become a member of the WTO since 2007, and based on the WTO/SPS Agreement (Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures), Vietnam is required to meet international standards when exporting and importing agricultural and fishery products.

In light of these circumstances, the Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD) of Vietnam have established of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre (RETAQ) since 2012 to improve quality of food safety analysis under the Ministry of Agriculture and Rural Development (hereinafter referred to as "MARD"), and requested the Government of Japan for support to establish RETAQ. Based on this request, the Government of Japan is currently implementing the grant aid project "The Project for Enhancing Laboratory Capacities of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy (RETAQ) Center for Ensuring Safety of Agricultural and Fisheries Foods (October 2019 - March 2023)," which provides the equipment and facilities necessary for RETAQ to function as a reference laboratory.

In addition to infrastructure support, it is also important for RETAQ to enhance the capacity for reference testing and consultancy on food quality and safety according to international standard, contributing to improve the quality and safety of Vietnam's agricultural and fishery food products, meeting consumption demands in countries and promote export, and therefore the Government of Vietnam requested a technical cooperation project to the Government of Japan.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) (Annex 3) and the tentative Plan of Operation: PO (Annex 4).

1. Input by JICA

(a) Dispatch of Experts

- Long-term Expert(s)
- Short-term Experts

In the following fields:

- Veterinary drugs residue
- Pesticide residue
- Marine biotoxin
- Heavy metals and minerals
- Microbiology
- Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species



- Mycotoxins and plant toxin
- Radiation

The number of experts and their title are subject to change

(b) Training of Counterparts in Japan and/or third countries as needed

(c) Equipment

Provision of large-scale equipment is not planned under this Project.

Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA and RETAQ during the implementation of the Project, as necessary.

2. Implementation structure

The Project implementation framework is as follows:

1) Project Director

Director, RETAQ, MARD

2) Project Managers

Vice director in charge of quality control management, RETAQ, MARD

3) JICA Experts

The JICA experts will provide necessary technical guidance, advice and recommendation to RETAQ on any matters pertaining to the implementation of the Project.

4) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to oversee the Project as described in the Section 3.3 of BP. JCC meeting will be held at least once in six months and whenever it is deemed necessary. The proposed members of JCC are listed in Annex 5.

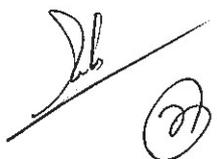
5) PMU

The PMU will be established in RETAQ to guide the implementation and management of the Project by making decisions on the project activities, while working closely with the JICA experts. The members of the PMU consist of Project Director who is the Director of RETAQ, Project Manager who is the Vice Director of RETAQ, and other members who will be responsible for the below seven (7) fields of the project activities; chemical testing, biology testing, inter-laboratory comparison/ proficiency test (hereinafter referred to as "PT"), reference testing, risk analysis, laboratory management, and training. The leaders in each field will be appointed by the project director before the beginning of the Project.

3. Project site and beneficiaries

(1) Project site: RETAQ (Hanoi)

(2) Beneficiaries:



- Direct: Staffs of RETAQ
- Indirect: technical staff of laboratories for food safety management, those who are in value chain of agricultural / aquacultural products (farmers, agricultural production companies, food processing companies, wholesalers, exporters in Vietnam, and consumers)

4. Duration

The duration of the Project will be three (3) years from the date when the first JICA expert is dispatched to Vietnam, or the kick-off meeting is held, whichever comes first.

5. Reports

RETAQ and JICA experts will jointly prepare the following reports in English.

- (1) Monitoring Sheets on semiannual basis until the project completion
- (2) Project Completion Report at the time of project completion

A handwritten signature in black ink is written over a diagonal line. To the right of the signature, the number '27' is written inside a circle.

Main Points Discussed

1. Revision of the Project Document prepared by the Vietnamese side

MARD has produced its own Project Document and it was approved in 2020 by the Government of Vietnam prior to sending the project proposal to Japan. Following the results of the Detailed Planning Survey, the Vietnamese side will take swift action to revise the Project Document, as required, based on the Project framework agreed in this M/M and take necessary steps to reconfirm the revised Project Document within the Government of Vietnam.

Regarding the Project Purpose, both sides confirmed that the project purpose written in the Project Document will include specific output items described in the PDM as attached in Annex 3.

2. Definition of keywords in the PDM

1) Reference testing

Reference testing; means the test to confirm validity of analytical result conducted by the third party. It is used for dispute settlement purpose both in international and domestic cases. To conduct reference testing, a laboratory needs to be provided with legal authority.

2) Consultancy

Consultancy; means to provide advice and guidance on food quality and safety analysis from a professional standpoint as a designated reference laboratory.

3. Starting timing of the Project

Both sides agreed that the Project would start only after the completion of the ongoing Japanese grant aid project "The Project for Enhancing Laboratory Capacities of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy (RETAQ) Center for Ensuring Safety of Agricultural and Fisheries Foods". JICA requested RETAQ to follow up appropriately to ensure prompt completion of the grant aid project. The current expected date of the completion of the said grant aid project is March 2023.

4. Future vision of RETAQ with full-fledged functions after Project implementation

Based on the background written in the Project Document submitted by the Government of Vietnam, both sides shared the recognition of the needs of reference testing on food safety analysis, and agreed on the project concept to support establishment of technical capacity of RETAQ to play a role as a national reference laboratory. The major areas of cooperation include support to satisfy technical requirement for reference testing, PT, and risk analysis. In considering limitation on time and resources, and preparation of the legal framework, some activities will be implemented as a pilot case.

	Project period	Future goal
1. Dispute settlement on food safety related issue	Satisfy technical requirement to be nominated as a national reference laboratory	Play a key role in dispute settlement in domestic case as well as international case
2. Develop and standardize analytical methods	Develop / identify reference test method for priority area	Complete reference test method required for food safety analysis under its responsible area
3. Provide inter-laboratory comparison and PT	Qualified to implement PT and conduct PT at least once	Regular implementation of nationwide PT as a basis for quality control of food safety analysis
4. Provide training and technical assistance	Conduct seminar to disseminate the result of PT	Conduct seminar regularly based on the result of PT and individual consultation
5. Perform risk analysis on emerging food incidence	Conduct pilot risk assessment and risk communication for selected cases	Play a key role in risk assessment and risk communication by providing reliable analytical result
6. Become focal point for national / international food safety analysis	Join international community for food safety analysis (publish scientific paper and presentation)	Work as a national focal point in identified area of food safety analysis

5. Recruitment of additional personnel

Currently, there are 13 technical staffs (7 assigned in the laboratory department and 6 assigned in Quality Assurance Department) in RETAQ. In order to effectively implement the Project, JICA strongly requested RETAQ to recruit enough number of technical staffs as committed in the grant aid project (at least 27 technical staffs with appropriate qualifications) before the Project begins. RETAQ agreed to convey the request to MARD to realize the increase of technical staff.

6. Area of technical subjects and commodity

Regarding Output 1, the areas of technical subjects and the commodity covered in the Project will be as below. The listed items are the plan at present, and may be subject to change while the project implementation, depending on the circumstances. If any changes may occur, it will be basically agreed at the JCC. However, if the timing of the JCC doesn't meet for it, the PMU and JICA experts will discuss and tentatively agree on the changes with consultation with JICA, and the JCC will officially confirm the changes later-on.

Priority order	Area of expertise	Commodity
1	Veterinary drug residues	Livestock
2	Pesticide residues	Vegetable, fruits, rice, cashew and others
3	Marine biotoxins	Marine water, fishery products
4	Heavy metals and minerals	Fruits, vegetable, rice, beans, fishery products, and others
5	Microbiology	All food item
6	GMO and DNA specific species	Rice, maize, soybean, and others

7	Mycotoxins and plant toxins	Coffee, cashew and others
8	Radiation	All food item

7. Target of each activities under the Project

Both sides agreed that the major targets of each activity will be as below.

- Coverage of analytical capacity improvement: 8 priority areas
- Inter-laboratory comparison/ PT: 9 times
- Quality control (QC) sample/ reference material: 6 materials
- Review/ create reference testing methods: 4 methods
- Risk analysis: 3 cases
- Presentation/ publication in academic society: 2 times

8. Target laboratories

Laboratories covered under the project will be as follow:

- For echo-training: all the officially designated food safety laboratories by MARD (29 laboratories published in the NAFIQAD website as of 9th August 2022, shown in Annex 7).
- For PT/inter-laboratory comparison, Quality Control samples and reference materials, and reference testing methods seminar: all the food safety testing laboratories operating in Vietnam that register to participate in the Project activities.

9. Activities regarding reference testing in the Project

Function and responsibility as a national reference laboratory were regulated by MARD, however it has not been officially designated in accordance with current regulation (Food safety Law). Therefore, activities related to reference testing will be technical competency upgrading in food safety analysis.

10. Risk analysis

To become a national reference laboratory, risk analysis is one of the important functions of RETAQ. In order for RETAQ to perform duties on risk assessment and risk communication in accordance with the MARD circular No. 02/2013/TT-BNNPTNT dated January 05, 2013, it is necessary for RETAQ to gain experience. To conduct risk analysis, RETAQ will make necessary coordination with relevant agencies of MOH, MOIT, related departments under MARD and local authorities, since close coordination and collaboration with these organization will be vital for risk analysis.

11. Major changes from the Project Document

The Project Document submitted to the Government of Japan from the Government of Vietnam included revision of the Food Safety Law regulations and related legislation as Output 1. However, as a result of discussions between the Vietnamese side and JICA, it was found that (a) proposals for revision and amendments of related regulation regarding to reference testing are being supported by *"The project on Establishing a network of National reference laboratories in support of improving food safety in Vietnam"* funded by the Government of the Netherlands; (b) procedure and time schedule for the revision of the legal documents are planned by relevant authorities of Vietnam, and (c) the revision of the legal provisions requires coordination and collaboration not only within MARD, but also with other ministries such as MOH and MOIT.



Therefore, it was agreed by both sides that this output will not be included in the Project scope.

12. Demarcation between the project of the Government of Netherlands and the Project

The project of the Government of the Netherlands on the entire food safety system is currently under preparation stage. Although it was confirmed that there would be no duplication between the two projects, it is needed for further confirmation to make sure of this point. As the proposal of the Government of the Netherlands contains details of institution building on national reference laboratories, and the JICA Project aims RETAQ to be designated a national reference laboratory, the Vietnamese side and JICA agreed to have close communication and information exchange between the two projects throughout the Project implementation period, to avoid duplication and/or to have synergy.

13. Provision of equipment

Both sides agreed that provision of equipment is basically not planned under this Project. If any need of small-scale equipment is found during the Project implementation, RETAQ shall discuss with JICA.

14. Counterpart budget

The Vietnamese side will be responsible to bear the costs such as; (a) meeting expenses for holding JCC/ PMU and other meetings, (b) expenses of holding seminar/ workshops related to the project activities, (c) domestic travel expenses for training, (d) consumables, chemicals and other materials to use in laboratory testing (e) equipment consumables, chemicals, and other materials for training, and (f) other expenses stipulated in the section 4.3 of the BP.

15. ISO/IEC covered under the project

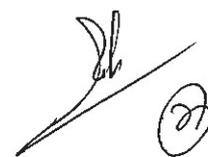
The ISO/IEC targeted within the Project are ISO/IEC 17025, 17043 and 17034. The Project will cover only the certification cost for ISO/IEC 17025, and consultation and certification costs for ISO/IEC 17043 and 17034. The costs to maintain these ISO/IECs such as reinspection and other related costs will be covered by RETAQ. Regarding ISO/IEC 17021 and 17065, both sides agreed that these will be out of the Project scope.

16. Subscription expenses for academic journals

Under the activity to support RETAQ to become an international focal point for food safety management, the Project will subscribe to academic journals as necessary for the first 2 years of the Project. At the same time, the Project will encourage counterpart to obtain the necessary budget for academic journals from the Government of Vietnam so that RETAQ will be able to bear the cost for the third year. By doing so, RETAQ will be able to carry out related work sustainably even after the completion of the Project.

17. Software development

The software development for a data management and operation system will be covered under the Project, but the amount to be borne by the Project will not exceed 100,000 USD. Also, running costs such as operation, maintenance and updating costs will be borne by RETAQ. When developing the software, RETAQ



will closely coordinate with other relevant ministries for food safety such as MOH and/or MOIT during the designing phase, with future software collaboration in mind.

18. Environmental and Social Considerations

With regard to the Section 10.1 of the BP, the Project is likely to have minimal adverse impact on the environment and society under the 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations (April 2010)'

END

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

Project Design Matrix (draft)

Version 0 (19 Aug 2022)

Project for enhancing the capacity of food safety testing reference and consultancy to contribute to sustainable agricultural development			
Project Title	Reference testing and agri-food quality consultancy Centre (RETAQ)		
Implementing Agency	3 years (from June 2023 to June 2026)		
Period of Project	Hanoi (RETAQ)		
Project Site	Direct beneficiary: 26 staff of RETAQ		
Target Group	Indirect beneficiaries: It is estimated as more than 1,200 technical staff of twenty-nine (29): 15 public and 14 private) laboratories designated by MARD, e.g. 148 of NAFIQAD branch 1-6, other food safety management laboratories in Vietnam, those who are in value chain of agricultural / fishery products, e.g. farmers, agricultural production companies, food processing companies, wholesalers and exporters in Vietnam, and consumers		
Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
<p>Super goal Enhancing the capacity of reference testing and consultancy on food quality and safety according to international standard, contributing to improve the quality and safety of Vietnam's agricultural and fishery food products*, meeting consumption demands in countries and promote exports.</p> <p>Overall Goal (after 3 years) Capacity of inspection agencies for agricultural and fishery food products of Vietnam is improved.</p>	<p>1 Three (3) groups of testing criteria are extended after the project completion.</p> <p>2 Six (6) reference testing methods are additionally approved by RETAQ after the project completion.</p> <p>3 Risk assessment and risk communication of three (3) incidents is implemented based on the legal framework.</p> <p>4 RETAQ is qualified to participate in resolving disputes about test results in accordance with Vietnamese law.</p>	<p>♦ RETAQ report</p>	
<p>Project Purpose Quality control mechanism for food safety analysis is set up at the RETAQ as a national reference laboratory in order to strengthen testing capacity for food safety laboratories officially designated by MARD.</p>	<p>1 RETAQ meets the qualifications for a national reference laboratory in Vietnam, i.e. with the advanced technologies / capacity in chemical / biological analysis, the capacity to provide proficiency test (PT) and producing quality control (QC) samples / reference materials, the capacity for risk analysis, by being accredited according to ISO/IEC 17025, 17043, and 17034.</p>	<p>♦ RETAQ report</p>	<p>- The qualifications for the reference laboratories are not significantly changed in Vietnam.</p> <p>- The enforcement regulations for reference testing / dispute solving are developed.</p> <p>- RETAQ is designated as a reference laboratory by the</p>

Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption competent authority of Vietnam.
<p>Outputs:</p> <p>1. Improving the quality of human resources as well as management basis of RETAQ</p>	<p>1-1 All RETAQ laboratory staffs pass the examination on analytical technology testing.</p> <p>1-2 Precision control is implemented regularly and by following SOPs of RETAQ (internal precision control).</p> <p>1-3 Updating of SOPs is properly made based on the results of quality control.</p> <p>1-4 Training is provided for RETAQ laboratory staffs who have failed internal quality control.</p> <p>1-5 Procedures for quality assurance / quality control (QA/QC) with the above 1-2, 1-3, and 1-4 are routinely carried out.</p> <p>1-5 Two (2) times of presentation are provided in the international food safety network / related academic society.</p> <p>1-6 RETAQ's quality management system is accredited according to ISO/IEC 17025.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Results of examination(s) for RETAQ technical staff ◆ Investigation by Japanese Experts ◆ Records on SOP implementation and its updating ◆ Certification for ISO/IEC 17025 	
<p>2. Improving the capacity of RETAQ to be qualified as a national reference laboratory for food safety management</p>	<p>2-1 RETAQ carries out inter-laboratory comparison / PT regularly for laboratories in Vietnam with eight (8) programs during the Project period.</p> <p>2-2 RETAQ carries out PT for laboratories in Vietnam, at least once during the Project period after obtaining ISO/IEC17043.</p> <p>2-3 Six (6) kinds of pilot QC samples / reference materials are stably made with good quality.</p> <p>2-4 Four (4) newly developed reference testing methods are approved by RETAQ.</p> <p>2-5 Four (4) times of workshop/seminar(s) are organized to publicize the results of inter-laboratory comparison / PT to improve quality of analysis.</p> <p>2-6 RETAQ's quality management system is accredited according to ISO/IEC 17043 and ISO/IEC 17034.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Records / reports on inter-laboratory comparison ◆ Records / report on PT ◆ Records / report on workshop/seminar(s) ◆ Certifications for ISO/IEC 17043 and ISO/IEC 17034 	
<p>3. Strengthening the capacity related to risk assessment and risk communication on food safety of RETAQ.</p>	<p>3-1 RETAQ carries out three (3) case studies on risk analysis for selected value chain by proceeding all the process of the risk analysis</p> <p>3-2 Three (3) proposal(s) for improvement are made through risk assessment and discussions with parties involved, and publicized.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Records /reports on risk analysis case trial(s) 	

Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
<p>Project Summary</p> <p>3-3 Risk assessment SOPs at RETAQ are set and approved at RETAQ.</p>	<p>Objectively Verifiable Indicators</p> <p>3-3 Risk assessment SOPs at RETAQ are set and approved at RETAQ.</p>	<p>Means of Verification</p>	<p>Important Assumption</p>
<p>Activities</p> <p><i>1-1 Improve the analysis capacity**</i></p> <p>1-1-1 Select target fields</p> <p>1-1-2 Training in Japan/the 3rd country</p> <p>1-1-3 Conduct OJT analysis at the RETAQ (for RETAQ's staff)</p> <p>1-1-4 Conduct the echo-training (for outside of RETAQ)</p> <p>1-1-5 Develop SOPs in accordance with ISO/IEC 17025 (including calibration of analytical equipment)</p> <p>1-1-6 Practice SOPs and record</p> <p>1-1-7 Introduce external precision control</p> <p>1-1-8 Support to be accredited for ISO/IEC 17025</p> <p><i>1-2 Support to become an international focal point for food safety management</i></p> <p>1-2-1 Collect and understand latest scientific issues and regulations in terms of food safety management</p> <p>1-2-2 Compile analysis results of RETAQ to present in the international network on food safety reference laboratories / related academic society</p> <p>1-2-3 Provide presentation in the international network on food safety reference laboratories / related academic society</p> <p>1-3 Review and identify the necessary additional equipment for reference testing</p> <p><i>1-4 Develop information and database management system for RETAQ activities</i></p> <p>1-4-1 Confirm needs and specification of data connectivity among relevant agencies</p> <p>1-4-2 Carry out system analysis</p> <p>1-4-3 Carry out system design</p> <p>1-4-4 Carry out system development (coding, testing, finalization)</p> <p><i>2-1 Improve the capacity to conduct PT</i></p> <p>2-1-1 Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17043 under consultation</p> <p>2-1-2 Conduct internal training for the RETAQ staff to meet the technical requirements</p> <p>2-1-3 Develop SOPs (including internal precision control)</p> <p>2-1-4 Practice SOPs and record</p>	<p>Inputs:</p> <p>Japanese side</p> <p>1. Long-term Expert(s)</p> <p>Short-term Experts</p> <p>In the following fields:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Veterinary drugs residue - Pesticide residue - Marine biotoxin - Heavy metals and minerals - Microbiology - Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species. - Mycotoxins and plant toxin - Radiation <p>2. Training in Japan / the Third Country(ies)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Mechanism of laboratory operation - Analysis methods in the fields mentioned above, etc. <p>3. Local Cost</p> <p>Vietnamese side</p> <p>1. Assignment of C/P personnel</p> <ul style="list-style-type: none"> - Project Director - Project Manager - Technical staff of RETAQ Centre - Staff of general affairs department of RETAQ <p>2. Project office and working space for JICA Experts</p> <p>3. Consumables, chemical reagents / solvents</p> <p>4. Cost for training/seminars, i.e. venues, consumables, travel allowances of participants, etc.</p> <p>5. Others, e.g. water, electricity, gas used in RETAQ</p>	<p>Pre-Conditions:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Installation of equipment is completed at RETAQ through the implementation of the Project for Enhancing Laboratory Capacities of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy (RETAQ) Centre for Ensuring Safety of Agricultural and Fisheries Foods. - C/P personnel with appropriate qualifications are recruited as planned by the end of 2022 and properly assigned to the Project. - Counterpart fund must be guaranteed. 	

<p>2-2 <u>Pilot production of QC samples and reference materials</u></p> <p>2-1-1 Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17034 under consultation</p> <p>2-2-2 Develop SOPs, plan and produce QC samples and reference materials</p> <p>2-2-3 Provide QC samples and reference materials for food safety laboratories</p> <p>2-2-4 Evaluate the quality of QC samples and reference materials through feedback from laboratories</p>	<p>2-3 <u>Conduct proficiency test (PT), inter-laboratory comparison **</u></p> <p>2-3-1 Plan and conduct PT/inter-laboratory comparison</p> <p>2-3-2 Summarize and analyze the results</p> <p>2-3-3 Notify the results to laboratories</p> <p>2-3-4 Organize seminars for each field of reference testing with provision of consultancy services to the laboratories</p>	<p>2-4 <u>Develop the reference testing methods to be applied at RETAQ</u></p> <p>2-4-1 Review and select reference testing methods to be applied as reference testing methods for RETAQ</p> <p>2-4-2 Develop new reference testing methods that do not have standards to be applied as reference testing methods for RETAQ</p> <p>2-4-3 Organize seminars for new reference testing methods to the laboratories</p>	<p>3-1 Select case study for risk assessment and risk communication</p> <p>3-2 Organize an expert team with relevant organization such as MOH*** and MOIT****, regional authorities, and so on</p> <p>3-3 Analyze overall value chain to identify high risk area and conduct sampling</p> <p>3-4 Conduct analysis of collected samples to determine the cause of food pollution/contamination</p> <p>3-5 Gather all concerned parties to discuss the solution to improve the situation and propose improvements</p> <p>3-6 Hold a wrap-up seminar on risk analysis</p>	
---	---	--	--	--

* Agricultural and fishery food products: include agricultural, forestry, and fishery food products.

** Technological areas covered by the Project are as follows: Veterinary drugs residue, Pesticide residue, Marine biotoxin, Heavy metals and minerals, Microbiology, Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species, Mycotoxins and plant toxin, Radiation.

*** MOH: Ministry of Health

**** MOIT: Ministry of Industry and Trade

1 Draft Plan of Operation

Project for enhancing the capacity of Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre

(drafted on 17th August, 2022)

Activities under Output 1		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
1	Human and Managerial Quality Improvement of RETAQ															
1-1	Improve the analysis capacity**															
1-1-1	Select target fields			-												
1-1-2	Training in Japan/the 3rd country				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧				
1-1-3	Conduct OJT analysis at the RETAQ (for RETAQ's staff)				↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
1-1-4	Conduct the echo-training (for outside of RETAQ)				↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
1-1-5	Develop SOPs in accordance with ISO/IEC 17025 (including calibration of analytical equipment)				↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
1-1-6	Practice SOPs and record															
1-1-7	Introduce external precision control				-											
1-1-8	Support to be accredited for ISO/IEC 17025															
1-2	Support to become an international focal point for food safety management															
1-2-1	Collect and understand latest scientific issues and regulations in terms of food safety management															
1-2-2	Compile analysis results of RETAQ to present in the international network on food safety reference laboratories / related academic society															Literature review will be made continuously (orange line) and compilation and preparation of presentation will be done intensively (red lines).
1-2-3	Provide presentation in the international network on food safety reference laboratories / related academic society															
1-3	Review and identify the necessary additional equipment for reference testing															
1-4	Develop information and database management system for RETAQ activities															
1-4-1	Confirm needs and specification of data connectivity among relevant agencies															
1-4-2	Carry out system analysis															
1-4-3	Carry out system design															
1-4-4	Carry out system development (coding, testing, finalization)															
Activities under Output 2		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
2	Capacity Improvement to be qualified as a reference laboratory															
2-1	Improve the capacity to conduct PT															
2-1-1	Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17043 under consultation															
2-1-2	Conduct internal training for the RETAQ staffs to meet the technical requirements															
2-1-3	Develop SOPs (including internal precision control)															
2-1-4	Practice SOPs and record															
2-2	Pilot production of QC samples and reference materials															
2-2-1	Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17034 under consultation															
2-2-2	Develop SOPs, plan and produce QC samples and reference materials															
2-2-3	Provide QC samples and reference materials for food safety laboratories															
2-2-4	Evaluate the quality of QC samples and reference materials through feedback from laboratories															
2-3	Conduct proficiency test (PT), inter-laboratory comparison program**															
2-3-1	Plan and conduct inter-laboratory comparison															The first two (2) terms of ILC/PT will cover two (2) chemical and two (2) biological substances per each and the last term will be the PT after being accredited according to ISO/IEC 17034.
2-3-2	Summarize and analyze the results															
2-3-3	Notify the results to laboratories															
2-3-4	Organize seminars for each field of reference testing with provision of consultancy services to the laboratories															
2-4	Develop the reference testing methods to be applied at RETAQ															
2-4-1	Review and select reference testing methods to be applied as reference testing methods for RETAQ															
2-4-2	Develop new reference testing methods that do not have standards to be applied as reference testing methods for RETAQ															
2-4-3	Organize seminars for new reference testing methods to the laboratories															

Activities under Output 3		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
3	Capacity Improvement in Risk Assessment / Communication															
3-1	Select case study for risk assessment and risk communication						-		-		-					
3-2	Organize an expert team with relevant organization such as MOH and MOIT***, regional authorities, and so on						-		-		-					
3-3	Analyze overall value chain to identify high risk area and conduct sampling						-		-		-					
3-4	Conduct analysis of collected samples to determine the cause of food pollution/ contamination						-		-		-					
3-5	Gather all concerned parties to discuss the solution to improve the situation and propose improvements.						-		-		-					
3-6	Hold a wrap-up seminar on risk analysis													-		
(Project Operation)		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
	Project Operation Planning															
	PO / monitoring & revision				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
	Meeting															
	JCC meeting				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
	Monitoring report				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
	Others															
	Mid-term Review							Δ								
	Terminal Evaluation													Δ		

** Technological areas covered by the Project are as follows: Veterinary drugs residue, Pesticide residue, Marine biotoxin, Heavy metals and minerals, Microbiology, Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species, Mycotoxins and plant toxin, Radiation.

*** MOH: Ministry of Health

*** MOIT: Ministry of Industry and Trade

List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee (JCC)

1. Function

The Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") composed of members listed in Section 2 below, will organize meetings at least once in six months and whenever deems necessary in order to fulfill the following functions:

- (1) To formulate the annual operational work plan of the Project based on the Plan of Operations (PO) within the framework of the Record of Discussion (R/D)
- (2) To review the results of annual work plan and progress of the Project
- (3) To examine major issues arising from or in connection with the Project
- (4) To work out the minor modification of the activities depending on the necessity
- (5) To exchange opinions on major issues arising during the implementation of the Project and find solutions

2. Committee Composition

The JCC will be composed of the following members

(1) Chairperson

Director General of International Cooperation Department of the Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)

(1) Vietnamese side

- Project Director: Director, Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Center (RETAQ), MARD
- Project Manager: Vice Director in charge of quality control management, RETAQ, MARD
- PMU Members
- Representative, Division of Quality Assurance for Fishery Products, National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD), MARD
- Representative, Division of Quality Assurance for Agro-Forestry Products and Salt, National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD), MARD
- Representative, Division of Food Safety Management, Department of Plant Protection, MARD
- Representative, Division of Veterinary Public Health, Department of Animal Health, MARD
- Counterpart Personnel Assigned to the Project
- Other personnel concerned with the Project invited by Chairperson, if necessary

(2) Japanese side

- Representatives from JICA Viet Nam Office
- Experts assigned to the Project
- Other personnel concerned with the Project decided by JICA, if necessary

3. Observer

- Official(s) from the Embassy of Japan

- Official(s) from Vietnam Food Administration, Ministry of Health (MOH)
- Official(s) from Department of Science and Technology, Ministry of Industry and Trade (MOIT)
- Official(s) from Department of Science and Technology, Ministry of Science and Technology (MOST)
- Official(s) of the Netherlands Embassy involved in the project to Implement an Action Plan for Improving food safety and traceability in Vietnam

END



TO CR of JICA ●● OFFICE

Project Monitoring Sheet**Project Title :** _____**Version of the Sheet: Ver.●● (Term: Month, Year - Month, Year)** _____**Name:** _____**Title: Project Director** _____**Name:** _____**Title: Chief Advisor** _____**Submission Date:** _____**I. Summary****1 Progress**

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by Gov. of ●●

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction, disability, disease infection, social system, human wellbeing, human right, and gender equality (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, Gov. of●●,etc.)

3 Modification of the Project Implementation Plan

3-1 PO

3-2 Other modifications on detailed implementation plan

(Remarks: The amendment of R/D, Project Description, and PDm (title of the project,


PM Form 3-1 Monitoring Sheet Summary

duration, project site(s), target group(s), implementation structure, overall goal, project purpose, outputs, activities, input , and change of Environmental category) should be authorized by JICA HDQs. If the project team deems it necessary to modify any part of R/D, Project Description, and PDM, the team may propose the draft.)

4 Current Activities of Gov. of xx to Secure Project Sustainability after its Completion

II. Project Monitoring Sheet I & II *as Attached*



List of Laboratories Designated by MARD

As of 9th August, 2022

Public Laboratories	
Laboratories under MARD	
1	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch1
2	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch2
3	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch3
4	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department- branch 4
5	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch5
6	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 6
7	Northern Pesticides Control and Testing Center
8	Southern Pesticide Control and testing Center
9	National Center For Veterinary Hygiene Inspection No. 2 under DAH
Other Public Laboratories	
10	Quality Assurance and Testing Center 3: Quatest 3
11	Quality Assurance and Testing Center 2 Quatest 2
12	National Institute for Food Control
13	Institute Of Public Health Ho Chi Minh
14	Center of Analytical Services Experimentation of Ho Chi Minh City (CASE)
15	Center of Analytical Services Experimentation of Can Tho City (CASE)
Private Laboratories	
16	The center for technical services and professional training in agro-forestry-fishery quality Thai Nguyen
17	Centre for environmental analysis and technology transfer
18	Ha Noi Agricultural Products Quality Certification and Analysis Center
19	Agricultural Encourage and Agricultural Service Center of Tien Giang Province
20	Hoan Vu Scientific and Technologies Company Limited
21	TSL Testing center
22	Viet Tin Analysis Testing Company Limited
23	Eurofins Sac ky Hai Dang Co.,ltd
24	Nho Nho Technology Co., Ltd
25	Binh Thuan Technical Center for Standards Metrology and Quality Testing Laboratory
26	Warrantek Joint Stock Company
27	Intertek Vietnam Co., Ltd - Can Tho Branch
28	VinaCert Certification and Inspection Joint Stock Company
29	Dong Thap Verification and Testing Center

BASIC PRINCIPLES
FOR
TECHNICAL COOPERATION

December, 2016

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

Basic Principles for Technical Cooperation
Table of Contents

I. Introduction	1
Section 1.1 Introduction	1
Section 1.2 Inconsistency with the R/D	1
II. Definition of Technical Cooperation	1
Section 2.1 Technical Cooperation	1
Section 2.2 Technical Cooperation Project	1
Section 2.3 Technical Cooperation for Development Planning	1
III. Implementation Structure	2
Section 3.1 Project Team	2
Section 3.2 Roles of Project Team Members	2
Section 3.3 Joint Coordinating Committee	2
IV. Undertakings of the Counterpart	3
Section 4.1 Grant of Privileges, Exemptions, Benefits to JICA, the members of JICA missions and the JICA experts	3
Section 4.2 Provision of Conveniences for the members of JICA missions and the JICA experts	3
Section 4.3 Provision of Services, Facilities and Local-Cost Bearing for the Technical Cooperation	3
V. Reporting	4
Section 5.1 Reporting for Technical Cooperation Project	4
Section 5.2 Reporting for Technical Cooperation for Development Planning	4
VI. Monitoring and Evaluation	4
Section 6.1 Regular Monitoring and Evaluation for Technical Cooperation Project	4
Section 6.2 Ex-post Evaluations	4
VII. Ownership of Equipment, Machinery, and Materials	5
Section 7.1 Equipment, Machinery, and Materials provided by JICA.....	5
Section 7.2 Equipment, Machinery, and Materials owned by JICA.....	5
VIII. Construction of Pilot Facility	5
Section 8.1 Ownership of Pilot Facility	5
Section 8.2 Safety Management of Construction	5
IX. Public Relations	5
Section 9.1 Promotion of Public Support	5
X. Environmental and Social Considerations	6
Section 10.1 Policy	6
XI. Miscellaneous	6
Section 11.1 Misconduct	6
Section 11.2 Mutual Consultation	6



Basic Principles for Technical Cooperation

I. Introduction

Section 1.1 Introduction

The purpose of the Basic Principles for Technical Cooperation (hereinafter referred to as "the BP") is to set forth the basic principles generally applicable to Technical Cooperation Project and Technical Cooperation for Development Planning implemented jointly by the Japan International Cooperation Agency and the implementing agency of the recipient country (hereinafter referred to as "Technical Cooperation"), which consists of the record of discussions (hereinafter referred to as "the R/D") agreed upon between the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and the implementing agency of the recipient country (hereinafter referred to as "the Counterpart").

Section 1.2 Inconsistency with the R/D

If any contents of the BP is inconsistent with any contents of the R/D, such contents of the R/D will prevail.

II. Definition of Technical Cooperation

Section 2.1 Technical Cooperation

Technical Cooperation supports human resource development, research and development, technology dissemination and the development of institutional frameworks essential for the development of economies and societies in the recipient country.

Section 2.2 Technical Cooperation Project

Technical Cooperation Project refers to a systematic and comprehensive project implementation to attain certain outcomes within certain time period, in which input includes, but not limited to, the dispatch of members of JICA missions and/or JICA experts, acceptance of training participants, and/or provision of equipment from JICA.

Section 2.3 Technical Cooperation for Development Planning

In Technical Cooperation for Development Planning, JICA conducts necessary studies to support the recipient country to formulate policies and master plans, by dispatching members of JICA missions. Based on the results of this cooperation, the recipient country is expected to formulate plans for sector/regional development or rehabilitation/reconstruction by utilizing the results, to implement plans by raising funds from international organizations and others, and/or to carry out the recommended organizational/institutional reforms and other proposed activities.



III. Implementation Structure

Section 3.1 Project Team

Project team will work together for implementing Technical Cooperation. Its members include, but not limited to, Project Director, Project Manager, personnel from the Counterpart, members of JICA missions, JICA experts, and/or other members to be determined by both parties (hereinafter referred to as "the Project Team"). Details are described in the R/D.

Section 3.2 Roles of Project Team Members

General roles of members of the Project Team are as follows. Roles for other members will be determined by both parties for specific Technical Cooperation.

(1) Project Director

The project director, appointed from the Counterpart, will be responsible for the overall implementation and coordination of Technical Cooperation.

(2) Project Manager

The project manager, appointed from the Counterpart, will manage Technical Cooperation on a regular basis, and be responsible for administrative and technical matters of Technical Cooperation.

(3) Members of JICA Missions

The members of JICA missions will conduct studies regarding Technical Cooperation in cooperation with the Counterpart.

(4) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to the Counterpart on any matters pertaining to the implementation of Technical Cooperation.

Section 3.3 Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to manage Technical Cooperation, and its proposed members are listed in the R/D. JCC will be held at least once a year and whenever deems it necessary and plays vital roles for implementing Technical Cooperation as follows.

(1) JCC for Technical Cooperation Project

Main tasks are 1) to review the progress, 2) to revise the overall plan when necessary, 3) to approve an annual work plan, 4) to suggest modifications of the framework (including the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") and the Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO") for Technical Cooperation Project), 5) to conduct evaluation of Technical Cooperation Project, and 6) to exchange opinions on major issues that arise during the implementation of Technical Cooperation Project.

(2) JCC for Technical Cooperation for Development Planning



Main tasks are to discuss on the progress and major issues that arise during the implementation of Technical Cooperation for Development Planning.

IV. Undertakings of the Counterpart

Section 4.1 Grant of Privileges, Exemptions, Benefits to JICA, the members of JICA missions and the JICA experts

The Counterpart and the government of the recipient country will take necessary measures to grant JICA, the members of JICA missions and the JICA experts privileges, exemptions and benefits in accordance with international agreements concluded between the government of Japan and the government of the recipient country.

Section 4.2 Provision of Conveniences for the members of JICA missions and the JICA experts

The Counterpart and the government of the recipient country will take necessary measures to provide conveniences listed hereto at its own expense;

- (1) Information as well as support in acquiring suitable furnished accommodation for the JICA experts and their families;
- (2) Information as well as support in obtaining medical service for the members of JICA missions, the JICA experts and their families; and
- (3) Credentials or identification cards as necessary to the members of JICA missions and the JICA experts.

Section 4.3 Provision of Services, Facilities and Local-Cost Bearing for the Technical Cooperation

The Counterpart and the government of the recipient country will take necessary measures to provide services, facilities and local-cost bearing listed hereto at its own expense;

- (1) Services of the Counterpart's personnel;
- (2) Suitable office space for the Project Team with necessary equipment;
- (3) Running expenses necessary for the implementation of Technical Cooperation;
- (4) Expenses necessary for transportation within the recipient country of the equipment provided by JICA for Technical Cooperation Project as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (5) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of Technical Cooperation other than those prepared and provided by JICA;
- (6) Travel allowances for the Project Team for official travel within the recipient country; and
- (7) Available data (including maps and photographs) and information



related to Technical Cooperation.

V. Reporting

Section 5.1 Reporting for Technical Cooperation Project

The Project Team will prepare the Project Completion Report three (3) months before the completion of Technical Cooperation Project.

Section 5.2 Reporting for Technical Cooperation for Development Planning

The Project Team will prepare and submit the following reports to the Counterpart. Details, such as the language of the reports, will be determined based on mutual consultation.

- (1) Inception Report at the commencement of the work period in the recipient country
- (2) Interim Report at the middle of the work period in the recipient country
- (3) Draft Final Report at the end of the work period in the recipient country
- (4) Final Report within one (1) month after the receipt of the comments on the Draft Final Report

VI. Monitoring and Evaluation

Section 6.1 Regular Monitoring and Evaluation for Technical Cooperation Project

The Project Team will jointly and regularly monitor the progress of Technical Cooperation Project through the monitoring sheets based on PDM and PO every six (6) months, while JCC will conduct overall evaluations of Technical Cooperation Project.

Section 6.2 Ex-post Evaluations

JICA will conduct the following ex-post evaluations and surveys to verify sustainability and impact of Technical Cooperation and draw lessons. The Counterpart will make best efforts to provide necessary support for them.

- (1) Ex-post evaluation three (3) years after the completion of Technical Cooperation, in principle
- (2) Follow-up surveys, as necessary



VII. Ownership of Equipment, Machinery, and Materials

Section 7.1 Equipment, Machinery, and Materials provided by JICA

The equipment, machinery and materials provided by JICA will become the property of the Counterpart or competent authorities of the recipient country upon being delivered to the Counterpart or the authorities.

Section 7.2 Equipment, Machinery, and Materials owned by JICA

The equipment, machinery and materials prepared by JICA for the performance of duties of the members of JICA missions and the JICA experts will remain the property of JICA unless a separate arrangement is agreed between JICA and the Counterpart or competent authorities of the recipient country.

VIII. Construction of Pilot Facility

Section 8.1 Ownership of Pilot Facility

When a pilot facility is constructed in Technical Cooperation, based on a separate arrangement to be agreed between the relevant parties, JICA will provide necessary services for constructing the pilot facility for Technical Cooperation throughout the implementation period. Upon the completion of the construction, the pilot facility will become a property of the Counterpart or competent authorities of the recipient country. The Counterpart or the authorities will ensure proper and effective operation and maintenance of the pilot facility.

Section 8.2 Safety Management of Construction

JICA and the Counterpart will assure safety management of the construction in accordance with 'the Guidance for the Management of Safety for Construction Works in Japanese ODA Projects'.

IX. Public Relations

Section 9.1 Promotion of Public Support

For the purpose of promoting support for Technical Cooperation, JICA and the Counterpart will take appropriate measures to make Technical Cooperation widely known to the people of Japan and the recipient country.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

X. Environmental and Social Considerations

Section 10.1 Policy

JICA and the Counterpart abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations (April, 2010)' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of Technical Cooperation.

XI. Miscellaneous

Section 11.1 Misconduct

All related personnel and organizations will keep the highest ethics and prevent any corrupt or fraudulent practices in the implementation of Technical Cooperation.

If JICA or the Counterpart receives information related to suspected corrupt or fraudulent practices in the implementation of Technical Cooperation, JICA and the Counterpart will cooperate to take appropriate measures against such practices and provide the other party with such information as the other party may reasonably request, including information related to any concerned personnel of the contractor, consultant, government and/or public organizations.

JICA and the Counterpart will not, unfairly or unfavorably treat the person and/or organization which provided the information related to suspected corrupt or fraudulent practices in the implementation of Technical Cooperation.

Section 11.2 Mutual Consultation

JICA and the Counterpart will consult each other whenever any issues arise in the course of implementation of Technical Cooperation.

Handwritten signature and a circled number 27.

Project Design Matrix (draft)

Version 0 (19 Aug 2022)

Project Title	Project for enhancing the capacity of food safety testing reference and consultancy to contribute to sustainable agricultural development		
Implementing Agency	Reference testing and agri-food quality consultancy Centre (RETAQ)		
Period of Project	3 years (from June 2023 to June 2026)		
Project Site	Hanoi (RETAQ)		
Target Group	Direct beneficiary: 26 staff of RETAQ Indirect beneficiaries: It is estimated as more than 1,200 technical staff of twenty-nine (29: 15 public and 14 private) laboratories designated by MARD, e.g. 148 of NAFIQAD branch 1-6, other food safety management laboratories in Vietnam, those who are in value chain of agricultural / fishery products, e.g. farmers, agricultural production companies, food processing companies, wholesalers and exporters in Vietnam, and consumers		
Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
<p>Super goal Enhancing the capacity of reference testing and consultancy on food quality and safety according to international standard, contributing to improve the quality and safety of Vietnam's agricultural and fishery food products*, meeting consumption demands in countries and promote exports.</p> <p>Overall Goal (after 3 years) Capacity of inspection agencies for agricultural and fishery food products of Vietnam is improved.</p>	<p>Three (3) groups of testing criteria are extended after the project completion.</p> <p>Six (6) reference testing methods are additionally approved by RETAQ after the project completion.</p> <p>Risk assessment and risk communication of three (3) incidents is implemented based on the legal framework.</p> <p>RETAQ is qualified to participate in resolving disputes about test results in accordance with Vietnamese law.</p>	<p>RETAQ report</p>	
<p>Project Purpose Quality control mechanism for food safety analysis is set up at the RETAQ as a national reference laboratory in order to strengthen testing capacity for food safety laboratories officially designated by MARD.</p>	<p>RETAQ meets the qualifications for a national reference laboratory in Vietnam, i.e. with the advanced technologies / capacity in chemical / biological analysis, the capacity to provide proficiency test (PT) and producing quality control (QC) samples / reference materials, the capacity for risk analysis, by being accredited according to ISO/IEC 17025, 17043, and 17034.</p>	<p>RETAQ report</p>	<p>The qualifications for the reference laboratories are not significantly changed in Vietnam.</p> <p>The enforcement regulations for reference testing / dispute solving are developed.</p> <p>RETAQ is designated as a reference laboratory by the</p>

Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
<p>Outputs:</p> <p>1. Improving the quality of human resources as well as management basis of RETAQ</p>	<p>1-1 All RETAQ laboratory staffs pass the examination on analytical technology testing.</p> <p>1-2 Precision control is implemented regularly and by following SOPs of RETAQ (internal precision control).</p> <p>1-3 Updating of SOPs is properly made based on the results of quality control.</p> <p>1-4 Training is provided for RETAQ laboratory staffs who have failed internal quality control.</p> <p>1-5 Procedures for quality assurance / quality control (QA/QC) with the above 1-2, 1-3, and 1-4 are routinely carried out.</p> <p>1-5 Two (2) times of presentation are provided in the international food safety network / related academic society.</p> <p>1-6 RETAQ's quality management system is accredited according to ISO/IEC 17025.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Results of examination(s) for RETAQ technical staff ◆ Investigation by Japanese Experts ◆ Records on SOP implementation and its updating ◆ Certification for ISO/IEC 17025 	<p>competent authority of Vietnam.</p>
<p>2. Improving the capacity of RETAQ to be qualified as a national reference laboratory for food safety management</p>	<p>2-1 RETAQ carries out inter-laboratory comparison / PT regularly for laboratories in Vietnam with eight (8) programs during the Project period.</p> <p>2-2 RETAQ carries out PT for laboratories in Vietnam, at least once during the Project period after obtaining ISO/IEC17043.</p> <p>2-3 Six (6) kinds of pilot QC samples / reference materials are stably made with good quality.</p> <p>2-4 Four (4) newly developed reference testing methods are approved by RETAQ.</p> <p>2-5 Four (4) times of workshop/seminar(s) are organized to publicize the results of inter-laboratory comparison / PT to improve quality of analysis.</p> <p>2-6 RETAQ's quality management system is accredited according to ISO/IEC 17043 and ISO/IEC 17034.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Records / reports on inter-laboratory comparison ◆ Records / report on PT ◆ Records / report on workshop/seminar(s) ◆ Certifications for ISO/IEC 17043 and ISO/IEC 17034 	
<p>3. Strengthening the capacity related to risk assessment and risk communication on food safety of RETAQ.</p>	<p>3-1 RETAQ carries out three (3) case studies on risk analysis for selected value chain by proceeding all the process of the risk analysis</p> <p>3-2 Three (3) proposal(s) for improvement are made through risk assessment and discussions with parties involved, and publicized.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ RETAQ report ◆ Records /reports on risk analysis case trial(s) 	

Project Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption
<p>3-3 Risk assessment SOPs at RETAQ are set and approved at RETAQ.</p>	<p>Activities</p> <p><u>1-1 Improve the analysis capacity,**</u></p> <p>1-1-1 Select target fields</p> <p>1-1-2 Training in Japan/the 3rd country</p> <p>1-1-3 Conduct OJT analysis at the RETAQ (for RETAQ's staff)</p> <p>1-1-4 Conduct the echo-training (for outside of RETAQ)</p> <p>1-1-5 Develop SOPs in accordance with ISO/IEC 17025 (including calibration of analytical equipment)</p> <p>1-1-6 Practice SOPs and record</p> <p>1-1-7 Introduce external precision control</p> <p>1-1-8 Support to be accredited for ISO/IEC 17025</p> <p><u>1-2 Support to become an international focal point for food safety management</u></p> <p>1-2-1 Collect and understand latest scientific issues and regulations in terms of food safety management</p> <p>1-2-2 Compile analysis results of RETAQ to present in the international network on food safety reference laboratories / related academic society</p> <p>1-2-3 Provide presentation in the international network on food safety reference laboratories / related academic society</p> <p>1-3 Review and identify the necessary additional equipment for reference testing</p> <p><u>1-4 Develop information and database management system for RETAQ activities</u></p> <p>1-4-1 Confirm needs and specification of data connectivity among relevant agencies</p> <p>1-4-2 Carry out system analysis</p> <p>1-4-3 Carry out system design</p> <p>1-4-4 Carry out system development (coding, testing, finalization)</p> <p><u>2-1 Improve the capacity to conduct PT</u></p> <p>2-1-1 Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17043 under consultation</p> <p>2-1-2 Conduct internal training for the RETAQ staff to meet the technical requirements</p> <p>2-1-3 Develop SOPs (including internal precision control)</p> <p>2-1-4 Practice SOPs and record</p>	<p>Inputs:</p> <p><u>Japanese side</u></p> <p>1. Japanese Experts</p> <p>(1) Long-term Expert(s)</p> <p>(2) Short-term Experts</p> <p>In the following fields:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Veterinary drugs residue - Pesticide residue - Marine biotoxin - Heavy metals and minerals - Microbiology - Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species. - Mycotoxins and plant toxin - Radiation <p>2. Training in Japan / the Third Country(ies)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Mechanism of laboratory operation - Analysis methods in the fields mentioned above, etc. <p>3. Local Cost</p> <p><u>Vietnamese side</u></p> <p>1. Assignment of C/P personnel</p> <ul style="list-style-type: none"> - Project Director - Project Manager - Technical staff of RETAQ Centre - Staff of general affairs department of RETAQ <p>2. Project office and working space for JICA Experts</p> <p>3. Consumables, chemical reagents / solvents</p> <p>4. Cost for training/seminars, i.e. venues, consumables, travel allowances of participants, etc.</p> <p>5. Others, e.g. water, electricity, gas used in RETAQ</p>	<p>Pre-Conditions:</p> <ul style="list-style-type: none"> - Installation of equipment is completed at RETAQ through the implementation of the Project for Enhancing Laboratory Capacities of the Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy (RETAQ) Centre for Ensuring Safety of Agricultural and Fisheries Foods. - C/P personnel with appropriate qualifications are recruited as planned by the end of 2022 and properly assigned to the Project. - Counterpart fund must be guaranteed.

<p><u>2-2 Pilot production of QC samples and reference materials</u></p> <p>2-2-1 Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17034 under consultation</p> <p>2-2-2 Develop SOPs, plan and produce QC samples and reference materials</p> <p>2-2-3 Provide QC samples and reference materials for food safety laboratories</p> <p>2-2-4 Evaluate the quality of QC samples and reference materials through feedback from laboratories</p> <p><u>2-3 Conduct proficiency test (PT), inter-laboratory comparison program**</u></p> <p>2-3-1 Plan and conduct PT/inter-laboratory comparison</p> <p>2-3-2 Summarize and analyze the results</p> <p>2-3-3 Notify the results to laboratories</p> <p>2-3-4 Organize seminars for each field of reference testing with provision of consultancy services to the laboratories</p> <p><u>2-4 Develop the reference testing methods to be applied at RETAQ</u></p> <p>2-4-1 Review and select reference testing methods to be applied as reference testing methods for RETAQ</p> <p>2-4-2 Develop new reference testing methods that do not have standards to be applied as reference testing methods for RETAQ</p> <p>2-4-3 Organize seminars for new reference testing methods to the laboratories</p> <p>3-1 Select case study for risk assessment and risk communication</p> <p>3-2 Organize an expert team with relevant organization such as MOH*** and MOIT****, regional authorities, and so on</p> <p>3-3 Analyze overall value chain to identify high risk area and conduct sampling</p> <p>3-4 Conduct analysis of collected samples to determine the cause of food pollution/contamination</p> <p>3-5 Gather all concerned parties to discuss the solution to improve the situation and propose improvements</p> <p>3-6 Hold a wrap-up seminar on risk analysis</p>	
--	--

* Agricultural and fishery food products: include agricultural, forestry, and fishery food products.

** Technological areas covered by the Project are as follows: Veterinary drugs residue, Pesticide residue, Marine biotoxin, Heavy metals and minerals, Microbiology, Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species, Mycotoxins and plant toxin, Radiation.

*** MOH: Ministry of Health

****MOIT: Ministry of Industry and Trade



1 Draft Plan of Operation

Project for enhancing the capacity of Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Centre

(drafted on 17th August, 2022)

Activities under Output 1		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
1	Human and Managerial Quality Improvement of RETAQ															
1-1	Improve the analysis capacity**															
1-1-1	Select target fields		-													
1-1-2	Training in Japan/the 3rd country			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧					
1-1-3	Conduct OJT analysis at the RETAQ (for RETAQ's staff)			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓					
1-1-4	Conduct the echo-training (for outside of RETAQ)			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓					
1-1-5	Develop SOPs in accordance with ISO/IEC 17025 (including calibration of analytical equipment)			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓					
1-1-6	Practice SOPs and record															
1-1-7	Introduce external precision control			-				-								
1-1-8	Support to be accredited for ISO/IEC 17025															
1-2	Support to become an international focal point for food safety management															
1-2-1	Collect and understand latest scientific issues and regulations in terms of food safety management															
1-2-2	Compile analysis results of RETAQ to present in the international network on food safety reference laboratories / related academic society															Literature review will be made continuously (orange line) and compilation and preparation of presentation will be done intensively (red lines).
1-2-3	Provide presentation in the international network on food safety reference laboratories / related academic society															
1-3	Review and identify the necessary additional equipment for reference testing															
1-4	Develop information and database management system for RETAQ activities															
1-4-1	Confirm needs and specification of data connectivity among relevant agencies															
1-4-2	Carry out system analysis															
1-4-3	Carry out system design															
1-4-4	Carry out system development (coding, testing, finalization)															
Activities under Output 2		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
2	Capacity Improvement to be qualified as a reference laboratory															
2-1	Improve the capacity to conduct PT															
2-1-1	Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17043 under consultation															
2-1-2	Conduct internal training for the RETAQ staffs to meet the technical requirements															
2-1-3	Develop SOPs (including internal precision control)															
2-1-4	Practice SOPs and record															
2-2	Pilot production of QC samples and reference materials															
2-2-1	Identify and follow the procedures to meet the requirements necessary to obtain ISO/IEC 17034 under consultation															
2-2-2	Develop SOPs, plan and produce QC samples and reference materials															
2-2-3	Provide QC samples and reference materials for food safety laboratories															
2-2-4	Evaluate the quality of QC samples and reference materials through feedback from laboratories															
2-3	Conduct proficiency test (PT), inter-laboratory comparison program**															
2-3-1	Plan and conduct inter-laboratory comparison															The first two (2) terms of ILC/PT will cover two (2) chemical and two (2) biological substances per each and the last term will be the PT after being accredited according to ISO/IEC 17034.
2-3-2	Summarize and analyze the results															
2-3-3	Notify the results to laboratories															
2-3-4	Organize seminars for each field of reference testing with provision of consultancy services to the laboratories															
2-4	Develop the reference testing methods to be applied at RETAQ															
2-4-1	Review and select reference testing methods to be applied as reference testing methods for RETAQ															
2-4-2	Develop new reference testing methods that do not have standards to be applied as reference testing methods for RETAQ															
2-4-3	Organize seminars for new reference testing methods to the laboratories															

Activities under Output 3		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
3	Capacity Improvement In Risk Assessment / Communication															
3-1	Select case study for risk assessment and risk communication						-									
3-2	Organize an expert team with relevant organization such as MOH and MOIT***, regional authorities, and so on						-									
3-3	Analyze overall value chain to identify high risk area and conduct sampling							-								
3-4	Conduct analysis of collected samples to determine the cause of food pollution/ contamination								-							
3-5	Gather all concerned parties to discuss the solution to improve the situation and propose improvements.									-						
3-6	Hold a wrap-up seminar on risk analysis														-	
(Project Operation)		2023				2024				2025				2026		Remarks
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	
Project Operation Planning																
	PO / monitoring & revision				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
Meeting																
	JCC meeting				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
	Monitoring report				Δ		Δ		Δ		Δ		Δ		Δ	
Others																
	Mid-term Review								Δ							
	Terminal Evaluation														Δ	

** Technological areas covered by the Project are as follows: Veterinary drugs residue, Pesticide residue, Marine biotoxin, Heavy metals and minerals, Microbiology, Genetically modified organisms (GMOs) and DNA specific species, Mycotoxins and plant toxin, Radiation.

*** MOH: Ministry of Health

*** MOIT: Ministry of Industry and Trade



List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee (JCC)

1. Function

The Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") composed of members listed in Section 2 below, will organize meetings at least once in six months and whenever deems necessary in order to fulfill the following functions:

- (1) To formulate the annual operational work plan of the Project based on the Plan of Operations (PO) within the framework of the Record of Discussion (R/D)
- (2) To review the results of annual work plan and progress of the Project
- (3) To examine major issues arising from or in connection with the Project
- (4) To work out the minor modification of the activities depending on the necessity
- (5) To exchange opinions on major issues arising during the implementation of the Project and find solutions

2. Committee Composition

The JCC will be composed of the following members

(1) Chairperson

Director General of International Cooperation Department of the Ministry of Agriculture and Rural Development (MARD)

(1) Vietnamese side

- Project Director: Director, Reference Testing and Agrifood Quality Consultancy Center (RETAQ), MARD
- Project Manager: Vice Director in charge of quality control management, RETAQ, MARD
- PMU Members
- Representative, Division of Quality Assurance for Fishery Products, National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD), MARD
- Representative, Division of Quality Assurance for Agro-Forestry Products and Salt, National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD), MARD
- Representative, Division of Food Safety Management, Department of Plant Protection, MARD
- Representative, Division of Veterinary Public Health, Department of Animal Health, MARD
- Counterpart Personnel Assigned to the Project
- Other personnel concerned with the Project invited by Chairperson, if necessary

(2) Japanese side

- Representatives from JICA Viet Nam Office
- Experts assigned to the Project
- Other personnel concerned with the Project decided by JICA, if necessary

3. Observer

- Official(s) from the Embassy of Japan



- Official(s) from Vietnam Food Administration, Ministry of Health (MOH)
- Official(s) from Department of Science and Technology, Ministry of Industry and Trade (MOIT)
- Official(s) from Department of Science and Technology, Ministry of Science and Technology (MOST)
- Official(s) of the Netherlands Embassy involved in the project to Implement an Action Plan for Improving food safety and traceability in Vietnam

END

A handwritten signature in black ink, followed by a diagonal line and a circled number '27'.

TO CR of JICA ●● OFFICE

Project Monitoring Sheet**Project Title :** _____**Version of the Sheet: Ver.●● (Term: Month, Year - Month, Year)** _____**Name:** _____**Title: Project Director** _____**Name:** _____**Title: Chief Advisor** _____**Submission Date:** _____**I. Summary****1 Progress**

1-1 Progress of Inputs

1-2 Progress of Activities

1-3 Achievement of Output

1-4 Achievement of the Project Purpose

1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation

1-6 Progress of Actions undertaken by JICA

1-7 Progress of Actions undertaken by Gov. of ●●

1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (if applicable)

1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction, disability, disease infection, social system, human wellbeing, human right, and gender equality (if applicable)

1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects, activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2 Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

2-1 Detail

2-2 Cause

2-3 Action to be taken

2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, Gov. of●●,etc.)

3 Modification of the Project Implementation Plan

3-1 PO

3-2 Other modifications on detailed implementation plan

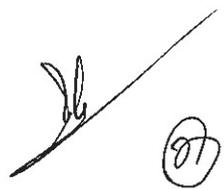
(Remarks: The amendment of R/D, Project Description, and PDiM (title of the project,


PM Form 3-1 Monitoring Sheet Summary

duration, project site(s), target group(s), implementation structure, overall goal, project purpose, outputs, activities, input , and change of Environmental category) should be authorized by JICA HDQs. If the project team deems it necessary to modify any part of R/D, Project Description, and PDM, the team may propose the draft.)

4 Current Activities of Gov. of xx to Secure Project Sustainability after its Completion

II. Project Monitoring Sheet I & II *as Attached*

A handwritten signature in black ink is written over a diagonal line. To the right of the signature, the number '07' is circled in black ink.

List of Laboratories Designated by MARD

As of 9th August, 2022

Public Laboratories	
Laboratories under MARD	
1	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch1
2	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch2
3	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch3
4	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department- branch 4
5	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch5
6	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department - branch 6
7	Northern Pesticides Control and Testing Center
8	Southern Pesticide Control and testing Center
9	National Center For Veterinary Hygiene Inspection No. 2 under DAH
Other Public Laboratories	
10	Quality Assurance and Testing Center 3: Quatest 3
11	Quality Assurance and Testing Center 2 Quatest 2
12	National Institute for Food Control
13	Institute Of Public Health Ho Chi Minh
14	Center of Analytical Services Experimentation of Ho Chi Minh City (CASE)
15	Center of Analytical Services Experimentation of Can Tho City (CASE)
Private Laboratories	
16	The center for technical services and professional training in agro-forestry-fishery quality Thai Nguyen
17	Centre for environmental analysis and technology transfer
18	Ha Noi Agricultural Products Quality Certification and Analysis Center
19	Agricultural Encourage and Agricultural Service Center of Tien Giang Province
20	Hoan Vu Scientific and Technologies Company Limited
21	TSL Testing center
22	Viet Tin Analysis Testing Company Limited
23	Eurofins Sac ky Hai Dang Co.,ltd
24	Nho Nho Technology Co., Ltd
25	Binh Thuan Technical Center for Standards Metrology and Quality Testing Laboratory
26	Warrantek Joint Stock Company
27	Intertek Vietnam Co., Ltd - Can Tho Branch
28	VinaCert Certification and Inspection Joint Stock Company
29	Dong Thap Verification and Testing Center



RETAQ センターの機能等を規定する MARD・NAFIQAD 決定

(2017 年、No. 446 / QĐ-QLCL)

農業農村開発省
農林水産品質管理局

ベトナム社会主義共和国
自立 - 自由 - 幸福

番号：446 / QĐ-QLCL

ハノイ、2017 年 9 月 5 日

決 定

検査・農産食品品質コンサルティングセンターの
機能、タスク、権限、及び組織構造を定義する

農林水産品質管理局

2017 年 2 月 17 日付の政府の政令 No. 15/2017/ND-CP に従い、農業農村開発省の機能、任務、権限、及び組織構造を定義する。

2017 年 3 月 31 日付の農業農村開発大臣の決定 No. 1120/QĐ-BNN-TCCB に従い、農林水産物の品質管理部門の機能、任務、権限、及び組織構造を定義する。

2017 年 7 月 4 日付の農業農村開発大臣の決定 No. 2903/QĐ-BNN-TCCB に従い、局長は、局長の機能、任務、権限、及び組織構造を定義する決定を発行するものとする。

農業農村開発省の 2017 年 8 月 30 日付の文書 No. 7231/BNN-TCCB に従い、機関及びユニットの機能、タスク、権限、及び組織構造を定義する。

決 定：

第 1 条 位置と機能

1. 検査・農産食品品質コンサルティングセンター（以下、センターという）は、農林水産品質管理局直下の公的非事業体であり、その機能を果たす。農業資材の品質の試験と検証、農林漁業の食品の安全性、省の国家管理に役立ち、法律に従ってサービスを提供すること。
2. 当センターは、法的地位、自己の口座及び印鑑を有し、法定の運営資金を有する。
3. センターの本部はハノイ市にある。

第 2 条 義務と権限

1. 部門によって割り当てられた農業資材の品質及び農林漁業食品の品質と安全性の状態管理に役立つタスクを実行する：

- a) 法的文書、規範、技術基準、国家技術規則、農業資材の品質及びアグロフォレストリー食品シーフードの品質と安全性に関するプロセスと規則の策定に参加する。
 - b) 法律の規定に従い、農林水産物の食品安全性に関する分析、リスク評価、情報伝達を実施する。
 - c) 検査結果に関する紛争を処理する権限のある機関の要請に応じて、農業資材の品質及び農林漁業製品の品質と安全性に関する基準の試験と検証を実施する。
 - d) 法律の規定に従い、農業、林業、水産物の食品安全事故の監督、検査、リスク分析、検索、警告、予防、封じ込め、違反の処理、及び是正の活動に供する試験及び検証。
 - 国家管理者の要求に応じて、技能試験及び試験所間比較プログラムを組織する。
 - e) 部門によって割り当てられた試験、試験及び検証の方法、標準試験手順の策定及び開発。
2. 法律の規定に従い、組織や個人の要請に応じてサービスを提供する：
- a) 委託された農林水産物の品質と食品の安全性を検査し、証明する。水産物出荷の疾病安全性の認証。農業資材、水、土壌、空気環境の品質をテストする。食品の品質と安全性の試験、水生病検査、技能試験、研究所間及び検証プログラムを組織する。農業資材、農林水産物のサンプリング。
 - b) 製品、商品、プロセス、品質管理システム、及び食品の安全性に関する品質及び食品の安全性に関する適合性の証明。
 - c) 食品生産及び事業所の食品安全及び品質管理システムの構築に関するコンサルティング。品質及び食品安全試験所の品質管理システム。食品の品質と安全性における科学的、技術的、技術的進歩の促進、訓練、移転。
 - d) 法律の規定に従い、農業資材の品質と食品の安全性に関連するその他のサービスを提供する。
- 3. 局の規則及び任務に従って、食品の品質及び農林水産物の安全性に関するデータベース、情報及びレポートの調査、統計及び管理を実施する。
 - 4. 科学的研究に参加し、技術の進歩と専門技術を適用し、規定に従って国際協力活動を実施する。
 - 5. 農林水産物の品質と安全性に関する農林水産普及活動を局の指定に従って実施する。
 - 6. 行政改革を実施し、腐敗と浪費を防止し、年次検査を実施する。組織や市民からの苦情、告発、勧告を規定に従って解決し、局の分権化を行う。
 - 7. 法律の規定及び部門の管理分権化に従って割り当てられた人員、財務、資産、及びその他のリソースを管理する。
 - 8. 法律で規定され、局長が割り当てたその他の職務を遂行する。

第 3 条 組織構造

1. センターの指導者は、農林水産品質管理局の局長によって任命及び解任される所長及び 2 人以下の副所長を有する。

センターの所長は、農林漁業品質管理部門の所長と、センターのすべての活動に関する法律に責任を負う。

センターの副所長は、所長によって割り当てられた業務分野を担当する。所長を助け、センター所長に対して、割り当てられた、または許可された任務について法律の前に責任を負う。

2. 部門：

- a) 管理部門及び一般部門
- b) 検証のための実験室
- c) 品質部門

部門には部門長と副部門長を置く。副部門長の数は、2017 年 7 月 4 日付の農業農村開発大臣の決定 No. 2903/QD-BNN-TCCB に従って決定される。部局の局長及び副局長の任命及び解任は、省及び局の人事管理の分権化に従って行われるものとする。

第 4 条 効力

この決定は、署名の日から発効し、農林水産業の品質に関する試験、検証、及びコンサルティングセンターの機能、任務、権限、及び組織構造に関する以前の規則に代わるものとする。

第 5 条 実施責任

局長、局直下の局長、関連機関及び部署の長、検査・農産食品品質コンサルティングセンター所長は、この決定の実施に責任を負う。

受信者：

- 第 5 条として
- 農業農村開発省 (b/c)
- 副理事
- 部門の下にある機関とユニット
- 保存：VT、VP

監督

(署名済み)

グエン・ヌー・ティエブ

3. 面談議事録

<面談記録> 対処方針会議の記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月1日 14:00-16:15
訪 問 先	検査・農産食品品質コンサルティングセンター (RETAQ センター)
面談場所	RETAQ センター会議室
面 談 者	RETAQ センター Dr. Tran Dang Ninh, Director Mr. Nguyen Dinh Anh, Vice Director Mr. Dang Viet Yen, Vice Director Mr. Do Duc Ban, In charge of Quality Control Dep. Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy, Head of Inspection and Reference Testing Div. Mr. Vu Tuan Long, Inspector, Inspection and Reference Testing Div. Mr. Phan Thai Long, General Affairs Div. Ms. Thun, Financial Div.
調査団員	渡辺 (記録)
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭あいさつ及び出席者紹介ののち、スケジュールの確認及び質問票への回答に基づくヒアリングを行った。「NAFIQAD が回答する」となっている項目は今日は尋ねず、「会議で RETAQ が回答する」となっていた項目を中心に回答を回収した。ヒアリング内容は、以下のとおり。 <p>質疑応答 (敬称略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (Dr. Ninh) 今回の詳細計画策定調査に関するアポイントは、農業農村開発省 (MARD) 内の各部署には国際協力局 (ICD) を通じて取り付け、確定している。商工省 (MOIT) と保健省 (MOH) は未定のため、決まったら知らせる。 訪問先が多すぎると感じている。訪問しても、すべての質問に対する回答を得るのは難しいかもしれない。 明日からの訪問には、RETAQ センターから職員を同行させる (Mr. Lam)。今回の訪問の目的や本プロジェクトについて説明を補佐する。また、ホーチミン市 (Ho Chi Minh City : HCMC) には自分 (センター長) が同行する。 (渡辺) RETAQ センターの業務内容への回答に「行政管理のため (の業務)」という記載があるが、具体的には何を指すか。 → (Dr. Ninh) 農林水産品質管理局 (NAFIQAD) のような政府行政機関 (政策・戦略を策定する機関) を支援する役割のことであり、研修や検査がこれにあたる。 (渡辺) 食品安全法上に、RETAQ センターはどのように位置づけられているか。 → (Dr. Ninh) 食品安全法の第 47 条で検査と認証業務を扱うセンターについて記載しており、RETAQ センターを含むすべてのベトナムの検査・認証機関がこれに該当する。MARD においては RETAQ センターがこれに該当する。食品安全法では現在、MARD、MOH、MOIT の 3 機関につき役割を定めており、それぞれの省庁がレファレンスセンターをもつことになる。現在実施中のオランダ政府の支援プロジェクト (2019 年から 2022 年 11 月) ではこれら 3 機関間のネットワーク構築に関する支援を得ている。 (渡辺) RETAQ センターの役割等を定めた文書として、2012 年の Decision No. 198/QĐ-BNN-TCCB 以外に 2017 年 9 月 5 日付決定 No 446/QĐ-QLCL をお知らせ頂いているが、これが RETAQ センターの位置づけを定める最新の文書と理解しても

よいか。また、この文書を共有してもらえるか。

→ (Dr. Ninh) そのとおりである。2012年の決定から変更があり、2017年にこの決定がなされた。それ以降の決定文書はない。共有については承知した(後日もらえる予定)。

- (渡辺) (日本語版) 回答の7ページ(5)②で「行政管理のための食品検査センターとして指定されるためには、」という文言がある。この「指定」は、どの機関が、どのようなプロセスで行い、指定を受けるためにはどの程度の期間が想定されているか。

→ (Dr. Ninh) RETAQセンターを「行政管理のための食品検査センター」として指定するのは、NAFIQADである。法的には、登録申請書類を提出後、15日で指定が完了することになっているが、実際には1カ月程度かかると見込まれる。

- (渡辺) また、この「センター」に指定されるためには、RETAQセンターは「ISO17025に準拠しなければならない」とあるが、業務を開始するためにはISO17025の取得が必須なのか? それとも、基準に則って業務を進められる能力が備わっていれば、業務を開始することはできるのか。

→ (Dr. Ninh) 「行政管理のための食品検査センター」としての業務実施には、ISO17025の取得は必須ではない。ただし、査察(監査)の際には取得できていればさまざまな面で査察がスムーズに進められるので、取得していることが望ましい。

このように、業務開始に際してはISO17025の取得は必須ではないが、本技プロのなかでは取得することを要請している。検査・認証機関としては、ISO17025の取得が必要と考えている。

ISO17025ほか全五つのISOについて要請書に記載したが、ISO17025が一番重要である。

- (渡辺) 依頼を受けて検査を実施した際には費用を徴収しているとのことだが、金額はRETAQセンターが決められる、という理解でよいか。

→ (Dr. Ninh) そのとおりである。RETAQセンターは2種類の機関に対してサービスを提供しているが、①国の機関に対するサービスは、徴収金額は政府が決められている。一方、②民間の機関や個人に対するサービスについては、RETAQセンターが金額を決めることが可能であり、状況の変化に応じて金額を変更することも可能である。

- (渡辺) 質問票(5)の⑤にMOHやMOITとNAFIQADの協力・連携関係について尋ねているが、RETAQセンター本格稼働後は、この関係(業務フロー)に変更は生じるか。

→ (Dr. Ninh) MARD(NAFIQAD)、MOH、MOITの3省は、食品安全の分野で日常的に協力している。商品の生産から販売、消費に至るすべてのプロセスで安全を確保していくには、3省の協力が必須である。RETAQセンターは、この協力関係のなかでNAFIQADを含むMARDを技術面で支援していくことが役割であり、NAFIQADの役割を新たに担っていくわけではない。したがって、RETAQセンター本格稼働後も、3省の協力・連携関係や業務フローには変更は生じない。

- (渡辺) では、輸出証明の発行についてはどうか。RETAQセンターがNAFIQADに代わって輸出証明を発行していくことになるのか。

→ (Dr. Ninh) 現在、輸出証明を発行しているのは NAFIQAD ではない。NAFIQAD の補佐センターである支局 1~6 が発行している。RETAQ センターの稼働後は、RETAQ センターもこれら支局と同様に、輸出証明を発行していくことになる。したがって、現在のフローに RETAQ センターが加わるだけで、フロー自体は変わらない。

- (渡辺) RETAQ センターの職員配置についてだが、採用の要件や人選の進捗、支障の有無などを確認したい。既存の支局などからの異動などは考えているか。

→ (Dr. Ninh) 現在 23 名採用済み、とお知らせしていたが、26 名採用済みと修正したい。さらに 10 名の増員をする予定であり、年内に雇用したいと考えているが、NAFIQAD の許可がまだ下りず採用を進められない状況である。NAFIQAD を訪問したときに、いつ許可が出るのかぜひ確認してほしい。

採用要件としては、検査業務の経験者を中途採用することを想定している。ハノイで要件を満たす人員を採用することは難しくないと考えている。もし経験者を採用できなかつたら未経験者を採用することになるが、その場合は、現在支局 1 や 4 に派遣しているように地方検査所に派遣して技術向上を図る予定（既存の支局からの異動については、言及なし）。

- (渡辺) RETAQ センター傘下の検査所について、何が課題と考えているか。

→ (Dr. Ninh) 分析業務については、一つには設備・機材が種類・数ともに不足していることである。（無償案件である程度解決か、との問いに対し）無償で供与される設備・機材については優先度により二つのリストがあり、リスト②の方は供与されない。

二つ目の課題としては、検査員の技能面であり、これは本技プロにより改善が図られると考えている。

三つ目は人員（職員数）である。これは現在は問題ないが、将来的に検査業務が増えた場合に問題になると懸念している。

- (渡辺) (6) の①について、無償案件はスケジュールどおりの進捗を得ているというお答えと理解してよいか。

→ (Dr. Ninh) そうである。遅れが生じてはいないと考えている。

- (渡辺) (6) の②について、無償案件で納入予定の機材は、ISO17025 の基準を満たすものになっているか。

→ (Dr. Ninh) そう考えている。

- (渡辺) (7) の①について、水産、畜産、農薬は技術協力の対象分野に含むことを希望か。また、林産物はどうか。

→ (Dr. Ninh) 農林水産物すべてと残留農薬検査を対象とすることを希望している。ただし、林産物は量的にも少なく、優先度は低い。その他はすべて重要であり、優先度の差はないと考えている。

- (渡辺) (7) の⑧について、研修対象者に「RETAQ センターと MARD 傘下の機関」と回答されているが、MARD 傘下の機関は NAFIQAD の 6 支局か？

→ (Dr. Ninh) MARD 全体の能力の底上げにつながるので、RETAQ センター職員だけでなく、NAFIQAD 6 支局の職員、加えて他の機関〔植物保護局 (DPP) など〕の検査機関なども研修を受講したいと考えている。

- (渡辺) (8) の懸念事項、想定される支障、リスク、外部条件等はあるか。
→ (Dr. Ninh) 現時点では特に思い当たらない。要請書などにも記載はしていないと思う。
- (渡辺) (9) の①、輸出後の検査不合格ケースについては、データはあるとのことだが、見せてもらうことは可能か。
→ (Dr. Ninh) NAFIQAD でデータを整理しているはずなので、NAFIQAD で尋ねてみるとよい。年間、あるいは半年ごとに、件数やロット、輸出の何%に当たるか、理由などを取りまとめ、年末の会議で NAFIQAD が報告している。ただ、公表しているか、していないかは分からないので確認してほしい。
- (渡辺) 直近 5 年間程度の RETAQ センターの予算額を共有してもらえるか。
→ (Dr. Ninh) 予算は大変複雑で、毎年変わる。NAFIQAD 全体では約 3,000 億ドン (VND) 程度、年により増減がある。そのうち、RETAQ センターの予算は、30 ～40 億 VND 程度だが、これも毎年増減がある。検査の件数も年により増減があり、単に金額を把握しても、それがどのような意味をもつか、理解・判断するのは難しいと思う。なぜこのような質問をするのか。
→ (渡辺) 財政面の持続性を確認するなどの理由でお聞きしている。
→ (Dr. Ninh) 了解した。ただ、先ほど説明したとおり、単に金額を把握しても、持続性があるかないかを判断することは難しいと思う。ベトナムにおいては、国が設置したセンターについては、必ず予算は配分するし、持続性に問題が生じるとは考えていない。米国では、予算案が国会で承認されないと、すぐにその業務がストップするようだが、ベトナムではそうしたことは起こらない。
- (渡辺) ベトナムの食品安全における主要な課題は何か。
→ (Dr. Ninh) 今回の案件で、民間・公的検査機関間のばらつきが多数発生している現状を解決できると考えている。ベトナムでは、検査業務を社会化 (民営化、のような意味合い) しており、多くの民間・公的検査所があり、多くの検査所が検査証明書を発行しているが、同じサンプルを同じ検査方法で検査しても異なる結果になるケースが多く、こうした場合に仲介できる認証センターが必要となり、RETAQ センターをつくった。RETAQ センターがこれら検査所の指導・能力強化にあたる能力を (プロジェクトを通じて) 得ることで、この状況が改善されると期待している。
また、要請書では、成果 1 として法整備への支援を要請しているが、日本とベトナムでは法律的な側面も社会的な環境も異なるので、やはりこの部分はベトナム政府が責任をもって対応する必要がある、というように考えている。
→ (渡辺) この法整備部分には、オランダ政府の支援も入らない、ということか。
→ (Dr. Ninh) そのとおりである。オランダ政府の現行プロジェクトでも、法整備をしているわけではない。法整備は、ベトナム政府が実施する。もともと、2013 年に策定された食品安全法は 10 年後に改定するもの、と決まっており、2023 年の改定に向けて、現在ベトナム政府が改定作業を進めている。検査・認証業務に関する第 47 条及び関連の施行政令は、この機会に合わせて改定・整備される予定である。これまでは、47 条の施行政令が策定されていないためにさまざまな制約が生じていたが、改定後はそうした状況が改善される予定である。したがって、法的な側面が整備され、併せて本プロジェクトで技術面の向上が図られることで、RETAQ センターの機能が発揮しやすい環境が整うと考えている。

<面談記録> ADB ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月2日 10:00-10:45
訪 問 先	アジア開発銀行 (ADB)
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	ADB Ms. Stefania Dina, Senior Natural Resources and Agriculture Specialist Mr. Leonard H. Leung, Natural Resources and Agriculture Economist (オンライン参加)
調査団員	渡辺 (記録)
同 行 者	なし
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。冒頭、Mr. Leonard から、本日のミーティングに間に合うよう関連資料を準備する予定だったが間に合わず、申し訳ない、後日良い資料があったら提供する、とのコメントがあった。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (渡辺) ベトナムの食品安全分野における主要課題は、何であると考えてるか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Ms. Stefania) ベトナム食品安全分野における最大の課題は、管轄省庁間の連携不足であると考えてる。ベトナムでは、MARD (農産物)、MOH (衛生)、MOIT (流通) の3省庁がそれぞれ管轄をもっているのに加えて、科学技術省 (MOST) (食品のラベリング) も食品安全管理にかかわっている。中央レベルでのこれら4省庁間の連携不足があり、省レベルでも全く同じ形で同じ課題がある。唯一の例外であり、良い事例が HCMC であり、HCMC では Food Safety Board を設置し、そこに関係者が一堂に会し必要な事項を議論・決定している。そのため、連携不足という課題は生じていない。 → (渡辺) RETAQ センターからは、これら省庁間では日々協力・連携して業務にあたっているとの説明があったが。 → (Ms. Stefania) 省庁間での「話し合い」は行われているのだろうが、「決定」や「実施」に至らないのが課題である。すべての省庁が同等であり、決定権をもつ者がいないためと考えられる。 → (渡辺) HCMC の Food Safety Board のような仕組みを国レベルで構築することは難しいのか。 → (Ms. Stefania) そのような意思と権限をもつ者がリードすればできないとは思わないが、今のところそうした動きはないように思う。 ● (Ms. Stefania) また、ベトナムは食品汚染の度合いがひどく、生産者レベルでは、無農薬栽培や安全な食品に対する高付加価値市場があることへの認識が低い。安全性の高い食品の市場は、ベトナムではまだ非常にニッチな市場となっている。ベトナムでも、残留農薬等食品汚染について定期的にチェックはしているが、国際市場からの信頼を得る衛生基準を満たしていない食品が多々市場に出回っている。ADB で野菜や果物 (キュウリなど特定の品目) について調査を行ったことがあるが、安全な基準を満たさないものが多々あることが明らかになっている。 ● (Ms. Stefania) 食品安全法自体に問題はなく、おおむね他の国々と遜色のない内容となっているが、問題は実効性である。 ● (渡辺) 2009 年から 2015 年に ADB が実施した「農産物品質・安全性向上及びバイオガス開発プロジェクト」について、概要を伺いたい。また、ダイオキシン分析の技術研修や検査能力向上部分の活動概要についても併せて伺いたい。

→ (Mr. Leonard) 当該プロジェクトには、ダイオキシン分析など検査技術に関する機材供与や技術研修は含まれていない。

- (Ms. Stefania) ADB が実施した衛生植物検疫措置 (SPS) 関係のプロジェクト “Viet Nam: Trade Facilitation: Improved Sanitary and Phytosanitary Handling in Greater Mekong Subregion Trade Project” (2013-2018) では、食品安全分野で活動を実施し、複数の検査機関に機材供与なども行っている。参考までに、完了報告書と、ローン開始時の計画を提供する。このプロジェクトは成果を上げたと考えているが、一般的にベトナムでは (ベトナムに限らないが)、ラボへの機材供与などの要望が多いが、実際には維持管理が適切になされないなどの理由で、供与した機材が適切に活用されないケースが多く、留意が必要である。持続性に配慮が必要である。

- (渡辺) ベトナムの食品安全分野における ADB の支援方針は？

→ (Ms. Stefania) ADB は以前、ベトナムの食品安全会合に参加して支援も行ってきたが、近年はベトナムから当該分野に関するローンの要望もなく、現在実施中の協力案件もない。近々新しいプロジェクトを開始する予定もない。直接的に、ではないが、農産物の生産段階においては、栽培管理など実践面における安全作物生産につながる協力はしている。行政による安全性のモニタリングや管理、といった部分にかかわっていく予定は今のところなく、したがって、支援方針も特に定めていない。

- (渡辺) ベトナムの食品安全分野における JICA のプロジェクトへの助言や期待は？

→ (Ms. Stefania) 食品安全にかかわる省庁間のデマケに注意して、活動を組み立てた方が良いと思う。管轄外だったり、管轄が重複していたりする。関係省庁によく確認しておくことを助言する。また、機材供与も必要だが、それを使いこなせる能力をもつこと、能力向上がより重要である。

→ (渡辺) 本案件は、能力向上を主要な目的として実施するものであることを説明した。助言に感謝する。

- (渡辺) 本日の訪問で、ADB 玄関ロビーに “Strategy for Promoting Safe and Environment-Friendly Agro-based Value Chains in the Greater Mekong Subregion and Siem Reap Action Plan 2018-2022” というパンフレットを見かけた。この案件は、ベトナムへの食品安全関係の技術協力等は含んでいないか。

→ (Ms. Stefania) これはアクションプランで、タイの事務所が主管している。当該協力ポーションを含むかもしれない。関連情報があれば、追って知らせる。

<面談記録>カナダ GAC (Global Affairs Canada) ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月2日 14:15-15:15
訪 問 先	カナダ Global Affairs Canada (GAC)
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	GAC Ms. Le Van Son, Senior Development Officer Mr. Hoang Thai Ninh, Project Director, Chief of the Representative Office in Hanoi of SAFEGRO
調査団員	渡辺 (記録)
同 行 者	なし
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (渡辺) ベトナムの食品安全分野における主要課題は、何であると考えてるか。 → (Ms. Son) 主要課題は、「小規模生産者が多数存在し、バラバラに行動している状況」「安心・安全な農産物生産に対する(生産者への)インセンティブが少ないこと」「省庁間の協力・連携が少ないこと」「消費者の意識が低いこと」などと考える。 省庁間連携についてだが、GACは前のプロジェクトではMARDをリード省庁として、MOH及びMOSTをカウンターパートとして活動したが、各省庁は話し合いはするものの、省庁間の壁は厚く、互いに自省のことしか考えていない。 この背景には、食品安全に対するベトナム政府の政策的な意図があるように感じている。ドナーは毎年のように、ベトナム全土の食品安全を管轄するリード省庁または一括して管轄する仕組みをつくることをベトナム政府に提案しているが、これまでのところ、こうした提案を受けた動きはみられない。ベトナムの食品安全は、品目ごとに管轄省庁が決まっており、それぞれの省庁がそれぞれにレファレンスセンターをもって検査精度を高めていく動きであり、省庁間で協力や情報・データを共有してともに能力を高めていく、という意識は薄い。 また、副首相を議長とする食品安全に関するNational Steering Committeeが設置されており、MARDなど関連省庁の副大臣クラスが参加しているが、年に1~2回の開催であり実質的な議論をするのは難しい。このように、関連省庁間の連携の仕組みは効率的に機能していない。食品安全法ではMOHが主管省庁と位置づけられており、Steering Committeeでも事務局を務めるなどしている。現在実施中の食品安全法の改定には、関係省庁からのコメントを取りまとめ法改正プロセスに反映していくことになる。最終的に法改正が完了するのは、2025年の予定である。 ● (渡辺) GACの先行プロジェクトの概要を教えてください。 → (Ms. Son) 2006年~2014年に実施、予算規模は1,700万米ドル(USD)、MARD(NAFIQADほか)、MOHベトナム食品安全局(VFA)、MOSTの規格化及び品質表示委員会(STAMEQ)をカウンターパートとして実施したプロジェクトである。 先行プロジェクトでは、モバイルラボという取り組みも実施した。これはバン(車)に検査機材を搭載し、NAFIQAD職員が同行してサンプル調査に出向く、というもの。その場で機材を使って検査を実施するほか、サンプルを採取して持ち帰り分析するなど活動し、プロジェクトが終わった今も、活用されている。

- (渡辺) GAC の先行プロジェクトのフォローアップ案件について概要を教えてください。
 - (Ms. Son) Safe Food for Growth (SAFEGRO) のフォローアップ案件として開始した。許可の取り付けに時間がかかったこと、コロナ禍の影響で当初予定より2年遅れて開始したばかり。先行プロジェクトからの教訓を生かし、MARD をリードカウンターパート省庁としながらも、各省庁がもつラボの間で情報やデータを共有するシステム (LIMS) の構築にも取り組む予定である。
 - (Mr. Ninh) SAFEGRO はベトナム食品安全分野につき、バリューチェーンを包括的にカバーする (生産→卸→小売り→消費者のすべてをカバー) 非常に大きなプロジェクトで、対象者も幅広い。ラボの強化も行う予定であるし (ただし、機材の供与は最小限とし、能力強化に重点を置く)、ラボ間情報・データ共有システムの構築にも取り組む。また、大学と連携して人材育成のためのカリキュラムづくりなどにも取り組む予定である。JICA の新しいプロジェクトとも共通する部分が出てきそうなので、活動内容の詳細が決まったら、互いに活動の重複を避けるためにも連携・協力していきたい。

LIMS については、提案段階ではベトナム側省庁は皆、この提案に対してポジティブな反応であった。実施段階では、しかし、難しい部分も出てくるかもしれない (省庁の官僚的な性質による支障があるかもしれない)。まだ実施が始まっていないので、始まってみないと実際のベトナム側の反応は分からない。
- (Ms. Son) Food Safety Working Group のウェブサイトがあるので、見てみると良い。ベトナムの食品安全分野で活動しているすべてのドナーや NGO の活動内容が記載されている。議長は順番で務めており、現在の議長は国際家畜研究所 (ILRI) である。
- (Ms. Son) また、SAFEGRO のカウンターパートである Department of Processing and Trade of Agro-forestry -Fisheries Products and Salt Production と NAFIQAD は、近いうちに合併されるという噂がある。
 - (渡辺) 近いうち、とは、例えば年内などか？
 - (Ms. Son) 不明である。噂なので確実に合併されるかは不明。

<面談記録> NAFIQAD ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月3日 10:10-12:10
訪 問 先	NAFIQAD
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	NAFIQAD Mr. Le Anh Ngoc, Head of Inspection and Legal Dep.
調査団員	渡辺（記録）
同 行 者	Nr. Lam, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。当初予定していた人物は家族がコロナ感染のため、対応者が変更になった、と説明があった。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （渡辺） NAFIQAD の主要業務につき 3 点回答頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> →（Mr. Ngoc）ベトナムの食品安全分野は、MOH が主管となり法整備などに取り組んでいる。MOH はこのほか、梱包、ボトル飲料、添加物に関する食品安全を管轄、MARD は 19 項目を担当しているが、大きく分けると①植物、②動物（畜産）、③水産物の三つのカテゴリーがある。MOIT はビールや油などを担当している。MARD 内部で食品安全に携わっているのは 7 部局あるが、その窓口を務めるのが NAFIQAD である。品目ごとにそれぞれ MARD 内に担当部署があるが、NAFIQAD は全般にかかわり（水産部門を除く）、卸売市場や加工工場などの条件管理、適合性管理を行っている。水産部門については、輸出部分にのみ NAFIQAD はかかわっている。 適合性評価の部分については、①製品商品品質法と②食品安全法、の二つの法律に基づいて食品安全性試験（検査）を行っている。認証業務については、指定検査機関を指定するために採るべき手続き（プロセス）が決まっており、このプロセスに基づいて、公的及び民間のすべての検査所を評価し、指定している。 一般の検査所業務を開始するには、登録手続きを完了すれば可能であるが、指定検査所としての指定を受けるためには、より高いレベルの条件をクリアすることが求められる。指定検査所は、輸出や監査のための検査を実施できる（が、輸出証明は NAFIQAD の六つの支局のみ発行できる）。 現在、一般検査所として登録しているのは 200～300 施設あるが、指定検査所は 26 施設、うち半数は民間の施設である。現在ベトナムでは、検査業務の社会化（民営化）を推進しており、このことは MARD の 2021 年～2030 年の開発戦略にも言及されている。 ● （渡辺） NAFIQAD の地方組織につきお知らせ頂いているが、一つの農林水産品質管理室と二つの食品安全委員会は、具体的にはどこに設置されているのか？ <ul style="list-style-type: none"> →（Mr. Ngoc）この部分の回答は記述が間違っているので訂正したい。これらの組織は NAFIQAD の地方組織ではなく、HCMC とダナン、バックニンの 3 省市に設置されている組織である。農業農村開発局（DARD）の NAFIQAD 支局、DOH（MOH の地方組織）、DOIT（MOIT の地方組織）内の関係部局から成る組織である。 →（渡辺）これら組織が三つの省市に設置された経緯をご存じなら教えてほしい。 →（Mr. Ngoc）自分は、経緯はよくは知らないが、パイロット的に設置されているものである。長所と短所があり、現在、検証しているところと思う。 また、農業分野の食品安全強化事業を実施中である。これは 2022 年 3 月に公式に発表されたものであり、省/郡/コミュニンの各レベルに食品安全員を配置することになっている。各地域において人民委員会が食品安全員を配置しており、

NAFIQAD は技術指導をする程度のかかわりである。各省で実施計画をつくり、実施していく予定である。MARD としては、この事業の実施に関するセミナーを開催しており、ウェブサイトにも記載している。

- (渡辺) 食品安全法における NAFIQAD の位置づけは？
→ (Mr. Ngoc) 食品安全法のなかには、三つの省庁が管轄することは記載されているが、各省庁のなかのどの組織がどのような業務を管轄する、といった具体的な記述はない。MARD 内での各部局の機能・役割として NAFIQAD が食品安全の窓口として定められている。
- (渡辺) ベトナムの食品安全分野の法律、政令、規則、ガイドライン、戦略などは？
→ (Mr. Ngoc) 食品安全法のなかには、どのような戦略でどのような政策をもって取り組むかが記載されている。そして、その実施に関して施行法(政令)が策定され、その下に各省庁の通達が出されて実行されていく。MARD の通達のなかで関係しそうなものは幾つかあり、例えば第 38 号(食品安全の監査・検査に関する通達)や第 8 号(農林水産品の監査に関する通達)、また、2013 年に MOH、MARD、MOIT が共同で出した通達(検査手順に係る通達)がある。
→ (Mr. Lam) 2013 年の共同通達は一般の検査所に関するものであり、RETAQ センターのように認証を行う指定検査機関に関するものではない。他のもの(38 号、8 号)についても同様である。RETAQ センターに係る通達は、2017 年のものと理解してもらってよい。
- (渡辺) 食品安全法が改定中と聞いたが、具体的なプロセス、責任機関、MARD のかかわり、改定スケジュールなどを教えてほしい。
→ (Mr. Ngoc) ベトナムの法律は、策定から 5 年後と 10 年後にはレビューすることになっており、食品安全法は今年 10 年目なのでレビューをしている。MOH が窓口となりレビューを実施中であり、来年にはレビューは完了する。法律を改定するか否かは、レビューの結果しだいであり、現時点では法律を改定するかどうかは未定である。
- (渡辺) 民間検査機関の参入を促進しているが、公的な検査機関の果たす役割は何か。
→ (Mr. Ngoc) 一般の検査については、民間も公的機関も役割に違いはない。検査結果の認証については、公的な検査機関しか実施できない。
- (渡辺) 質問票の(1)④省庁間の役割分担についてだが、a)～d)について役割分担を教えてほしい。
→ (Mr. Ngoc) 役割分担は非常に複雑。例えば、a) の安全基準は、順守必須の基準は MOH が定めている。それに加えて、MARD や MOIT も、それぞれの管轄分野に関する安全基準を設けているが、それらの基準は必須のものではない。a)～d)のうち、一つの省庁が管轄する業務はない。
- (渡辺) ベトナムの独自基準について回答頂いているが、共有は可能か。
→ (Mr. Ngoc) ネットで検索すれば入手可能。ただし、ベトナム語。
- (渡辺) ベトナムの食品安全分野の主要課題は何か。
→ (Mr. Ngoc) 実際には、課題はたくさんある。なかでも、個人的に最も課題を感じているのは、小規模な民間生産施設が多数あり、そうした施設は技術や設備の

制約により安全基準を満たすことが難しいことと考える。

- (渡辺) MARD の 5 カ年計画における食品安全分野の位置づけは？
→ (Mr. Ngoc) 2021 年～2025 年を対象年度とした MARD 5 カ年計画は策定されているが(ベトナム語のみ)、食品安全分野には言及が少ない。それよりも、2022 年 4 月 15 日付の MARD 決定第 1384 号には食品安全分野のことが詳しく言及されており、中長期的な目標(例: 100%の施設が安全基準を満たす、VietGAP 適用農地の拡大、など)も記載がある。検索すれば出てくるので、見てみるとよい。検査数や輸出品目数等に関する目標値は設定していない。
- (渡辺) 食品安全に関するモニタリングプロセスは？
→ (Mr. Ngoc) 輸出については、食品安全法第 41 条にモニタリングの手順が記載されている。輸出先の基準にも合わせることを求められている。農産物の加工工場については、工場を三つのレベル(A: Very Good、B: Good、C: Not permitted)に分けており、Very Good の施設は 18 カ月に 1 回、Good の施設は 12 カ月に 1 回、監査が入る。C は稼働を許可しない、というランクである。
- (渡辺) 輸出証明発行のフローは？
→ (Mr. Ngoc) 例えば、水産物については 44 カ国から輸出証明を求められているが、証明の発行が必要な施設は、MARD 通達第 48 号に定められた手続き(必要書類、申請・取得のプロセスなどすべて記載されている)に従って NAFIQAD 支局 1～6 のいずれかにて証明の発行を受ける。
- (渡辺) 過去 1 年間の NAFIQAD を通じた食品検査の実績報告書を共有頂けるか？
→ (Mr. Ngoc) 輸出される農産品については、NAFIQAD で年間およそ 600 件程度検査実績がある。国内市場に出回る農産品については、DPP、DAH などそれぞれの担当部局で検査している。検査実績の情報はあがるが、共有してよいか上司に確認する。
- (渡辺) RETAQ センターの職員採用について、NAFIQAD の許可が必要とのことだが、いつごろ許可が出る予定か。
→ (Mr. Ngoc) 自分は詳しくは知らないが、各センター(独立行政法人)が何人、どのような人材を、いつ、どういう雇用形態で雇用するか、を MARD に報告して、職員雇用を決めることになっている。RETAQ センターの方で採用計画もっているかもしれないので、尋ねてほしい。
→ (渡辺) NAFIQAD 本部や支部 1～6、RETAQ センターの間で職員の異動はあるか。
→ (Mr. Ngoc) 異動はあり得る。出向やインターンといった形もある。
- (渡辺) 輸出時に、輸出先の国の検疫で不合格になるケースもあるかと思うが、記録はあるか。共有は可能か。
→ (Mr. Ngoc) 不合格ケースの情報はもっている。ただ、公開はされておらず、許可がないと共有はできない。
→ (渡辺) プロジェクトの成果を測るため、指標としてデータの比較をすると変化がみられるのではないかと考えている。許可がないと共有できないことは承知した。
→ (Mr. Ngoc) そういう意味だと、NAFIQAD がもっているデータだけでは、ベトナム全体の状況を把握することはできないかもしれない。指定検査所は今、26 施

	<p>設あり、なかには民間検査所も含まれており、民間検査所がかかわる部分は NAFIQAD では把握していない。また、水産物については、優先（優良）企業の認定を受けている企業の検査は実施していない。</p>
--	---

<面談記録>水産総局（D-Fish）ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月3日 13:30-14:40
訪 問 先	D-Fish, MARD
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	D-Fish Mrs. Nguyen Thi Phuong Dung, Director of Science, Technology and International Cooperation Dep. Mrs. Cao Thi Thanh Tu, Officer of Capture Fisheries Dep. Mrs. Nguyen Thi Hong Nhuy, Officer of Science, Technology and International Cooperation Dep. Mrs. Bui Thi Phuong, Aquaculture Surveying, Testing and Accreditation Center (ASTAC) Mrs. Nguyen Thi Hien, Aquaculture Surveying, Testing and Accreditation Center (ASTAC) Mrs. Thiu Thi Tueyet Hang, Officer of Aquaculture Dep.
調査団員	渡辺（記録）
同 行 者	Mr. Lam, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。DirectorのMrs. Dungは14時から別の会議に出るため途中退席するとのことで、会議の初めに回答・意見をお話し頂いた。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （渡辺）食品安全に関するMARD内のデマケーションとD-Fishの役割を教えてほしい。 →（Mrs. Dung）MARDのなかにもいろいろな部局があり、それぞれの役割はMARD大臣の決定No.1290（2015年4月17日付）に詳細が書いてあるので確認するとよい。口頭での説明は誤解を生じる可能性がある。 D-Fishは水産の養殖と自然からの漁獲の両方を管轄しており、地方の水産局に対する指導や監査、また、違反への対策と処理などを行っている。地方では、港や漁船の確認や、必要に応じて安全検査も実施している。 ● （Mrs. Dung）食品安全分野は幅広いので、JICAの次のプロジェクト（本プロジェクト）では、一部ではなく全体の支援を検討してほしい。 ● （渡辺）水産物検査試験認証センター（ASTAC）の現状を教えてほしい。 →（Mrs. Nhuy）ASTACセンターは2010年に設立し、既に12年稼働している。組織体制は質問票への回答に記載のとおり、ハノイのセンターが本部でありオフィスはD-Fish内にある。このほか地方に四つ支所があるが、検査設備と検査員が配置されているのはカントー（センター1）のみである。他は事務所であり、サンプルを採取したあとにカントーに送って検査をしている（→法人格の有無等は、ここに起因している）。 検査対象、検査の内容も明確に定められており、検査員の能力向上には常に取り組んでいる。 センター名称に「認証」とあるが、現在、認証業務はできていない。 →（渡辺）検査実績や検査員の人数は？ →（Mrs. Nhuy）ASTAC全体で職員は80名おり、その約半数（40名程度）はカントーに配属されている。カントーの職員はほぼ全員が検査員である。 検査実績であるが、2022年の前期（6カ月）で化学物質の分析が1万1,474件、微生物検査が3,811件である。

- (渡辺) 水産物の安全性モニタリングの手順は？

→ (Mrs. Hang) 養殖に関する飼料や養殖施設の環境条件の検査は、すべて ASTAC で実施している。このことは通達 38 号に定められている。ASTAC は出荷物については管轄していない。市場に出すもの（出荷物）については、NAFIQAD が安全性検査をしている。

養殖施設のモニタリングは、地方の水産局が実施している。施設を三つにグループ分けしており、大変優良な施設は 18 カ月に 1 回、優良な施設は 12 カ月に 1 回、立ち入り検査を実施している。

D-Fish は定期的に地方の水産局のチェックをしている。年の初めに計画をつくり、年間 3～5 回ミッションを出して、地方水産局が規定に沿って業務を行っているかを確認している。違反があれば臨時で立ち入り検査（地方水産局に）をする場合もある。

出荷物の安全性検査に D-Fish はかかわっていないので、輸出証明発行にも関与はない。
- (渡辺) ASTAC と RETAQ センターのかかわりは？

→ (Mrs. Hang) かかわりはない。ASTAC は、飼料や養殖施設の検査を行い、RETAQ センターは出荷物の安全性検査を行うのだろう。RETAQ センターの業務の詳細を知らないが、トレーサビリティの面で連携が必要になってくるだろう。
- (渡辺) RETAQ センターへの期待は？ また、D-Fish として貢献できることはあるか？

→ (Mrs. Nhuy) ASTAC の人材育成は、まだ十分ではない。認証業務も、まだできていない。本プロジェクトで RETAQ センターの人材育成に取り組むとのことなので、ASTAC の職員（地方センター職員を含む）も研修に参加したい。

逆に貢献できることとしては、経験の共有などはできるかもしれない。

→ (Mrs. Hang) 本プロジェクトのことは初めて聞いた。ASTAC の検査員だけでなく、可能なら管理者、行政官の研修も実施してほしい。管理者、行政官の能力向上も、まだ必要である。

<面談記録>MARD 農業貿易局 (Agrotrade) ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月3日 15:15-16:15
訪 問 先	Agrotrade
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	Agrotrade Dr. Le Thanh Hoa, Deputy Director General, Director of Viet Nam SPS Office Mr. Nguyen Ngoc Bach, Trading Policy Dep.
調査団員	渡辺 (記録)
同 行 者	Mr. Lam, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (渡辺) Agrotrade の主な業務内容を教えてほしい。 → (Dr. Hoa) Agrotrade の主な業務内容は、加工と農産物市場開発、ということになっているが、実際には加工や輸出業務は行っておらず、行政管理を行っている。市場情報を収集し取りまとめ、報告書として MARD に報告しているほか、企業間のマッチング業務も行っているが、Agrotrade 自体が輸出業務を行っているものではない。 食品安全については畜産部門は動物衛生局 (DAH)、植物は DPP、水産物は輸出に関する部分のみ NAFIQAD が担当している。Agrotrade 自体は安全性の規定や基準の策定等には関与していない。化学物質等の残留量の基準は、MOH が決めている。NAFIQAD は、例えば、生産段階でどんな農薬を、どの程度使ってよいか、といった部分の基準を定めている。 ● (渡辺) 輸出に関する企業間のマッチングを行っているとのことだが、輸出先の検疫で不合格になった、等の相談を受けることなどはあるか。 → (Dr. Hoa) Agrotrade でそのような相談を受けることはない。そうしたケースは NAFIQAD や DPP、DAH など担当の部署にあると思う。 ● (渡辺) ベトナムの食品安全分野における課題は？ → (Dr. Hoa) この数年、ベトナムの食品安全性は向上してきていると思うが、まだ課題は残っている。微生物、残留農薬、動物医薬品の問題が残っており、モニタリングが重要と思う。伝統的な市場を見てもらえば分かると思うが、地面は常に水浸しで、微生物の問題は解決できていない。 また、CODEX (食品の国際規格) の食品安全基準を満たすにも、まだ課題が残っていると思う。加えて、輸出の際には、各国の独自基準も満たさないとならない。生産者は、どの国に輸出するのか市場を考えながら生産する必要がある。自分は SPS Office の Director でもあり、SPS Office では各国の基準に関する情報を取りまとめ、関係者に提供している。 近年は MOH と MARD で消費者の啓もう活動を行っており、状況は良くなってきていると思うが、MOH で食中毒件数なども聞くことになるだろう。 ● (渡辺) 市場 (伝統的な市場) のモニタリング (立ち入り検査など) は、どの機関がどのように実施しているか。 → (Dr. Hoa) 市場全体は、地方の DOIT が管理している。商品の安全性は、それぞれの担当部署 (DAH、DPP の地方部局) が管轄している。HCMC などでは、食品

安全委員会が定例の立ち入り検査と、抜き打ち検査を実施している。

- (渡辺) RETAQ センターに期待することは？

→ (Dr. Hoa) Agrotrade と NAFIQAD は近々統合され、一つの部署になる。

→ (渡辺) 決定か？

→ (Dr. Hoa) そうだ。首相の Decision が出るのを待っている段階だ。

自分は、以前 MARD の ICD で JICA の先行プロジェクトを担当しており、支局 4 と 6 の改善に力を入れた。トレーサビリティについてもチャレンジしたが、実施は難しかった。農家への啓もうは、とても重要と考えている。本プロジェクトは、当時から時間もたっているので、現状に即した内容になることを期待する。

また、RETAQ センターの職員については、他の検査所の検査員の指導もできるよう、トレーナーとして活躍できるよう能力向上できることを期待している。

<面談記録> MOIT ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月4日 10:00-11:00
訪 問 先	MOIT
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	MOIT Mr. Thang, Head of Food Safety and Biotechnology Div., Dep. of Science and Technology Ms. Qynh, Officer of Food Safety and Biotechnology Div., Dep. Of Science and Technology
調査団員	渡辺（記録）
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （渡辺）食品安全に関する MOIT の役割を教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> →（Mr. Thang）その前に本プロジェクトの概要や MOIT とどのように関係するのかを説明してほしい。JICA は本プロジェクトについて、今どの段階なのか。 →（渡辺）本プロジェクトが採択済みであり、今回のミッションで詳細計画をする予定であることを説明。併せて、本プロジェクトの概要（要請内容）を説明。 →（Mr. Thang）承知した。 ご承知のとおり、ベトナムの食品安全は食品安全法に定められた三つの省庁がそれぞれの管轄分野をもち、管轄分野にはそれぞれの省庁が責任をもって対応していくこととなっている。管轄分野は品目により決まっており、詳細は食品安全法を見てほしい。三つの省庁は、それぞれに技術部門や監査機能をもち、責任をもって対応していく。 →（渡辺）三つの省庁が、それぞれ別々に技術的な能力や監査機能を有していく、ということか。 →（Mr. Thang）そのとおり。 MOIT においては、試験・認証機関のネットワークをもっている。施設としての基準を満たしているかを行政機関（MOIT）が確認し、条件を満たしている施設を検査所として指定している。 →（渡辺）認証機関も有しているのか。それはどのような機関か。MOIT の検査機関か。 →（Mr. Thang）認証機能については、三つの検査機関を指定している。MOIT 傘下の検査機関ではないが、公的機関であり、かつ基準を満たした機関である。 →（渡辺）具体的には、どの機関か？ →（Mr. Thang）例えば、MOST 傘下の品質保証・試験センター3（QUATEST3）は MOIT の管轄品目の検査についても MOIT の基準を満たしているので、指定している。 →（渡辺）それら認証機関としての指定を受けた機関は、検査結果の相違による争議などの仲介なども実施しているか。 →（Mr. Thang）それはできない。それは、国家試験研究所など限られた別の機関が最終的な判断をする。 ※認証業務は、実際にはできていない様子であったが、明確な回答は得られず。 →（Mr. Thang）MOIT が指定している試験・認証機関のネットワークについても、まだまだドナー支援による能力向上が必要と考えている。 MOIT 傘下には食品工業研究所という機関があり、RETAQ センターと同じよ

うに能力向上への支援をお願いしたい。

RETAQ センターだけを支援すると、農水産品のみの食品安全に限定される。食品安全に全般的に効果を得られるようにするには、RETAQ センターだけでは十分ではないと考える。

また、RETAQ センターが機能を十分に発揮するには、MARD だけでなく MOIT や MOH の検査所としても申請・登録しておくことが必要と考える。そうでないと MARD の管轄である農水産物の試験しかできなくなる。

- (渡辺) 食品安全に関する MOIT 内の組織構成を教えてください。
→ (Mr. Thang) MOIT も、MARD や MOH とまったく同じ組織構成である。省としての窓口となる Div. of Food Safety and Biotechnology があり、地方 (DOIT) にもその支所がある。
- (渡辺) MOIT の検査の実績報告書などがあるか。また、共有は可能か。
→ (Mr. Thang) どのような目的でこの情報が必要なのか。
→ (渡辺) ベトナムの食品安全分野における課題を総合的に把握し、プロジェクトの詳細計画につなげるためである。
→ (Mr. Thang) 理解したが、許可を得ないと共有はできない。
- (渡辺) ベトナムの食品安全分野における課題は何であると考えているか。
→ (Mr. Thang) 課題はたくさんあり、本プロジェクトを通じて改善できるものもあると考えるが、われわれは本プロジェクトの詳細を知らず、回答のしようがない。近々にプロジェクトドキュメントを共有してもらい、詳細を知らせてほしい。その後、意見交換ができるとよい。
JICA、日本政府からは、これまでベトナムに多大な支援を頂いた。感謝している。MOIT では、現在、日本からベトナムに輸入しているお菓子やビール、アルコール類、ミルクなどを管轄し検査しているが、これまで日本からのこれら輸入に際して違反事例は 1 件も発生していない。これは、日本国内の管理が厳しくなされている結果であろうと考えている。われわれ MOIT も日本から学びたいので、MARD だけでなく MOIT から本邦研修や行政管理の研修などに参加を検討してほしい。

<面談記録>DAH ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月4日 14:00-15:30
訪 問 先	DAH, MARD
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	DAH Mr. Quang Anh, International Cooperation Div. Mr. Tang Anh Vinh, Vice Head of Public Animals Health
調査団員	渡辺 (記録)
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、訪問の目的説明ののち、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。公衆衛生部副部長の Mr. Vinh は 15 時から別の会議に出るため途中退席したが、退席までの間にさまざまお話を頂いた。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (渡辺) 食品安全に関する MARD 内のデマケーションと DAH の役割を教えてください。 <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Vinh) 2018 年の第 15 号政令に、ベトナム政府が三つの省庁の役割を詳しく定めているので、それを参照してほしい。 → (渡辺) 食品安全法など法律や政令で三つの省庁間の役割分担に触れているということは承知しているが、省内のどの部局がどのようなかわり方をするか、といった詳細には触れていないと聞いている。2018 年の第 15 号政令はこのあと、改めて確認する。 → (Mr. Vinh) DAH は畜産品及び水産品についても一部担当している。例えば畜産品全般を、生産から加工、流通、輸出まで DAH が管轄しているわけではなく、例えばニワトリは DAH が飼料、生産、加工、流通、輸出までのすべての工程を管轄しており、輸出証明書の発行まで実施しているが、他の動物では家畜の処理まで、など役割分担は複雑に、詳細に決められている。また、複数の生産物を扱っている施設は、NAFIQAD が担当している。 ● (渡辺) 国立獣医衛生管理センター (NCHI) は試験方法や安全基準、国家規格を定める、とあるが、どのようなプロセスか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Vinh) 毎年 MARD では各部署に対して、これら現行の方法や基準に関するレビューを求めており、各部署は管轄の分野についてレビューを行い MARD に報告する。現行の方法の良しあし、また、方法や基準が存在していないものについては作成するなどしている。 ● (渡辺) モニタリングを実施しているとのことだが、そのプロセスは？ <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Vinh) モニタリングは、中央と地方の二つのレベルで実施している。地方については、DARD 内の DAH の地方部局が毎年モニタリングの計画を作成し、定例または抜き打ちの立ち入り検査をしている。実際の分析・検査は、NCHI にサンプルを送って実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 中央レベルでは、DAH が蜂蜜、鶏肉などの品目についてモニタリングを行っており、例えば蜂蜜は DAH がすべて管轄しており分析は NCHI で実施している。ただし、こうしたモニタリングの実施規模は、その年の予算によって決まってくる。 ● (渡辺) 回答のなかに提供頂いているモニタリングの検査実績は、NCHI のものか？ <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Vinh) NCHI は二つあり、一つはハノイ (DAH の目の前) にあり、北部地

域 (Hue 以北) を管轄している。今回回答のなかに提供した検査実績は HCHI (ハノイ) のものである。もう一つは HCMC にあり、南部地域 (Hue 以南) を管轄している。ただし、品目によっては地域によらず、すべて (全国の生産物) をハノイの NCHI で管轄しているものもある (例えば蜂蜜)。

- (渡辺) ニワトリについては DAH が輸出証明の発行まで行っているとのことだが、具体的にはどの機関が発行しているのか (NAFIQAD は、支局 1~6 で発行しているとのことだったが)。

→ (Mr. Vinh) 例えば、日本に輸出する鶏肉については、DAH で輸出証明書を発行している。NAFIQAD は主に水産物の輸出証明書を発行しているのではないか。そうした印象をもっている。ただ、水産物についても輸入に際しての検査は、DAH の管轄となっている。

2018 年の第 15 号政令では、それまでは品目ごと、また工程によって管轄する省庁や部局が異なっていたが、そうした方向性を改め、一つの品目については全工程を一つの決まった部局が管轄するよう修正している。

DAH は公的な検査機関も民間の検査機関も活用しているが、依然、公的な機関の方がメインという感じはある。DAH は部署内の組織として検査所をもっており、そうした検査所で検査・分析を行っている。

- (渡辺) 回答に添付頂いた地図に「地域検疫事務所 (RAHO)」が 7 カ所あるが、これはどのような機能をもつのか。

→ (Mr. Quang) RAHO は①事務所としての機能 (行政管理) と②検査診断ステーションとしての機能の二つをもつ。②の方は、検査員がおり、検査機器がある。管轄の品目を輸入するときに基準を満たしているか診断し、証明書を出す役割を担っている。

→ (渡辺) 別の地図に八つの★がついているが、これは RAHO と同じものか、違うものか。

→ (Mr. Quang) これは、RAHO 1~7 と水産動物診断センターである。この水産動物診断センターでは輸出入の検査も実施できる。RAHO と NCHI は別の組織である。

ベトナム国内で分析ができないものについては、海外の検査機関に依頼することもある。

<面談記録>DPP ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月5日 9:00-11:15
訪 問 先	DPP, MARD
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	DPP Mr. Huynh Tan Dat, Deputy Director General Ms. Ngo Thi Phuong Dung, Deputy Director, Div. of International Affairs Ms. Luong Kai Ton, Officer, Div. of Food Safety Management Mr. Huong Anh Duc, Officer, Div. of Planning
調査団員	海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Mr. Lam, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (Mr. Dat) DPP は、MARD 決定 928 号に基づいて、植物由来の品目につき、その①輸出入と②国内消費に関する部分の食品安全について管轄している。②の国内消費部分については、DPP 参加の九つの地方支局 (ハイフォン、HCMC、ダナンなど) が NAFIQAD と協力し、第 15 号政令に定められたモニタリングと監査を実施している。 この九つの地方局は、DARD 内にある DPP の下部組織とは別に、DPP の直轄の組織として設置されている。ここでは植物検疫と食品安全に関する業務のみを実施している。このほか、10 のセンターをもっているが、このうち食品安全に関する検査を実施しているのは北部農薬管理センター (NPCC) と南部農薬管理センター (SPCC) の二つである。 ● (Mr. Dat) RETAQ センターとの関係であるが、ご存じのとおりベトナムでは食品安全には三つの省庁が管轄をもっており、MARD 内にも多くの関係部署があるが、その主なものは DAH (陸生動物と蜂蜜)、DPP (植物由来の生産物すべて)、NAFIQAD (水産関係) である。NAFIQAD は食品安全に関する MARD の窓口機能も果たしている。このほかに、畜産や栽培を管轄する別の部署もある。 → (渡辺) 畜産や栽培の管轄部署が別、とのことだが、どういうことか? 畜産は DAH ではないのか? → (Mr. Dat) 畜産物の生産過程や農産物の栽培過程で食品安全を管轄する部署と、出荷過程で食品安全を管轄する部署は、中央レベルでは分かれていて、栽培過程 (VietGAP など) は栽培局、植物由来の産物のお荷過程は DPP が管轄している。地方レベルになると、この二つの機能は 1 部署で管轄しており、直接、現場を訪問して監査を行っている。中央レベルの栽培局や DPP は行政管理と輸出入関係の監査を実施している。 ● NPCC と SPCC の役割は、①輸出の際の品質、農薬等の検査 (輸出先の基準を満たしているかの確認) と、②国内消費 (海外から輸入したもの) の分析の二つである。この二つの検査所は国内で使用しているすべての農薬に関する検査を実施できる点特徴的である (他の検査所では、できない)。農業物資、水、土壌、残留農薬の検査などを実施可能である。NPCC はこれに加えて微生物検査もできる (SPCC では、微生物はできない)。 → (海外) DPP の地方組織は、九つの地方局と NPCC、SPCC であるか。

→ (Mr. Dat) 違う。南部に事務所があるが、公印も持たず出先事務所のような位置づけである。地方のセンター（検査センター）も 10 あるが、そのうち食品安全にかかわっているのは NPCC と SPCC の二つ、ということだ。
→ (海外) NPCC と SPCC の検査実績を共有頂けるか。
→ (Mr. Dat) 準備してあるので、提供する (NPCC と SPCC の実績データを頂いた)。

- (Mr. Dat) MOH は食品安全に関する法律の立案機関であり、MARD、MOIT と協力して実施している。MOH は、法律とその下の政令の策定までを担当し、順守が必須である技術規格は MOH が作成する。政令の下の決定等は各管轄省庁が出すことができ、推奨基準（順守は必須ではない）は、各担当の省庁、部署が作成している。

→ (海外) 各担当の省庁や部署でそれぞれ基準を決めているのか。ばらつきが出るのではないか。

→ (Mr. Dat、Ms. Ton) 管轄のものについて基準を定めている。基準には 3 レベルあり、①技術規格：順守必須（MOST がそれぞれの管轄の省庁と協力して作成する。窓口は MOH）、②国家基準：推奨基準、順守は必須ではない（それぞれの分野の管轄省庁が作成して、MOST に報告する。実際にはセンターなどに作成を依頼し、提案を受けることもある）、③SOP（標準作業手順書）：施設ごとの基準であり、施設がそれぞれ自分で定める。

→ (海外) SOP が施設ごとに定められていると、同じサンプルの分析をしても、結果が異なることが発生するのではないか。

→ (Ms. Ton) 結果に多少ずれがあっても、有効域内なら問題はない。

→ (Mr. Dat) RETAQ センターがつくる基準がどのようなものか分からないが、植物由来の品目については、基本すべて（規格も基準も）DPP でつくる（つくれる）ので、RETAQ センターがめざすものは、もしかすると国際基準に準ずるものかもしれない。

- (Mr. Dat) 今のベトナムの法律では、一般の検査室に関する規定はあるが、認証検査室となるための条件は明確に記載されていない。

→ (Mr. Lam) 食品安全法の第 46 条に具体的に認証検査室としての条件が記載されているが、RETAQ センターではこれに加えて ASEAN と EU の基準も満たすことをめざしている。オランダの支援のなかでこの辺りを整理している。

→ (Mr. Dat、Ms. Ton) 食品安全法は今のところ改定の予定もなく、2018 年第 15 号政令も最近施行されたばかりなので、法律の面で大きく変更が生じることはないのではないか。各省庁がそれぞれ検査室をもっている。公安省も検査室もある。ちなみに、NPCC と SPCC は公安省の指定検査室にもなっている。

- (渡辺) モニタリングを実施しているとのことだが、そのプロセスは？

→ (Mr. Dat) 中央では、DPP が輸出入に関連する施設の監査を実施しており、これは毎年、年の初めに計画をつくって実施しているため、監査の対象数は毎年違う。地方についても、その年の予算に応じて、何件くらい実施するかなど計画をつくり実施している。これは、D-Fish と同じように、施設を 3 ランクに分け、Very Good は 18 カ月ごと、Good は 12 カ月ごと、と実施している。

食品安全のモニタリングは、年間何件などは決まっていない（食品安全のモニタリング、とは、食品そのもののサンプル調査のこと）。

<面談記録>保健省ベトナム食品安全局（VFA）ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月5日 14:00-15:30
訪 問 先	VFA, MOH
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	VFA Mr. Lam Quoc Hung, Head of Standard Management and Testing Div. Ms. Nguyen Thu Hien, Deputy Head of Legislation - Inspection Div. Mr. Do Truong Giang, Office of VFA Ms. Nguyen Thi Phuong Mai, Deputy Head of Planning - Finance Div. Mr. Doan Huy Dung, Staff of Food Poisoning Control and Communications Div.
調査団員	海外、渡辺（記録）
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （試験基準管理課長）本日の面談は副局長が出席するはずだったが、別の会議に出なければならなくなり、本日は自分が対応する。 VFAはMOH大臣への提言をする部署であり、ベトナムの食品安全分野に責任をもつ行政管理機関のなかでは最上位機関である。職員は、局長1名、副局長2名と職員84名がおり、六つの課から構成されている。うち4部署が専門部署で、①法制・監査課、②製品管理課、③試験基準管理課、④食中毒統計課であり、このほか財務部と総務部がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法制・監査課は、MOHは食品安全分野の法律の立案と施行への助言を行うことになっており、「法律」「政令」は食品全品目についてMOHのこの課が立案する。 ② 製品管理課はMOHの管轄と規定されている品目について、違反があった場合の回収の決定とトレースを行う。製品の登録手続きの窓口でもある。市販後の商品のモニタリングもしている。 ③ 試験基準管理課は、MOH管轄品目について、規定、規格、基準をつくる。また、食品安全に関する検査システムの管理も実施している。まれに、食品に使用している新しい添加物について登録番号の発行も行っている。汚染物に関する通達も出している。 ④ 食中毒統計課は、VFA局長に対して、食中毒の予防策や対策の提案、リスク分析を実施している。また、品目ごとの食品安全基準を満たした商品に証明書を発行したり、食品の宣伝内容につき、本当にその効果があるかを確認、また、啓もう活動の企画も実施している。 MOHの役割は、食品安全法の第65条に記載されている。 ● （海外）法律の改定が必要になった場合のプロセスは？ →（課長）食品安全法は、策定から10年経ったので改定が必要となっているが、MOHが窓口となって改定案の準備をする。改定案をつくるには、インパクト評価を実施しなければならないが、MOIT、MARDはもちろんのこと、その他の機関でも食品安全法の影響のある機関はこのインパクト評価プロセスに参加しなければならないことになっている。MARDやMOITは管轄分野について改定案を出す。また、改定案作成に際しては、施行にあたって予測されるリスクの評価も行うこととなっている。こうしたプロセスを経て改定案が作成されると、政府に提出され、政府が承認すると国会に提出し、正式な承認となる、というプロセ

スである。今後の改定予定は、2023年、2024年に改定案の準備を行い、2025年には国会に提案予定である。

- (海外) 食中毒発生時の業務フローは？
 - (課長) その話に入る前に、食品安全に関する責任と原則を説明したい。原則は、食品安全法の第3条に記載されており、MOH、MARD、MOITの3省庁が管轄省庁として定められているが、食品安全はすべての組織の責任であるとしている。また、食品安全法第61条では、MOHは窓口であるが、食品安全は政府の責任であるとしている。原則としては、「社会経済に適すること」としており、また、「食品生産・販売は条件を満たしていること」「省庁間の連携で管理すること」としている。2018年の第15号政令の第36条には品目管理について記載しており、MOHは6品目のみ、MOITは12品目、MARDは19品目である。
 - (課長) 食中毒が発生したら、対応手順を定めるのはMOHだが、実際に対応を行うのは食中毒が発生した省の人民委員会であり、彼らが主体となって原因調査を行う。患者の治療などはMOH管轄(病院)だが、原因調査や分析は省の人民委員会が主体となって行い、原因が判明したら、その品目の管轄省庁にその旨連絡し、その先の指導などは管轄省庁が行う。食品汚染の対応手順は、第53条に記載があるが、例えば先日フナイエン省でお酒を飲んだ人が亡くなったが、原因を調べたらお酒にメタノールが混入していたことが分かった。この場合は、お酒の管轄省庁である地域のDOITに連絡し、生産者をさかのぼって対応する。MOHは中央レベルの行政管理機関なので、食中毒案件の原因究明は、自らは実施していない。
- (渡辺) 2018年第15条政令に「MOHの責任・役割」を記載した箇所があり、そこに「認証業務や、紛争が生じた場合の最終判断を行う検査施設を、MOHが指定する」と記載されている。MOHは、既に認証業務を行う検査施設をお持ちか。
 - (課長) 認証検査室を指定している。
 - (渡辺) 具体的にどこの施設か、教えてほしい。
 - (課長) どの施設、と回答はできない。ケースごとに必要な検査項目が異なるため、検査項目により、公的機関のなかから指定している(注:以下の質問回答により、具体的な施設は三つあることを確認した)。
- (海外) MOHは検査所をお持ちか。ある場合、何カ所あるか。
 - (課長) 45カ所の検査所を指定している。このほかに、認証までできる施設を3カ所指定している。この3カ所は、国立食品管理研究所(NIFC)、国立栄養研究所(NIN)とホーチミン市公衆衛生研究所(IPH)の3施設である。

<面談記録> 国立食品管理研究所（NIFC）ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月5日 16:00-17:40
訪 問 先	NIFC（※MOH傘下の独立行政法人）
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	NIFC Mr. Tran Cao Son, Deputy Director Ms. Le Thi Phuong Thao, Head of Quality Assurance Div. Mr. Pham Nhu Trong, In-charge of Training and International Cooperation Div. Ms. Nghiem Thi Ngoc Huyen, Staff of Training and International Cooperation Div. Mr. Tran Thanh Son, Staff of Quality Assurance Div.
調査団員	海外、渡辺（記録）
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、NIFCの短い紹介ビデオ（英語）を見せていただいた。その後、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （NIFC）NIFCは2009年設立、ハノイ、ハイフォン、ランソン、HCMCの四つの事務所をもち八つのラボを有している（ラボはすべてハノイ事務所内にあり、ハノイ以外の事務所にはラボは併設していない。サンプルの採取を実施している）。残留化学物質、微生物、動物、植物などさまざまな分析業務を実施しており、MOHのほかMARD、MOITの業務も請け負っている。MARDの指定検査室になっている。研修業務も実施しており、熟練度テスト、標準物質の製造なども実施している。ISO17025、17020（検定）、17065（認証）、17021と22003（管理システム）、17034（熟練度試験）、17043（標準テスト）を取得している。17034と17043は、今、ベトナム国内に認定機関がないため、米国の基準で取得している。 ● （NIFC）本センターは、仲裁・検査・認証を行っている。仲裁、というのは、認証のことである。 →（渡辺）実際に検査結果が異なることによって生じた争議の仲裁を実施しているか。 →（NIFC）やっている。国内で仲裁ができるのは、NIFCのみである。NIFCはMOH傘下の機関であり、MOHの認証機関として指定されているほか、MOITの認証機関としても指定されている。MARDは、認証機関を指定していないので、NIFCはMARDの認証機関ではない。MARDは事案が発生したら、その都度MARD内の検査機関を仲裁機関として任命している。 ● （渡辺）MARDの認証機関指定は受けていないが、MARDの分析業務は請け負っているということだったので、農産物の分析業務も実施は可能と理解してよいか。残留農薬など。 →（NIFC）NIFCは食品の生産段階（肥料、飼料など）から流通・販売（包装材など）まで全工程における安全に関する分析業務ができることをめざしている。残留農薬なども含み、その辺りは基本的な分析と理解している。NIFCは輸出先国の基準検査等も含めすべて実施できる。そのほか、コロナ検査も実施している。食中毒が発生したときには、地方行政機関とともにサンプリングに赴き分析業務に携わっている。人間の血液や唾液の検査も行っている。 ● （海外）RETAQセンターとの役割分担は、どのようになるか。NIFCがおおむねカ

バーしているようにも思えるが。
 → (NIFC) 例えば、NIFC は植物の病気に関する分析は実施していないので、そうした分野は MARD の DPP の検査機関が高い能力をもっている。NIFC は、植物に残留する薬品の分析はやっている (ベトナム食品安全に係る関係分析機関の組織図を提示)。
 → (海外) この組織図を共有頂けるか。
 → (NIFC) 問題ない。共有する。

- (NIFC) NIFC は、また、毎年 MOH から予算をもらって、MOH の依頼でサンプル調査を行っている。問題が見つかったら、MOH の VFA (食品安全局) に報告するとともに、サンプルを採取した市省の DOH 内の食品安全支局、そして生産者にも報告している。さらに、そのサンプルが採取した市省と異なる市省で販売されるのであれば、そこの DOH にも報告する。
 → (渡辺) このサンプル調査は、だれが調査対象を決めているか。
 → (NIFC) NIFC が食品安全リスクをかんがみて調査対象を決め、計画を作成し、MOH に提案して、予算配分を受けたうえで実施している。
 → (海外) このサンプル調査は、全国が対象か。
 → (NIFC) 全国で実施できる (能力的に) が、ほかにも多くの検査機関があるので、このサンプル調査は北部のみを対象としている。
 → (海外) 紛争の件数は、共有頂けるか。
 → (NIFC) 例えば、2021 年では 2,488 件のサンプル調査を実施したが、そのうち 5.11% がリスクのあるものだった。紛争そのもののデータはないが、サンプル調査とは別に、MOH が実施する施設監査で実施したサンプル調査結果があり (監査自体は MOH が実施、MOH からサンプルの分析依頼を NIFC が受けて実施)、359 件のサンプル調査を実施したなかには、紛争を生じた事例があった。紛争そのものに関するデータはない。
 → (NIFC) HCMC では、食品安全委員会 (注: 食品安全分野について、省庁横断的に設置されている。現在は HCMC、ダナン市、バックニン省の 3 省市のみ設置) がサンプリング調査を実施しており、委員会から依頼を受けて NIFC が分析している。NIFC は、検査項目に応じて必要な ISO 等を取得している。
- (海外) 検査実績は?
 → (NIFC) 詳細なデータは準備していないが、年間 5 万件ほどの検査を実施している。実施できる試験方法は、5,040 ほど。検査方法はすべて MOST に登録している。
- (海外) 研修実績は? 対象はだれか。
 → (NIFC) 研修も多数実施している。NIFC 内に研修室、研修用のラボもあり、研修生が NIFC に来て受講する場合もあれば、NIFC が出張して相手のラボで分析技術の研修を実施することもある。検査方法、サンプルの取り方、分析技術など、NIFC が有する技術に関してはすべて研修している。対象は公的機関もあれば、民間もある。MOH 傘下の施設であるので、MOH 傘下の検査機関の研修は、無料で実施している。最近では、Thanh Hoa 省 DARD 内の NAFIQAD の下部組織に対して、80 検査項目につき研修を実施した。
- ヒアリング後、研修施設及びラボを見せていただいた。ラボは、食中毒関連の分析を行うラボ、栄養補助食品を行うラボ、微生物検査を行うラボ (伝統的な微生物検査のスペースと、PCR 検査、DNA 検査、シーケンシングなどを行うスペースが分

	かれていた) があり、微生物検査のラボはバイオセーフティーレベル2 のこと。 別の階にバイオセーフティーレベル3 のラボもあるが、まだ稼働していないとのこと。
--	--

また、NIFC では、標準物質の製造も実施しているとのこと。

<面談記録> NAFIQAD 支局 4 ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8 月 8 日 9:00-10:00
訪 問 先	NAFIQAD 支局 4
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	NAFIQAD 支局 4 Mr. Khuc Tuan Anh, Director Mr. Nguyen Thoang Huy Dat, Deputy Director Mr. Nguyen Tien Dung, Head of Microbiological Analysis Div. Mr. Vo Lei Theu, Deputy Head of Chemical Analysis Div. Mr. Dao Thanh Tam, Officer
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Dr. Tran Dang Ninh, Director, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。別途、NAFIQAD 支局 4 の資料 (ベトナム語) を頂いた。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● (海外) NAFIQAD 支局 4 の業務内容は？ → (Mr. Anh) 輸出物の検査を実施している。政府から委託されているのは、①二枚貝 (海洋生物の毒素、薬品、重金属)、②養殖水産物の残留化学物質 (重金属、薬品を含む)、③養殖場のモニタリングサンプルの採取、である。③は毎年計画を策定し実施している。 ● (溝江) 農産物の分析をやっているか。 → (Mr. Anh) 政府の仕事ではやっていない。企業から委託を受けた場合は、実施している。農産物については、政府の分析業務は DPP が担当しており、NAFIQAD 支局 4 ではない。 ● (海外) RETAQ センターとの関連性や業務の役割分担は？ → (Mr. Anh) RETAQ センターの重要な役割は、検査結果が各検査所で異なる場合に、どちらが正しいかを判断してもらうこと (認証業務) と考えている。 → (溝江) 今は RETAQ センターはまだ稼働していないが、MARD の認証業務 (検査結果が検査所によって異なった場合の判断) はどの機関が実施しているか。 → (Mr. Anh) 今は MARD の認証センターがまだないため、各検査機関が責任をもって分析している。このため、RETAQ センターの設立が必要。 ● (海外) NAFIQAD 支局 4 の担当地域での国内消費や輸出の際の検査手続きのプロセスはどのようなものか。 → (Mr. Anh) 支局 4 の管轄地域は、Binh Phuoc 省以南 (中南部～メコンデルタ地域) の 10 省である。業務内容は、水産関連の輸出物のロット検査と輸出証明書の発行。EU 等、ベトナムが協定を締結している国においては、NAFIQAD から発行した証明書が必須となる。なお、日本とベトナムは、協定を締結していないので、政府の証明書は必須ではない。国内関連の業務は実施していない。また、輸出品物の検査だけでなく、サンプリング調査や、検査所の監査も実施する。 ● (海外) 輸出証明の発行フローは？ 証明書を発行するのにどれくらいの期間がかかるか、など。

- (Mr. Anh) サンプル検査が必要な場合は、発行に 10 日ほどかかる。サンプル検査が不要な場合は翌日に発行できる。
- (海外) 検査費用はそれぞれ 20 万 VND、10 万 VND とあるが。
- (Mr. Anh) 検査費用は、政府にて定められている。なお、この金額は、証明書発行に係る費用のみであり、検査は別途費用がかかる。検査費用は検査所ごとに設定するが、同等程度の金額。
- (溝江) 予算や、政府の業務と民間企業からの業務割合は？
 - (Mr. Anh) 政府からの依頼事項は政府予算にて実施するが、全体予算の 3~4% 程度で、近年減少傾向である。9 割以上が企業からの検査依頼であり、こちらは年 10% の割合で増えている。
- (海外) 食中毒が発生した場合のフローは？
 - (Mr. Anh) MOH が中心となって患者の治療と原因究明にあたる。原因となった食品の管轄省庁がトレースと指導にあたる。また、対応のイメージとしては、食中毒の発生場所がレストランであれば MOH、市場であれば MOIT、原産地であれば MARD といった具合。支局 4 は、MARD から指示されれば分析を行う。
 - (海外) MOH は、地域の人民委員会が中心となって対応する、という話だったが。
 - (Mr. Anh) そのとおりである。先ほど自分が話したことと同じ意味である。
- (溝江) 輸出品と国内市場向け産品、NAFIQAD 支局 4 の分析業務の割合は？
 - (Mr. Anh) NAFIQAD 支局 4 の業務は、99% が輸出向け産品の分析業務である。国内市場向けはごくわずかで、企業が自己モニタリングのために依頼してくる場合のみである。
 - (溝江) 農産物はどのような品目を分析しているか。
 - (Mr. Anh) 輸出用のコメ、サツマイモ、コーヒーなどである。業務全体に占める割合は、1% にも満たない。ごくわずかである。
- (仲田) 分析業務の質について伺いたい。微生物、化学薬品、重金属など分析業務の分野のうち、技術面で課題があるのはどこか。
 - (Mr. Anh) 大きな課題はないが、予算の都合で設備投資がまだ不足している点はある。
- (溝江) ベトナムで輸出前検査を行い、輸出先の国でも検査を行う、というように複数回検査を実施するといった話を民間企業から伺ったが、分析結果のずれが生じて問題になるケースは？
 - (Mr. Anh) ほとんどない。ごくまれに発生することもあるが、差異は小さく争議にはなっていない。なお、将来的に争議になった場合は RETAQ が仲裁機関となることを期待。
- (仲田) NAFIQAD 支局 1~6 があるが、SOP は全国で統一的なものがあるか。
 - (Mr. Anh) 政府が定めるメインの SOP に基づいて、それぞれのセンターに合うよう修正している。輸出先の SOP に合わせている。
 - (仲田) 政府の SOP を決める仕組みがある、という理解でよいか。
 - (Mr. Anh) SOP を定める仕組みは、まだない。重要な点は、輸出先国の要請もあるので、それに応じた方法をとる必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> • (溝江) 検査員の育成は、どのように行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Anh) 自分たちで計画して実施している研修や、MOST、MOH など外部の機会を活用している場合もある。海外研修の場合は、ドナー支援による。 → (溝江) RETAQ センターに実施してほしい研修はあるか。 → (Mr. Anh) 分析能力、新しい設備の使い方、新しい手法、検査室の環境整備、新人研修などを期待する。 • (溝江) ISO 取得は？ <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Anh) ISO17025、9001、17020、17021、17065、22003 を取得している。20年前から持っている。
--	--

<面談記録> Trung Son Corporation ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月8日 10:30-11:30
訪 問 先	Trung Son Corporation
面談場所	同上（会議室）
面 談 者	Trung Son Corporation Mr. Tran Ngoc Hung, Quality Control Manager（他1名）
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺（記録）
同 行 者	Dr. Tran Dang Ninh, Director, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、質問票への回答に沿って聞き取りを行った。聞き取り結果は、以下のとおり。 ● （Mr. Hung） 当社は、海産物の加工工場であり、ベトナム国内に五つの工場をもっている。HCMC のこの工場と、フンイエン省に一つ、メコンデルタに二つ、ドンアン省に一つである。この工場の職員は 550～600 名程度、事務員は 200 名程度である。主にサケ、サバ、カニを輸出している。この工場だけで年間 36 万トンを輸出しており、主要な輸出先は、台湾、香港が 3～4%、EU が 2%ほど、残りはすべて日本である。当社の他の工場は、東南アジア（マレーシアやシンガポール等）への輸出も多い。 ● （海外） 輸出する際の検査手順やルールは？ → （Mr. Hung） ベトナムの基準と輸出先市場の基準を守るよう、検査を行っている。加えて、輸出先企業（日本企業）の求めるルールにも沿うように検査している。 ● （海外） 具体的にはどのような検査を行っているか。 → （Mr. Hung） インスタント食品の場合は、TPC（Total Plate Count）、大腸菌検査、VPO（ビブリオ腸菌）、エコリー、サルモネラ、ブドウ球菌などの検査である。貨物ロットごとに検査を行っており、すべての病原菌につき検査すると 5～7 日かかる。検査は、すべて NAFIQAD 支局 4 に依頼している。輸出証明を発行してもらう必要があるため。輸出先企業の要望で民間検査機関（MOH のパスツール研究所など）で検査する場合もある。検査費用は、支局 4 に依頼する分は当社が負担、輸出先企業の要望で別途検査する場合は、商品価格に乗せて客に請求している。 ● （海外） 検査で難しさを感じているところ、困っていることはあるか。 → （Mr. Hung） TPC は日本とベトナムで基準が違う。日本のルールでは、5 サンプル検査し、すべての細菌数が 10 の 5 乗以下なら合格だが、ベトナムのルールでは、五つのうち 2 サンプルは 10 の 4 乗～10 の 5 乗の範囲内で、残りの 3 サンプルが 10 の 4 乗以下でないとならず、ベトナムの方が基準が厳しい。検査方法が日本とベトナムで統一されることを期待している。 検査で引っかかることはほとんどないが、たまに大腸菌検査で不合格になる。 ● （海外） サンプルを NAFIQAD 支局 4 に運ぶ間に冷凍がとけてしまう、など問題はないか。 → （NAFIQAD 支局 4） サンプルに問題があれば、NAFIQAD 支局 4 から工場にフィードバックし、別のサンプルを採取するので問題ない。 ● （海外） 自社内で検査を実施することは可能か。

	<p>→ (Mr. Hung) 自社にラボがあり、TPC や大腸菌、エコリー、サルモネラ、ビブリオ球菌、すべて検査ができるが、これはあくまでもモニタリングの一環として実施しており、輸出前はすべて NAFIQAD 支局 4 で検査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (仲田) HACCP を導入しているとのことだが、生産工程で特に気をつけていることは？ <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Hung) 当社で製造しているのはインスタント食品なので、大腸菌はゼロでなければならない。したがって、食品の洗浄や殺菌などに特に注意している。CCP (重要管理点) の項目は、品目ごとに決まっているので、それに沿って実施している。 ● (溝江) 民間の検査機関もあるなか、なぜ、すべての検査を NAFIQAD 支局 4 で実施しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Hung) 輸出証明書が必要な場合は、NAFIQAD 支局 4 で検査をする必要があることと (民間企業は証明書を発行できない)、それ以外の場合も、これまでの習慣、経験で NAFIQAD 支局 4 で実施している。新しい検査機関を利用するには、その検査機関の能力を測ることが必要になる。 → (溝江) 民間の検査機関と NAFIQAD 支局 4 とで検査料金は異なるか。 → (Mr. Hung) 検査料金は変わらない。 ● (溝江) 他の四つの工場でも NAFIQAD 支局を利用しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Hung) そうだ。 → (溝江) 支局間に違いはあるか。検査の速さなど。 → (Mr. Hung) 当工場は支局 4 のみ利用。他の支局は使ったことがないので分からない。 ● (仲田) 検査項目について、基本的に生物検査を行っているが、化学検査 (薬品、ホルモン) の必要性は？ <ul style="list-style-type: none"> → (Mr. Hung) 当工場は養殖と漁獲による水産物の両方を扱っている。生物検査以外に、重金属、成長剤、化学物質の分析は必要で、実施している。重金属は、一部 NAFIQAD 支局 4 では実施できないので、民間検査機関に依頼している。
--	---

<面談記録> SGS Vietnam Ltd. ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月8日 14:00-15:10
訪 問 先	SGS Vietnam Ltd.
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	SGS Vietnam Ltd. Mr. Nguyen Tan Thoi, Business Manager Mr. Xu Lam, Food Laboratory Manager
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Dr. Tran Dang Ninh, Director, RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び訪問の目的説明ののち、SGS 側より、パワーポイント資料を用いて業務概要の説明を受け、その後聞き取りを行った。概要は、以下のとおり。 ● (SGS) SGS は多くの国々で業務展開しているグローバル企業であり、北東アジア地域 (モンゴル、中国、香港、日本、韓国、台湾、ベトナム) に 100 カ所の拠点、200 のラボを有している。ベトナムでは、1989 年に業務を開始しており、本部を HCMC に置き、ハノイ、ハイフォン、クアンニン、カントーに支所 (事務所)、HCMC、ハイフォン、クアンニン、カントー、タイグエンにラボを有している。ベトナム全体で 1,500 名の職員を有する。 七つの分野において事業展開しており、その一つである「Health and Nutrition」において食品安全性検査、研修、監査、証明、コンサルティングなどの業務を展開している。検査は、生物学的試験 (サルモネラ、リステリアなど)、RNA/PCR 検査 (GMO、DNA の抽出など)、抗生物質検査、農薬検査などを行っており、24 時間稼働している (カバーする品目は、魚介類、野菜、果物、乳製品、農産物、飼料、飲料)。この HCMC 本部には、検査棟 (ラボ) が五つあり、圧力調整と換気も 24 時間稼働している。アレルギー検査も実施しており、CODEX の項目にすべて対応できる。定性分析と定量 PCR 分析の両方でアレルギーの分析をしている。 ラボは、食品のカテゴリーごとに分けている。ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS)、液体クロマトグラフ質量分析計 (LC/MS)、ガスクロマトグラフ・タンデム質量分析計 (GC/MSMS) を有し、抗生物質、ビタミン、有機酸、病原性微生物、アミノ酸、残留農薬などの分析に活用している。 ● (仲田) 分析対象は、輸出用の食品がメインかと思うが、国内消費用の食品に対する分析業務のニーズはどうか。 → (SGS) 輸出品の検査がメインである。SGS 顧客の 3 割は企業や生産者、購入者などが自己モニタリングの目的で実施している。政府機関等の監査の際に、その結果を提示するなど活用している。 → (溝江) 購入者とは？ → (SGS) 輸出先のバイヤーである。日本の場合もあるが、米国やヨーロッパのケースが多い。また、ベトナム周辺国の生産物の検査依頼もある。 <p>(仲田) ベトナムにおける検査の品質管理の課題は、何と考えるか。 → (SGS) SGS は、グループ内で検査方法を標準化し、全世界の拠点で統一の方法により分析している。品質管理については委員会があり、拠点に対して技術的な支援や監査などを実施し品質管理を徹底している。</p>

ベトナム国内の他の民間検査機関は熟練度試験 (PT) を受けていないところも多い。SGS では毎年 PT を実施しており、バイヤーはこの PT を受けているかどうか等を確認している。

しかし、高い品質の検査業務を行っているため、SGS のサービス価格は高く、競争は厳しい。

- (仲田) ベトナムにおける検査機器の維持管理面で問題はあるか。
→ (SGS) ベトナム国内で問題ない。ISO17025 に適用する維持管理を実施しており、ベトナム国内で維持管理サービスを受けられる会社の分析機器を導入している。具体的な企業名としては、Waters、Thermo、Agilent など。
- (仲田) 検査業務のニーズは高まっているか。
→ (SGS) ニーズは増えている。EU 等の規制が厳しくなっており、1 コンテナにつき、昔は 1 サンプルの分析でよかったものが、今は 50 サンプルを採取し検査する必要がある。したがって、分析ニーズは増えている。
- (仲田) 輸出の農産物はどのような製品の検査が多いか。
→ (SGS) カシューナッツ、コーヒー、コショウ、野菜、果物、水産などである。
→ (仲田) 野菜検査で、よく問題として挙がる物質はあるか。
→ (SGS) 検査項目は輸出相手国にもよるので、まちまち。農薬、大腸菌群、サルモネラ等はある。水産物の場合は抗生剤等。
- (仲田) 電気、水道など検査業務実施の環境に問題はないか。
→ (SGS) 工業団地内に立地しているため、電気は優先的に配電されており問題ない。水道も問題ない。
- (海外) 他の検査機関と関係性はあるか。
→ (SGS) 検査できない項目は、海洋生物の毒やダイオキシン。これらについては、外注せざるを得ず、VinaControl と NAFIQAD 支局 4 に出して検査してもらう。ただまれではある。
- (溝江) ISO は、何を取得しているか。
→ (SGS) たくさんある。MOST の営業ライセンス、ISO17025 を MOST から取得している。ほかは ISO17020 (監査)、ISO9001 など。

<面談記録>MARD 国際協力局 (ICD) ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月9日 9:00-11:00
訪 問 先	ICD, MARD
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	Mr. Dang Quang Huy, ICD, MARD Dr. Tran Dang Ninh, Director, RETAQ Centre Mr. Lam, RETAQ Centre JICA 農業振興アドバイザー 茂木専門家
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつのち、ICD 側より、本日 ICD 局長は急きよ MARD 大臣に同行し出張中で不在である旨説明があった。また、日越の深い関係性、両政府間の八つの覚書のうちのの一つや、両国の中長期ビジョン (2024 年まで対象) に食品安全が一つのビジョンとして言及されている点等につき説明があった。その後の主な発言内容は、以下のとおり。 ● (ICD) 現在実施中の北部安全作物バリューチェーン強化技プロは国内消費を主な対象としているが、本事業は、国内と国外輸出の両方を含んでいる。輸出産品を対象とする RETAQ センター案件を要請する理由は、幾つかある。①ベトナム国内国民に安全な食品を供給できる、②国際コミュニティ (商業協定) の定める基準を満たす必要がある、③各協定に定められている技術的な壁を乗り越えるため、に要請した。2007 年の世界貿易機関 (WTO) 加盟後、ベトナムは世界のサプライチェーンのなかで大きな役割を果たしている。コロナでいろいろな課題が出ているが、そのなかでも農産物のサプライは大きな課題であり、今後ベトナムは世界でも有数の供給先になりたいと考えている。一方、ベトナム国内では農産物栽培の際に農薬や化学肥料を使い、残留農薬などの問題があり、輸出の大きなチャレンジとなっている。こうした背景を踏まえて、ベトナム政府と各関係省庁はこの課題を認識し、より良い生産物を市場に出すために、法令の制定など改善に努めてきた。他方、ベトナム国内のリソース以外にドナーからの支援も重要。例えばこれまでにオランダや国連食糧農業機関 (FAO) を通じてさまざまな成果が出た。 ● (ICD) 日本政府からの支援により、2014 年から食品安全分野での支援を実施頂いており、最初は、サプライチェーン強化、その後は、RETAQ 無償、そして今回は RETAQ への技術協力となり、これら案件にて食品安全分野での改善を図っている。他方、ベトナム国内に、仲裁センターがまだない。現在、各省庁傘下の検査センターはたくさんあるが、検査の結果が異なる場合の仲裁・認証センターが指定されておらず、輸出証明書を発行して輸出したのに輸出先国の検疫で不合格になる、というケースが発生した際に仲裁センターが必要となる。 ● (海外) (添付プレゼン資料に沿って、本調査の目的等を説明) ● (ICD) 詳細計画の概要、事前評価の方法等につき、賛成。ベトナム政府の政令 114 号にも合致している。ベトナムも同様で、要請書の作成の際に評価 6 項目と同じような項目について検討している。ベトナム側の投入やベトナム側負担予算について、今回詳細計画で検討頂き、ミニッツ等に明記してほしい。 ● (ICD) この案件に限らず、JICA のプロジェクト全体についてだが、日本側のプロ

セスとベトナム側の承認のプロセスに差があり、課題が生じている。ベトナム側は正式に承認する前にプロジェクトドキュメントを必要とする。本件は正式に要請して約2年たち、今回ようやく詳細計画調査団が来たが、調査団訪問にて案件の内容を詰めたら、その後、改めて予算などの投入を修正したプロジェクトドキュメントをベトナム政府にて再承認する必要性が生じており、こうした状況は他ドナーとは異なる。ベトナム側で承認されたら、できるだけ早く詳細計画の調査団を送ってほしい。また、立案した予算計画書は、できるだけ迅速・十分に執行してほしい。そうすることで、ベトナム側のカウンターパートファンドの準備と執行が速やかになる。

- (ICD) もう1点、ODA事業の実施に係る政令114号にて、ベトナム側負担項目は、カウンターパートファンドで負担できない項目があるので、その点も留意願いたい。
- (溝江) カウンターパートファンドは、日本側支出の何%とか決まりがあるか。
 - (ICD) 明確な決まりはないが、暗黙の了解で「10%未満」となっている。その範囲内なら承認される可能性が高いが、超えると基本的に承認されない。かつ、執行できる項目が決まっている。
 - (仲田) 執行できない項目は、具体的には何か。
 - (ICD) 例えば、車両に関する手続き。ドライバー、ガソリンなど車両によって発生した費用はカウンターパートファンドでは支出できない。一部は支払えるかもしれないが、すべてはできない。北部安全作物バリューチェーン技プロでの車両の件は承知しているが、内部で課題になっている。
 - (仲田) このような状況はなぜ生じているか。法律の問題か。
 - (ICD) ベトナムのODA事業管理政令114号は、現在改定を検討中。特に借款案件にこの政令関係でいろいろ課題が生じたので、現在対応中である。ベトナム政府と日本政府の政策会議での議論で、両国の承認プロセスのタイムラグについてずいぶん議論した。借款の案件では、実施計画、予算、総事業費など必ず求められる。技術協力案件では、あまり影響はないだろう。
 - (溝江) コメントに感謝する。日本もさまざまなスキームで協力しており、遅れを生じているものもあるかと思う。

本案件に関し補足する。本事業は本来2020年度に採択したかったが、採択が遅れたのは、ベトナム側で無償案件に遅れがあったため。現在はRETAQセンターも建設されたので、今後は遅れを生じないように努めたい。また、本案件はRETAQセンターの能力強化なので、カウンターパートファンドの支出については大きな問題は生じないものと期待している。
 - (ICD) 賛成である。調査団の滞在中に、できるだけ詳細に内容を詰めて議論してほしい。
- (ICD) 質問票回答を準備したので、お渡しする。
- (海外) カウンターパートファンドで支出できない項目は、具体的にはRETAQセンターと協議すればよいか。
 - (ICD) そのとおり。
- (海外) 無償が遅れると本技プロも遅れると考えているが、無償の進捗状況はいかが。

- (ICD) 無償に遅れが生じているのは、財務省 (MOF) の決定が遅れたことによるものである。進捗の重要性は認識している。MARD は予算執行もいつも一番迅速であり、本案件においても全面的に達成に努めるが、省庁間の問題もあり、特に MOF は難しい。時間がかかる。
- (溝江) 支払授權書 (Authorization to Pay : AP) の問題は解決したか。
- (ICD) MOF からの回答は、まだである。今週もらえると返事はあったが。
- (溝江) 詳細計画調査団の滞在中に返答を得ることを期待したい。
- (RETAQ センター-Dr. Ninh) AP の問題は、3 カ月も解決できずにいた。そのため、技術協力プロジェクトの開始も 3 カ月遅らせ、2023 年 6 月にすることが望ましいと考えている。
- (ICD) AP をもらった時点で確実に無償が終了する時期が分かるので、それで技術協力プロジェクトの開始時期が決められる。

- (溝江) プロジェクトドキュメントの再提出の承認には、どの程度時間がかかるか。
 - (ICD) 本来ならそれほど時間はかからないが、出し直しの際に関係省庁のコメント取り付けが必要となる。MOF もコメントを取り付けるので、時間は 3 カ月程度かかる。

- (海外) 手元に頂いているのは、プロジェクトドキュメントか。
 - (ICD、RETAQ センター) そうだ。
 - (海外) 本調査終了後に、このプロジェクトドキュメントに添付のプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) などもすべて修正するというのか。
 - (RETAQ センター) そうだ。
 - (海外) コメントを取り付ける省庁は？
 - (ICD) コメント取り付けが必須なのは、MOF と MPI (計画投資省)。また、今回案件の場合は、MOH、MOIT、MOST も必要となる。車両関係の予算が発生すると首相意見取り付けも必要となる。
 - (溝江) 予算措置のタイミングは？
 - (ICD) プロセスだが、修正プロジェクトドキュメントに別添で予算計画を提出し、MARD 大臣の承認を得て執行、という流れとなる。基本、技プロ案件はそれほど承認審査は厳しくない。技プロのカウンターパートファンドは、省庁の毎年の予算のなかから支出されるため。借款は金額が大きいので、中期予算計画に乗せる必要があり、そうすると国会に提出しないといけないので時間がかかる。
 - (海外) 年度途中で本案件が開始されても問題はないか。
 - (ICD) 年の前期・後期で予算計画をする。後期の分は前期に計画するので問題ない。
 - (溝江) プロジェクトドキュメントの承認に 3 カ月かかるとして、予算計画は間に合うか。
 - (ICD、RETAQ センター) プロジェクトドキュメントの修正時に予算計画も同時に行うため、問題ないと考えている。
 - (溝江) いつまでに予算計画すれば間に合うか。
 - (ICD) 予算が承認されれば、すぐに執行できる。承認の翌日から執行できる。MARD 大臣の管轄で執行できるので、問題ない。ぜひ、今回詳細計画で予算の負担項目も議論してほしい。

<面談記録>RETAQ センターヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月9日 14:00-16:00
訪 問 先	RETAQ センター
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	RETAQ センター Dr. Tran Dang Ninh, Director Mr. Nguyen Dinh Anh, Vice Director Mr. Dang Viet Yen, Vice Director Mr. Do Duc Ban, Incharge of Quality Control Dept. Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy, Head of Inspection and Reference Testing Div. Mr. Vu Tuan Long, Inspector, Inspection and Reference Testing Div. Mr. Phan Thai Long, General Affairs Div. Ms. Thun, Financial Div.
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本日面談の目的の説明ののち、議論を行った。議論の内容は、以下のとおり。 ● (Dr. Ninh) 今回の調査日程について、成果と活動を明確にしなければいけないが、プロジェクトドキュメントに活動をかなり明確に書いてある。 ● (海外) RETAQ センターが担当する業務内容を、もう少し詳細・具体的に教えてほしい。 → (Dr. Ninh) RETAQ センターは独立行政法人であり、国の業務のために設立される組織。法律で定められたことを遂行する。機能と任務と権限は、食品安全法第47条、MARD 決定第446号に定められたとおりである。 ● (溝江) センター長のボスは、だれか。RETAQ センターは、どの機関の下部に当たるか。 → (Dr. Ninh) 現在は、NAFIQAD の長である。そもそも、RETAQ センターは MARD 傘下のセンターとして想定されているが、当時は施設設備機材と人員が十分でなかったため、当時の MARD 大臣が NAFIQAD 傘下のセンターとして位置づけた。稼働後は、MARD は、RETAQ センターの機能と位置づけを見直すかもしれない。 当センターは、SPS の認証、動物・植物検疫の遂行を検討しているが、NAFIQAD 傘下の今の位置づけだと、その業務はできない、したがって、当面は食品安全について強化したい。そして、その分野が定着したのち、動物・植物の検疫もできるようにしたいと考えている。 → (仲田) 検疫、とは輸出入時の検疫か。国内流通は考えていないか。 → (Dr. Ninh) そのとおり。輸出入の検疫である。現在は、DPP と DAH が実施しているが、DPP、DAH の検査室では認証業務は実施できておらず、MARD の期待に応えるには、長い道のりがある。日越イニシアティブの会議で、SPS 技術センターという名前で当センターの案を出した経緯があるが、当面は食品安全に関する業務を扱いたい。 ● (仲田) 分析結果の食い違い、輸出先のリジェクトなどに係る仲裁業務は、業務量的にはどの程度あるか。これまでの聞き取りでは、あまり多くはないイメージをもっているが。

→ (Dr. Ninh) 検査室の結果が異なっているのは、事実である。輸出時のリジェクト、警告の割合は、1~2%程度である。これは、金額が高いロットと RETAQ センターが把握しているロットのみの割合であり、実際にはもっとあるだろう。輸出企業だけで解決できた事例は、報告していないので把握していない。国内消費については、現在の規定では、検査結果をそのまま使う、ということになっており、検査結果に疑問等がある場合は、法律上での争議のフレームがまだ存在していない。また、PT テスト (熟練度テスト) に不合格になる検査機関もあるが、いつから不合格 (不適合) だったのか、それをどう処理するか、といったフレームワークがない。したがって、検査機関間の平等と競争を担保するためには、認証センターが必要。EU では数十年前から認証を行っている。原則的には、検査機関間の同等性を確認し、相互認定 (EU とベトナム) がなされている。

→ (仲田) ベトナムには、同等性を確認された検査機関がまだない、ということか。

→ (Dr. Ninh) ベトナムではまだ、その施設がない。補足すると、現在ベトナム政府は、検査業務はできるだけ社会化 (民営化) する方針をもっている。現在、公的機関と民間検査機関は同じ業務を担っており、競争している。昨日訪問した SGS も、現在、MARD の指定検査機関となっている。NAFIQAD 支局 1~6 は、今後は国営企業になってもらう方針で、そうすると国からの予算措置はなくなる。今後は、国からの投資は認証機関のみになる。このような背景もあり、仲裁機関が必要となる。

→ (仲田) 国として行うべきモニタリング (インスペクション: 基準を守っているかどうかを確認し、指導する) は、国の業務として残るのか。

→ (Dr. Ninh) それは国の機能なので、変更なし。

→ (仲田) そのインスペクションの検査は、民間企業でも公的機関でも実施できる、ということか。

→ (Dr. Ninh) そうだ。

- (溝江) 検査結果が異なることはよくある、と話があったが、その検査結果を出しているのはどこか。NAFIQAD 支局か。

→ (Dr. Ninh) NAFIQAD 支局もそうであるし、民間の検査機関もそうである。違反した施設には罰則を科している。

→ (溝江) 民間の検査機関は、HCMC やカントーなど限られた地域にしかないように思うが。

→ (Dr. Ninh) 主に HCMC とカントーだが、ハノイにもある。リストを共有する。

- (海外) RETAQ センターの役割としては、①今 NAFIQAD 支局がやっている検査業務、②争議の仲裁、③検査技術の研修、④今ない検査方法をつくる、くらいかと思うが、それぞれの割合は？

→ (Dr. Ninh) まず時間をかけてやるべきは、「レファレンス方法の構築」(①)。標準の検査方法をもつ必要がある。それができたら研修を行って、各検査室など (民間含む) に指導する。②は PT テスト、試験官のテストがある。③は争議の処理。現在、リスクマネジメントの機能も RETAQ センターの機能に入っている。④各研修、検査の結果を踏まえて報告をまとめて、行政管理機関に対して規定や上限値、新しい基準の提案を行う。今まで、食品安全に関する国家の基準の策定の際には、RETAQ センターも参加している。ここ数年は豚肉、牛肉に関する国家基準を作成した。今は、マグロの国家基準を作成している。現在、ラボがまだないので、NAFIQAD 支局を活用して実施している。

→ (仲田) 食品安全基準を決めるのは MOH で、MOH と協力してつくる、という理解をしている。リスクマネジメントのいろいろな試験があるなかで、農産物の生

	<p>産プロセスで発生するリスク分析を MARD の管轄で実施していると理解したが、それで正しいか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 今、ベトナムも基本的には日本と同じ方法で実施している。農業分野に関する必須適用の部分は MARD が作成、MOH に提出して MOH が窓口となって国会に提出して承認、となる。</p> <p>→ (溝江) 最初に力を入れたいと話していた食品安全の部分は、今の話の①や②の部分か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そうだ。</p> <p>→ (溝江) 今後は NAFIQAD 支局が国営企業になることや RETAQ センターが独立行政法人であることは、オランダの支援・提言と何か関係あるのか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) オランダ案件のなかには、基準や規定といった活動はあるが、先ほどの話はベトナム政府の政令第 60 号（独立採算制の促進）での方針。</p> <p>→ (溝江) RETAQ センターは独立行政法人のままか。つまり、政府予算は措置されるか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。透明性を確保するためには、公的機関である必要があるため。なお、自分たちのサービスで収入を得ているところもある。</p> <p>→ (海外) 既に RETAQ センターは独立行政法人なのに、なぜ MARD 直下の直轄ではないのか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 不思議な位置づけだが、移行期間かもしれない。</p> <p>→ (溝江) 独立行政法人なら、新しいスタッフも NAFIQAD から来るとか異動で MARD から来るともないのか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。ない。したがって、職員はずっと RETAQ センターの職員である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (海外) NAFIQAD 支局が国営企業になる、ということは既に決定か。 <p>→ (Dr. Ninh) 政府政令第 60 号には、その方向性が示されているが、まだ具体的な計画はない。ロードマップのみ言及されているが、実施の具体的な規定がまだ存在していない。当初予定は、2021 年から調整開始だったが、コロナの影響でまだ開始されていない。</p> ● (仲田) 業務量の話。PT テストは、SGS は実施していて、NAFIQAD 支局 4 は実施できていないという話だったので、RETAQ センターが実施できることは重要なこと。どれくらいの頻度で PT テストを実施することになりそうか。 <p>→ (Dr. Ninh) 民間企業である SGS にとって、PT テストは必須。RETAQ センターも以前、SGS の PT テストを 3 年くらい実施していた。ISO17043 を持っていなければいけない、という決まりがそのときはなかったため実施できた。現在は、その決まりができたので中止している。検査機関は PT テストを 3 年に 1 回とか、1 年に 1 回受けなければならない、検査方法も 100 項目等多いので、業務量的にはけっこう多い。</p> ● (仲田) 標準の検査方法の確立については？ 今つくっているマグロは、CODEX のものをそのまま適用したり、輸出先国のルールを適用したりせず、独自の基準をつくっているが、どういう際に独自基準をつくるのか。 <p>→ (Dr. Ninh) ベトナムは、WTO など国際協定のメンバーとなっているので、その加盟国と基準もそろえていく必要がある。何か基準を決める際には、SPS オフィスに提出して承認を得ている。</p> <p>今、つくっているマグロの基準は、まだ全体の基準がないので、国内消費と輸出先国の基準に沿うために、ベトナムの基準を作成している。今回のマグロの基</p>
--	--

	<p>準について、SPS オフィスに出すときには、日本からもたくさんコメントが出ると思う。</p> <p>→ (仲田) このマグロのケースのように、これからもたくさんの品目についてベトナムの基準を決めていくか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) ヌクナム (魚醤) など、ベトナムが基準をつくるものはある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (溝江) 無償案件の報告書によれば、RETAQ センター自主財源が、政府予算の2倍程度想定されているが、それは何からの収入か。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) 公的サービスの供給。直接、政府からの委託によるサービス提供もあるし、民間企業からの委託による収入もある。 → (溝江) 具体的にどのようなサービスか。 → (Dr. Ninh) 例えば、VietGAP 導入に関して農協 22 カ所へのアドバイスを支援している。今後もっと増えて、45 カ所程度に助言をする。 → (仲田) VietGAP のなかで、RETAQ センターはどのような助言をするか。栽培局では？ → (Dr. Ninh) 現在、RETAQ センターには品質管理部があり、国民と企業に対して助言を行うという機能がある。サンプル採取と分析を行っている。 → (仲田) GMP (適正製造規範) においても同じようなことを実施か。 → (Dr. Ninh) そのとおり。RETAQ センターは ISO2000 も VietGAP も取得しているので、実施できる。農林水産分野のコンサルティングも業務の一つである。まだラボがないので実際の検査はできていないが、コンサルティング業務はできているので、収入もある。 ● (溝江) JICA はベトナム国内で安全野菜を作るプロジェクトをやっているが、このプロジェクトにも RETAQ センターはコンサルティングを行うことは可能なのか。料金は発生するか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) できると思う。サービスを提供するときは、料金は発生する。 → (溝江) 同じ JICA の案件なので、連携ができるとよい。 → (Dr. Ninh) JICA 対象の農協なら、割引価格で対応できると思う。RETAQ センターは MARD 指定の VietGAP の登録認証機関でもある。 → (海外) 案件名にある「コンサルティング」とは、食品安全分野での専門用語ではなく、一般的な意味での「コンサルティング」ということか。 → (Dr. Ninh) そのとおり。一般的な「助言」といった意味。 ● (溝江) このプロジェクトは3年間なので、優先度に応じて内容を絞り込まないといけない。ISO の優先度を教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) 内部で議論して決めたいが、検査と認証に ISO17025 と ISO17043 は必須。残りは同等の優先度 (要請書に記載の五つのうち残り三つ)。 → (海外) RETAQ センターは、他の検査機関を認定することを想定しているのか。 → (Dr. Ninh) そのとおり。ISO17065 に関係する。 → (海外) 当面は、食品安全の検査をしたい、その後植物・動物の検疫、との話だったが、本案件で実施対象とするのはどこまでか。 → (Dr. Ninh) 本案件の対象は、食品安全検査のみである。植物・動物の検疫は含まない。
--	--

<面談記録> NAFIQAD 支局 1 ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8 月 10 日 10:45-13:00
訪 問 先	NAFIQAD 支局 1
面談場所	同上 (会議室)
面 談 者	NAFIQAD 支局 1 Mr. Tran The Phong, Director Ms. Bui Thi Nhan, Deputy Director Ms. Do Thi Thu Huong, Head of Microbiological Analysis Div. Mr. Nguyen Cong Chuc, Head of Chemical Analysis Div. Mr. Bru Thi Thu Trang, General Affairs Office
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺 (記録)
同 行 者	Dr. Tran Dang Ninh, Director, RETAQ Centre Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy, Head of Inspection and Reference Testing Div., RETAQ Centre Mr. Phan Thai Long, General Affairs Div., RETAQ Centre Ms. Dao Thi Khanh (通訳)
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつ、本プロジェクト及び本調査の目的につき説明ののち、聞き取りを行った。聞き取り内容は、以下のとおり。 ● (センター長) 当センターは、MARD/NAFIQAD 傘下の独立行政法人であり、北部地域 28 省を管轄。ハティン省以北すべての省を管轄している。業務は、輸出水産物に関する業務、特に検査などを行っている。輸出証明書の発行も行っている。また、国内消費と輸出製品に関する食品安全検査と農業物資に関する品質検査、ISO や HACCP、VietGAP などの適合認証も行っている。さらに、法規定の作成への参加やベトナム基準・規定の策定にも参加し、法規定の順守、基準の適用に関する研修、指導、勉強会なども実施。具体的な機能と任務については、質問票回答を参照してほしい。 検査実績は、年平均 10 万回ほどである (過去 5 年間)。現在、当センターのラボは ISO17025 に準拠しており、MARD と MOH の指定検査室と認められている。EU の同等検査室として認められ、韓国、日本、インドネシアの指定検査室にもなっている。 輸出証明書は、平均で年間 6 万トン程度の水産物につき発行している。 職員は 44 名。四つの部署があり、試験検査部の職員はベトナム国内の研修に参加するとともに東南アジア、中国、ヨーロッパなどの研修にも参加している。しかし、新しい試験方法についてはまだ制約があり、研修機会も少ないため、今後も機会を得ていく必要がある。 検査能力については、化学分析は主にできている。薬剤耐性菌の検査、残留農薬、微生物、重金属の検査もできている。しかし、設備機材の数が少なく、ニーズに応える十分なキャパシティがないのが課題である。 ● (海外) NAFIQAD 支局 1 は、ここに事務所とラボがあり、これ以外にラボはないという理解でよいか。 → (センター長) そのとおり。ほかに施設はない。 ● (海外) 国内業務の割合と内容を教えてほしい。 → (センター長) 現在、輸出以外に国内消費物の検査業務を行っている。主な仕事としては、管轄の省がモニタリングや監視を行う際に、採取したサンプルを当センターに送り検査している。また、各地方行政官に対して当センター職員がサン

	<p>プル採取の方法などを研修している。食品用水生動物と陸生動物・植物、ともに対象としており、当センターの検査業務の6割程度は国内消費向け食品である。</p> <p>→ (仲田) モニタリングの仕組みは、どのようになっているのか。市省の人民委員会がインスペクションをやり、採取したサンプルを当センターで検査する、ということか。</p> <p>→ (センター長) そのとおり。基本的に、人民委員会傘下の DARD からの依頼である。</p> <p>→ (仲田) ここにサンプリングとして送られてくるのは、生産、流通、消費の各段階のうち、MARD が管轄となる生産段階の品目か。</p> <p>→ (センター長) 食品安全法では、省庁の管轄を決めているが、品目によっては全工程を管轄する品目もあれば（水産物などは MARD が全行程を管轄）、牛乳など状況により異なる品目もある。牛乳は、梱包されたものは MOIT 管轄だが、生産過程は MARD 管轄であり、牛乳に添加物を加えると MOH の管轄になる。</p> <p>現在、当センターは MOH と MARD 両方の指定検査室になっているので、どちらの管轄の品目も分析している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (溝江) ISO を認証している、とは？ <p>→ (センター長) ISO22000 (HACCP) や VietGAP を認証することができる。ISO22000 の認証を行うには、ISO17021 を取得する必要があるが、当センターはそれを持っている。</p> ● (溝江) 法規制の作成への参加は、具体的にはどの規制か。 <p>→ (センター長) 農業分野の法規制のみである。MARD 大臣が策定する通達の作成に参加している。例えば、農業産品のトレーサビリティ、貝類の漁獲場所、水産品の毒性・化学分析、輸出の検査と承認、などの通達作成に参加。水産物の生産工程に関する技術規格、加工施設の環境条件の技術規格などの作成にも参加。各検査方法に関する基準（標準試験方法）の作成にも参加。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 標準試験方法は、TCVN（国家規格）であり、農業分野についての標準的な試験方法。これは推奨基準であり、MOST の管轄。各省庁は、毎年 MOST に提案、作成し、提出して承認されれば、推奨基準となる、という流れ。標準試験方法について、一つの指標検査を行う際に、さまざまな標準試験方法がある。したがって、標準試験方法を選定する際には、そうした試験方法から選定したり、まだ試験方法がない事項については新しく作成する。現在、ベトナム政府は参考の基準リストを承認していないが、今後 RETAQ が稼働したらこういう責任を担う。</p> <p>→ (溝江) TCVN への作成参加は、NAFIQAD 支局 1 のみか？ それとも他支局も？</p> <p>→ (センター長) 六つすべての支局が参加している。六つの支局は同じ業務・機能を有する。</p> ● (海外) 取得済み ISO は？ <p>→ (センター長) ISO17025、17021 の二つを取得している。</p> ● (仲田) RETAQ センターができることにより、ベトナムの検査機関の分析の質の向上を促進するものと考えているが、どういう改善が期待できると考えるか。ラボの視察の際には、品質管理（内部精度管理）につきどのように取り組んでいるか、を説明していただきたい。 <p>→ (センター長) 化学検査室と微生物検査室の職員が案内するので、その際に内部品質管理につき説明する。当センターの分析能力にはまだ制約があり、すべての</p>
--	--

農水産品の検査はできない。RETAQ センターは当センター以上の分析能力をもつと思われるので、研修を希望する。

もう一つ、大きな期待（当センターの課題）は PT テストの実施である。化学分析、微生物検査ともに PT テストを提供できる機関は、国内には少なく、また費用も高いので、RETAQ センターでぜひ提供してほしい。また、当センターは機材調達にも制約があり、ニーズに十分に対応しきれない部分があるので、連携して対応したい（HCMC に送ると時間がかかるため）。

→（仲田）当センターで実施できない分析項目とは、具体的に何か。

→（センター長）希望は二つある。できない検査・分析項目は、放射線検査と GMO に関する検査、添加物の検査。こうした項目について RETAQ センターと連携して実施するとともに、キャパシティを超える分を RETAQ センターと協力していきたい。年間 10 万回の検査を実施しているが、今年は 15 万回を予定している。試験室の職員は休みがとれないほど、検査件数・ニーズが多い。

- （化学分析室長）内部品質管理について説明する。化学検査室での検査員は、機材設備の運用に関する研修を全員受け、研修後試験を合格した職員のみ業務に携われる。年 2 回維持管理を行う。ブランク QC で、検査室環境の確認も実施している。標準試験方法について 3 年に 1 回 PT テストを行っている。

→（海外）PT テストはどこに依頼しているか。

→（化学分析室長）NIFC と QUATEST3、あと、海外の企業（パーパス、QUASIMEN）や韓国、台湾の企業に依頼している。

- （微生物検査室長）微生物検査については、基本的には化学室と同様のプロセスで QC を実施。今、比較するための標準物質を使ってやっている。スタッフには、年 1 回繰り返し試験を行っている。定例的に技術の検査も繰り返し行っている。微生物検査室の課題は、比較するための標準物質の入手が難しいことである。今、毒性を減少したものを使っている（職員の健康に悪影響があるため）。したがって、RETAQ センターが稼働したら検体の保管などについて研修してほしい。

- （海外）独立行政法人とのことだが、人事ローテーション（他 NAFIQAD 支局など）はないか。また、過去 5 年程度の財務表など共有頂けるか。

→（センター長）他機関とのローテーションはない。しかし、センター内のローテーションはある。加工工場や輸出ロットの検査を実施しているので、透明性を確保するためである。また、当センターの財務管理だが、①試験サービス、②適合認証サービス（ISO や GAP の認証業務）、③研修・訓練、の三つの財源があり、当センターの財務の 9 割程度をこの三つが占める。残りの財源は、国から委託されている事業として、輸出水産物の有害化学物質の研究と、二枚貝収穫地域のモニタリング事業がある。収入は、毎年 10% 増である。これらの収入源から職員の給料と当センターの活動すべてを十分賄うことができている。

→（溝江）省人民委員会からのモニタリングサンプル分析依頼は、収入は？

→（センター長）ある。有料である。

→（仲田）RETAQ センター稼働に際し、多くの人材を雇用することになるが、ベトナムの一般的な状況として、化学分析等を行う場合、どのような人員を採用しているか。大学で分析業務を学んだ人か、民間検査機関等からの中途採用か。

→（センター長）それはシステム全体の課題と思う。基本は中途採用を希望しているが、RETAQ センターを含め支局 1~6 の場合は、公的機関であり、給与面では魅力的でなく、中途採用は難しいのが現状である。したがって、中途採用とともに新卒も採用している。

	<p>→ (海外) 新卒と中途、割合はどの程度か。</p> <p>→ (センター長) 検査試験分野の人材育成について、大学卒業人材自体少ない。中途採用は 20~30%程度。</p> <p>→ (仲田) 新卒人材の場合、一人前の業務ができるようになるにはどの程度の研修期間が必要か。</p> <p>→ (センター長) 2 カ月の試用期間ののち、1 年間の実習を行っている。その後には、簡単な検査は実施できるようになる。難しい検査は、3 年くらいかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (センター長) ラボを見て、コメントを頂けるか。 <ul style="list-style-type: none"> → (仲田) 専門的なコメントはできないが、狭い敷地の中で努力して業務を実施されていると感じた。 ● (海外) 地方の関係者に研修や勉強会を実施とのことだが、対象はだれか。 <ul style="list-style-type: none"> → (センター長) 地方行政官だが、①人民委員会傘下の DARD 職員、②郡人民委員会傘下の専門機関 (各郡による: 経済課、農業課、医療課など) の職員である。 → (海外) 検査方法の研修ではない、ということによいか。 → (センター長) そのとおり。食品安全に関するモニタリング・監視についてである。 ● (仲田) GAP の認証のうち、VietGAP と他 GAP の割合は? <ul style="list-style-type: none"> → (センター長) VietGAP のみ認証している。 ● (溝江) 分析業務に占める「動物」「植物」「水産物」の割合は? <ul style="list-style-type: none"> → (センター長) 水産物は 40%、それ以外の動物・植物は 60%。 → (溝江) 「動物」と「植物」の割合は? → (センター長) 詳細な統計はないが、全体の 12%程度が動物である。 → (溝江) 検査員の国内研修機関は? → (センター長) NAFIQAD 本部の主催の研修と、NIFC、各大学などの研修に参加している。 → (溝江) NAFIQAD は研修機関がないと思うが、研修は実施できるのか。 → (センター長) 有識者や経験者が研修講師を務めている。例えば、フェーズ 1 で日本で研修を受けたのちに他の職員に伝達研修を行った。
--	--

<面談記録> オランダ政府ヒアリングの記録

議 題	詳細計画策定調査のためのヒアリング
日 時	8月11日 14:10-15:00
訪 問 先	オランダ政府関係者（オンライン）
面談場所	JICA ベトナム事務所（会議室）
面 談 者	オランダ政府支援関係者 Mr. Leendert van Ginkel, WFSR, Former Director EURL and Programme Manager Mr. Edzart Bruinier, Netherlands Food and Consumer product Safety Authority Ms. Nguyen, Huong Lan, Senior Agricultural Advisor, Embassy of the Kingdom of the Netherlands（他1名）（全員オンライン参加）
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺（記録）
同 行 者	なし
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 冒頭のあいさつに続き、先方より現行プロジェクトの概要と次フェーズのプロジェクト概要と現在の進捗について説明を受けた。続いて、当方より面談の目的、本プロジェクトの背景・経緯を説明ののち、質疑応答を行った。質疑応答の結果は、以下のとおり。 ● （仲田）本プロジェクトの内容はオランダ政府の支援内容と非常に類似性が高く、両プロジェクト間の重複を懸念している。また、ベトナムの食品安全分野における法制度整備につきオランダ政府は支援を行う予定か。 →（オランダ側）ベトナム食品安全法の改正、制度の変更については、必要性につき議論を行ってきたが、（ベトナム側が受け入れないので）議論は続けているが、各省庁の傘下に認証ラボを位置づける形で支援を計画している。ベトナムのラボ全体の能力向上を図る。 ● （仲田）オランダ支援プロジェクトの報告書では、認証ラボの担当する技術分野を13分野挙げており、分野ごとに担当の認証ラボを設定するというイメージかと思うが、実際にはどの技術分野が MARD/NAFIQAD の担当になるか。 →（オランダ側）まだ決まっていない。現在、認証ラボ候補機関のロングリストを作成し、各機関に質問票調査を実施している段階であり、その調査でスクリーニングして最終的には5~6カ所のラボを認証ラボ候補として技術支援する予定である。 ● （海外）われわれは、MARDの認証ラボとなるのは RETAQ センターのみ、と認識しているが、今の話では MARD の認証ラボは RETAQ センターに限らない、ということか。そうだとすると、JICA が検討している支援とオランダの支援は認識が異なると思うが、どうか。 →（オランダ側）われわれの案件では、NAFIQAD と協力し、これまでとは異なる、新しいシステムを提案している。各省の傘下に認証ラボがそれぞれひもづくのではなく、ベトナム全体で品目ごとに認証ラボを指定する、というもの。 →（海外）われわれが要請を受けている案件は、現在の体系のなかでの RETAQ の支援で、オランダ政府の支援とは、前提が異なるとう理解した。 ● （仲田）認証ラボ候補にはさまざまな要件が設定されているため、RETAQ センターはオランダの支援対象（認証ラボ候補）にはならないのではないか。 →（オランダ側）RETAQ センターは候補に残ると考えている。（要件には合わないが）RETAQ センターを MARD の認証ラボとすることが MARD の考えである

<p>ため。したがって、RETAQ センターにはオランダの支援と JICA の技術協力が入ることになるため、重複を回避するよう議論していくことが必要だ。</p> <p>→ (仲田) そのとおり。どのように役割分担をしていくかを検討していくことが重要だ。</p> <ul style="list-style-type: none">• (溝江) 認証ラボ候補のロングリストを作っているとのことだが、MARD 傘下のラボは何件くらい入っているのか。• → (オランダ側) 全 90 ラボ程度がロングリストに載っており、45 程度が MARD の指定検査室だと思うが、正確な数字は把握していない。• (溝江) JICA とオランダの支援の役割分担につき話し合うのは、いつごろならよいか。 <p>→ (オランダ側) 10 月にラボを訪問し、ワークショップを実施予定。したがって、10 月には認証ラボ候補が決まるので、その後、10 月下旬ごろには具体的な話し合いができるのではないかと。</p> <p>結論: 今後も話し合いを継続し、重複を避けより良い支援にしていくことを確認した。</p>
--

<面談記録>プロジェクト形成のための協議の記録

議 題	詳細計画策定調査のための協議
日 時	8月12日 14:00-17:40
訪 問 先	RETAQ センター
面談場所	RETAQ センター会議室
面 談 者	RETAQ Centre Dr. Tran Dang Ninh, Director Mr. Nguyen Dinh Anh, Vice Director Mr. Dang Viet Yen, Vice Director Mr. Do Duc Ban, Incharge of Quality Control Dept. Ms. Nguyen Thi Thanh Thuy, Head of Inspection and Reference Testing Div. Mr. Vu Tuan Long, Inspector, Inspection and Reference Testing Div. Mr. Phan Thai Long, General Affairs Div.
調査団員	溝江、仲田、海外、渡辺（記録）
同 行 者	Ms. Dao Thi Khanh（通訳）
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に準備した資料に沿って、各事項の確認を行った。協議の内容は、以下のとおり。 ● （Dr. Ninh）RETAQ センターの輸出入検査につき、管轄地域は全国であり、NAFIQAD 支局 1 のみならずすべての支局でキャパシティを超えた分は RETAQ センターが請け負う。 二枚員のモニタリング検査や養殖場の残留検査は、国のプログラムであり、基本的には実費支払いのみ受けるため、収入はない。このプログラムの予算は、年間で 100 億 VND（全国）である。 →（溝江）地方人民委員会が実施する食品安全モニタリングは？ →（Dr. Ninh）地方人民委員会は、MARD が指定する検査機関に検査を依頼する。通常は地理的に近い検査機関に依頼する。RETAQ センターは MARD の指定を申請する。立地的にもいろいろな近隣地域から依頼が見込める。 ● （Dr. Ninh）収入としては、輸出水産品検査のみから少なくとも 200 億 VND/年（NAFIQAD 支局 3 と同程度）と想定している。 北部地域は検査機関数が限られているため、今は NAFIQAD 支局 3、4 と QUATEST3 で検査してもらっていることから、RETAQ センター稼働後は一定程度の収入を想定できると考えている。 ● （溝江）オランダ案件についての NAFIQAD 本部（Mr. Thiep）とのアPOINTは取れたか。 →（Dr. Ninh）オランダ案件のダイレクターは Mr. Thiep、副ダイレクターは自分（Dr. Ninh）である。必要な情報は今日、自分から提供できる。 →（溝江）本案件のミニッツの署名を NAFIQAD にもお願いすることを検討している。 →（Dr. Ninh）ミニッツの署名は RETAQ センターだけである。討議議事録（R/D）の署名は、RETAQ センター、NAFIQAD、ICD、場合によっては計画財務局も入るかもしれない。ICD に確認する。 →（溝江）通常、プロジェクトの実施体制には、プロジェクトダイレクターとプロジェクトマネジャーを置く。プロジェクトマネジャーは Ninh 所長、ダイレクターは NAFIQAD かと考えている。

→ (Dr. Ninh) この案件については、MARD 決定で実施機関は RETAQ センター、その上は MARD であり、その間に NAFIQAD は入らないことになっている。
→ (溝江) 了解した。実施体制については、月曜日にまた協議したい。

- (Dr. Ninh) 「PT テスト」は、各検査機関が任意で参加することができるテストであるが、今後、MARD 傘下の検査機関については必須にすることを検討している。また、MARD 傘下以外の検査機関もたくさんあり、そうした検査機関も参加できる。民間検査機関の数も多く、PT テストへのニーズも高い。現在、MARD、MOH、MOIT の 3 省庁の指定検査機関は約 70 施設、ISO17025 を取得した検査機関は 1,000 施設以上あり、ISO17025 を取得した検査機関は必ず PT テストを受けなければいけないため、ニーズは多い。

→ (仲田) ISO17025 を取得した検査機関は、どの程度の頻度で受けなければいけないか。

→ (Dr. Ninh) 検査指標により、3 年に 1 回の場合と 1 年に 1 回の場合がある。ベトナム国内で PT テストを実施できる機関はまだ少ないため、現在は、検査機関は外国の認定機関に高い金額を払って PT テストを受けている。

PT テストより少しレベルの低いテストとしては、内部精度管理と試験所間比較試験がある。

→ (仲田) PT テストとは、ブラインドテストだけなのか。それともラボのインスペクションもするのか。

→ (Dr. Ninh) ブラインドテストを実施する場合と、結果を自分たちで評価できるか、まで試験する場合がある。ラボのインスペクションは、PT テストでは実施していない。

→ (仲田) GLP (優良試験所基準) は、ベトナムでは導入されているか。

→ (Dr. Ninh) 現在、ベトナムでは ISO17025 を導入しており、GLP よりレベルが高い。もともと GLP を導入していたが、ISO17025 に置き換わった。

MARD の指定検査機関を指定するための査察団には、オランダ案件で構築される認証検査機関ネットワークの検査機関が参加することを検討中である。

- (Dr. Ninh) RETAQ センターの管轄は、食品安全検査を実施している指定検査機関である。D-Fish 傘下のセンター (ASTAC) は食品安全に関する検査を実施していないため、管轄外である。

→ (仲田) RETAQ センターが公定検査法を決めたときに、研修等で普及を図る対象となる検査機関はどの程度あるか。どこに当たるか。

→ (Dr. Ninh) 教育・訓練は、①国の予算で実施するものは公的機関職員を対象に実施するもの、と、②有料の研修、であり②は民間企業が人材育成のために受講するものである。②の方がニーズは高いと思う。NAFIQAD1 と 6 は研修を実施する機能も付与されているが、検査業務が多いため研修は実施していない。RETAQ センターは研修終了後に修了証を発行できる (NAFIQAD1 と 6 は発行できない)。

- (仲田) RETAQ センターが認証試験を実施するには法的な裏づけが必要だと思うが、どのようなプロセス、タイムフレームで法的な裏づけがなされていくか。

→ (Dr. Ninh) 食品安全法第 47 条に、各省庁は認証センターを指定する、と書いてある。ただし、施行後 10 年以上経ってもこの条項を実現することは難しいことが判明している。次の食品安全法の改定の際に MARD から提案しようとしているのは、「3 省が連携で認証センターを指定する」ということである。改定がなされれば、施行政令も出て、実現できると思う。

- (仲田) MOH、MOIT は認証センターを指定しているが、現在は、認証業務を行えない、ということか。
- (Dr. Ninh) いつ、どうやって何をやるかがまだ決まっていないので、指定しているだけで実際の業務は行っていない。
- (仲田) 無償資金協力で設定している「RETAQ センター稼働 3 年後に認証検査 200 件を実施」という目標は、今はまだ現実的ではないということか。
- (Dr. Ninh) そのとおり。
- (渡辺) 食品安全法の改定は、現在 3 省庁のレビューを行っており、取りまとめて国会に提出するのは 2025 年と聞いたが、そういうタイムフレームで動いていくと考えてよいか。
- (Dr. Ninh) そのとおり。
- (溝江) その際に施行細則も同時に制定されるのか。
- (Dr. Ninh) 食品安全法の改定の際に、同時に施行細則も作成し、承認される。
- (渡辺) 法律の成立から施行までは、どの程度の時間を要するか。
- (Dr. Ninh) 法律成立から約 6 カ月後に施行となる場合が多い。法律によっては翌日から施行となるものもある。法律のなかに施行日が指定されている場合もある。
- (仲田) ベトナム国内では、①技術規格 (順守必須)、②各省庁が定める推奨基準、③各施設の SOP の 3 段階があると聞いたが、技術規格は MOH が定めるものとの理解でよいか。
 - (Dr. Ninh) 技術規格は MOH だけと決まっているわけではなく、他省が制定することもできる。ただし、食品安全の項目については、MOH が上限値を設定すると決まっている。
 - (仲田) NAFIQAD の各支局では、必ずしも統一した分析方法を使っていない、と聞いたが、それは MOH が決めた分析方法に沿っていない、ということか。
 - (Dr. Ninh) 技術規格では上限値 (数字) のみが定められており、これは、順守必須だが、その分析方法については MOH は定めておらず、分析方法は各省庁が決める推奨基準に該当する。ただし、他の法律文書で定めれば、分析方法が順守必須となることもある。
 - (溝江) 推奨基準は、NAFIQAD 支局では採用しているところが多いか。
 - (Dr. Ninh) 推奨基準を用い、それぞれに即した分析法を採用している。
 - (仲田) 日本でも、推奨基準と比べて検査結果に大きな誤差がないことを確認したうえで、それぞれの検査機関に即した分析方法を採用しているが、同じか。
 - (Dr. Ninh) そのとおり。
 - (溝江) 新しい推奨基準が作成されたときには、どのように MARD 傘下の検査機関に周知しているか。
 - (Dr. Ninh) 推奨基準を TCVN というが、これはどの組織や機関でも、また個人でも策定できる。MOST に申請し、承認されれば登録となり、MOST のポータルで公開される。
 - (溝江) 例えば RETAQ センターが TCVN を策定したら、MOST に登録しポータルで公開して完了、なのか。
 - (Dr. Ninh) そのとおり。ただし、TCVN 策定に際しては、先行類似基準がないことを確認するなど手順は複雑である。
 - (仲田) 今後、新しく TCVN をつくらなければいけない分野はたくさんあるか。
 - (Dr. Ninh) ある。新しい機材・設備の導入に際し、新しい分析方法が必要となる。また、技術が進めば新しい方法が必要となる。また、新しい農薬など物質については分析方法がまだないため、新しく作成する必要がある。

	<p>→ (溝江) TCVN を作成し、登録して公表されるまでどの程度時間がかかるか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) ものによるが、だいたい1年くらいかかる。難しいものは2年ほどかかる。今、RETAQセンターが作成しているマグロの分析方法は、2年である。食肉に関するものは半年、などである。</p> <p>→ (仲田) マグロのケースでは、どのような微生物を分析するか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) エコリー、サルモネラ、コリフォーム、リステリアなどである。輸出用マグロの分析方法であり、輸出先基準などにも留意している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (溝江) ベトナムの検査機関は、みな ISO17025 を取得しているが、取得に際しコンサルタントなどを雇用しているのか。どのように基準を満たす準備を進めているか、教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) 経験と人員のレベルがある程度ある機関では、コンサルタントを雇うのではなく、自分たちで実施する。新しい検査室は、コンサルタントを雇用する。RETAQセンターは、そうした新しい検査室に対する ISO17025 取得のためのコンサルティングをしている。 → (溝江) RETAQ センターが ISO 認証を受ける場合は、どの機関から認証を受けるのか。 → (Dr. Ninh) Vietnam Bureau of Accreditation (BOA) か日本の認証機関に依頼する。 ● (海外) RETAQ センターが実施予定の研修・教育訓練は、どの分野を想定しているか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) ①分析技術、②各検査室の品質管理システム構築（内部品質管理、データマネジメント）。品質管理としてはリスク管理・評価・啓もう（コミュニケーション）、③自営業者に対して、HACCP、VietGAP、オーガニック、ISO22000、の3種類となる。 ● (海外) RETAQ センターの予算額を共有してほしい。今回資料で提示しているのは、無償資金協力の調査時に提供頂いた RETAQ センターの予算であり、これと同じ形で数値を提供願いたい。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) 無償資金協力の調査の際には、1カ月ほどかけて計算してこの数値を出した。インフレはそれほどないので、おおむねこのときに出した数字と同じと考えてよい。 → (海外) この数値は、2017年度時点に、2020～2022年度までの予算を出したもので、今であれば、例えば、2025年度くらいまでの予算計画があれば頂きたい。 ● (海外) RETAQ センターの職員の配置、検査員の技術レベルなどを教えてほしい。 <ul style="list-style-type: none"> → (Dr. Ninh) 総務部門が2名増えて、現在9名である。検査認証部門は現在7名で、全員業務経験3年以上である。今年度採用予定の10名は、全員検査認証部門に配属となるので、計17名となる。検査認証部門のフル稼働には、27名必要。今年度は検査認証部門に配属する職員は、化学分析課7名、生物分析課6名、品質管理・PT課2×2名で4名となる予定。現在、1名は NAFIQAD 本部に出向している。 → (溝江) 品質管理部門は、今年度中は6名で変更なしとしたら、各課は何名か。 → (Dr. Ninh) 研修・コミュニケーション・リスク分析課が3名、品質保証課が3名である。 → (溝江) いつごろ、56名体制になるか。 → (Dr. Ninh) 56名は上限人数である。 → (溝江) 上限人数を雇用しないのか。
--	---

	<p>→ (Dr. Ninh) フル稼働になったら 56 名にする。ニーズに応じて、順次 56 名まで増やす。</p> <p>→ (溝江) 本プロジェクトは 36 名で開始する、ということか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。ニーズが高ければ、上限職員数を上方修正するかもしれない。</p> <p>→ (溝江) 副センター長は、検査業務を行うか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 2 名いる副センター長のうち、1 名は検査業務を行っている。もう 1 名は全体のマネジメントを行っている。</p> <p>→ (海外) 品質管理部門 6 名も 3 年以上経験者か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。</p> <p>→ (海外) これから雇用する 10 名も 3 年以上経験者か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) それを希望しているが、応募状況にもよる。</p> <p>→ (溝江) 今、NAFIQAD 支局 4 などで研修している職員も 3 年以上経験者か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。</p> <p>→ (仲田) 本プロジェクトの中核的なカウンターパートとなる職員は、化学分析課、生物分析課、品質管理・PT 課にそれぞれ何名程度を想定しているか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 検査認証部門の 17 名は、全員カウンターパートとしたい。彼らが、その後別々の検査機関に指導する立場となるため。</p> <p>→ (海外) 品質保証課と品質管理・PT 課の違いは？</p> <p>→ (Dr. Ninh) 品質保証課は、RETAQ センター内部の品質保証に関する業務、品質管理・PT 課は、外部機関・自営業者への品質管理の指導を行う。</p> <p>● (海外) 無償案件で設定した目標値 (事業完成 3 年後) について、現在の扱い、実現可能性など教えてほしい。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 供与機材の種類と数、その機材に関する職員数を踏まえて目標値をつかった。現時点の無償案件では、上記の条件が変わっていないため、目標値も変更はない。</p> <p>→ (仲田) 目標値として設定されている「レファレンス試験」は、紛争解決のための検査か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。</p> <p>→ (海外) つまり、年間 200 件の紛争が発生する、という想定か。</p> <p>→ (Dr. Ninh) レファレンス検査 200 件は、輸出時の警告とリスクを踏まえて計算した。</p> <p>→ (溝江) 輸出国から警告が 200 件ある、ということか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) そのとおり。</p> <p>→ (溝江) 「レファレンス検査」は法的な権限がないとできない、という理解だが、無償目標値 200 件でいう「レファレンス検査」も、法的な権限がないとできない検査、ということか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) 警告を受けたときに、省庁 (行政管理機関) が指定した検査機関がレファレンス検査をすることはできるが、民間機関同士の争議の場合、どこで、どうやってレファレンス検査を実施できるか、明確に法律で定められていないため実施ができない。</p> <p>→ (溝江) では、今、輸出国から警告を受けた場合、MARD はどの機関でレファレンス検査を実施しているか。</p> <p>→ (Dr. Ninh) MARD は今、認証センターを指定していないため、基本警告があった場合は、その判定を受け入れる (争わない)。輸出したものが差し戻された場合は、戻ってきた貨物を受け入れた港に一番近い支局が検査を行い、問題がなければ貨物を国に入れる。</p>
--	---

- (海外) では、そうした場合は、RETAQ センターが都度、MARD から指定されてレファレンス検査を実施できる、ということか。
 - (Dr. Ninh) そのとおり。
 - (渡辺) RETAQ センターは、MARD から指定されればレファレンス検査を実施できるのか。そのほかに必要な要件はないか。
 - (Dr. Ninh) 指定されればできる。オランダの支援で、今、認証センターとして指定するための要件を整理しており、その一つとして ISO17043 が必要である。
 - (仲田) ISO17025 と ISO17043 は、同時並行的に取得することは可能か。
 - (Dr. Ninh) 可能である。
 - (仲田) ISO17043 取得の条件として、標準物質を作るための ISO17034 の取得は必須か。
 - (Dr. Ninh) ISO17043 取得のために、ISO17034 の取得は必須ではない。
 - (溝江) ISO17043 取得も、RETAQ センターが自分でできるのか。
 - (Dr. Ninh) ISO17043 の取得には、コンサルタントの雇用が必要。現在、ベトナムには ISO17043 認定ができる機関がない。そのため、本プロジェクトにおいて ISO17043 取得に向けて日本のコンサルタントを派遣してほしい。また、日本の認証機関で取得したい。
 - (溝江) 輸出したがリジェクトされた件数などデータを共有頂けないか。そうしたデータがあれば、本案件の妥当性を説明できる。
 - (Dr. Ninh) 自分はその権限がないため、確認する。センシティブな問題であり、提供できるかは不明。なお、一般にリジェクトされた国は、その件数を公開していないが、リジェクトを行った国は、その件数や内訳を公開しているので、ベトナムの主な輸出先である、EU、米国、日本の 3 カ国の情報を集めればおおよその数字はつかめる。
- (海外) リスク分析の目標値である 150 は、年間にこのくらいの違反件数があるということか。
 - (Dr. Ninh) これは、違反が発生した際に、その分析には 150 程度の検査事項が発生することから設定した。例えば、コメに違反があり、残留農薬を分析する際に、150 程度の分析項目にて検査を行うこととなる。
 - (海外) 本プロジェクトの枠組みに関する調査団からの提案を行う (資料を提示)。
 - (Dr. Ninh) タイトルは、ベトナム側で既に承認されているものなので、タイトルを変えるのはものすごく大変な作業になる。2050 年までの農村農業開発ビジョンにも「持続可能な農業開発」をめざすことを謳っており、RETAQ センターが稼働すれば持続可能な農業開発に寄与するため、このタイトルとした。したがって、タイトルは変更しないでほしい。

また、上位目標は上記ビジョンに沿っている必要があり、「食品品質改善に貢献」「輸出の促進に貢献」などの言及が必要。さらに、プロジェクト目標は、この案件の実施によりどのような貢献ができるか、を記載する必要がある。したがって、上位目標も変更はしないでほしいが、調整が必要なら、プロジェクト目標の部分で検討できると思う。
 - (溝江) ベトナム側の「上位目標」は、JICA でいう「スーパーゴール」的な位置づけと理解する。JICA としては「上位目標」は 3～5 年後に達成される目標となる。対応については、検討する。
 - (渡辺) プロジェクト目標は調整可能、ということによいか。
 - (Dr. Ninh) そのとおり。タイトルの変更は大変難しい。
 - (溝江) 承知した。タイトルの変更についても、再度検討する。

- (海外) 成果 (案) 三つを確認したい。
 - (Dr. Ninh) ベトナム側から要請したもので、幾つか提案から漏れているものがある。一つは ISO。ベトナム側からは五つ ISO を要請したが、提案には二つしか入っていない。RETAQ センターの品質保証システム整備についても、提案には盛り込まれていない。ベトナム側がなぜ、こうした要請をしたかを説明し、理解していただきたい。月曜日に議論を続けることを提案する。
 - (仲田) 検査能力の向上は、どの分野を優先に考えるか。オランダ支援のなかで、13 分野のどの項目を RETAQ センターがカバーすることになるのか知りたい。
 - (Dr. Ninh) 指定検査室と認証センターで、それぞれ優先度がある。優先順位づけは、検査認証部の意見を聞いてから回答したい。後日、お知らせする。
 - (海外) 今回の成果提案は、もともとの要請の内容を詳細化して分解して取りまとめた。まったく異なる提案をしたという認識はないので、その旨理解願いたい。
 - (Dr. Ninh) 月曜日に優先検査項目と RETAQ センターの希望とニーズ・理由を説明するので、その後、プロジェクトの内容を協議したい。
 - (溝江) プロジェクトドキュメントを読み、RETAQ センターは包括的な機能を有していると理解している。一方、JICA の技術協力プロジェクトは、リソースの制約がある。リソースというのは時間、予算、専門人材などである。その点もご理解頂ければありがたい。また、技術協力プロジェクトの目的は技術移転であり、投入も技術移転に集中する必要があることもご理解願いたい。本プロジェクトはベトナム・日本の共同プロジェクトであり、双方の希望やニーズを協議して一つのプロジェクトをつくっていかねばと考えている。

